



COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME
EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS

大法廷

D. H. ほか対チェコ共和国事件

(申立番号 57325/00)

判決

ストラスブール

2007 年 11 月 13 日

D. H. ほか対チェコ共和国事件において、

欧州人権裁判所（第二部）は、

裁判長 Nicolas Bratza

裁判官 Boštjan M. Zupančič,

同 Rıza Türmen,

同 Karel Jungwiert,

同 Josep Casadevall,

同 Margarita Tsatsa-Nikolovska,

同 Kristaq Traja,

同 Vladimiro Zagrebelsky,

同 Elisabeth Steiner,

同 Javier Borrego Borrego,

同 Alvina Gyulumyan,

同 Khanlar Hajiyev,

同 Dean Spielmann,

同 Sverre Erik Jebens,

同 Ján Šikuta,

同 Ineta Ziemele,

同 Mark Villiger

及び**補助裁判官補** Michael O' Boyle

により構成される大法廷において、2007年1月17日及び同年9月19日に非公開で審議を行い、

同年9月19日に採択された以下の判決を言い渡す。

手続

1. 本件は、18人のチェコ国民（以下「申立人ら」）が、人権及び基本的自由の保護に関する条約（以下「条約」）第34条に基づき、2000年4月18日にチェコ共和国を相手取って当裁判所に提出した申立書（no. 57325/00）に端を発しており、申立人らの詳細は、本判決の別紙に記載されている。

2. 申立人らの訴訟代理人は、ブダペストに本拠を置く欧州ロマ権利センター、勅許弁護士のレスター卿（Lord Lester of Herne Hill, QC）、ニューヨーク州弁護士の J. Goldston 氏、及びチェコ共和国弁護士の D. Strupek 氏が務めた。チェコ共和国政府（以下「政府」）の訴訟代理人は、V. A. Shorm 氏が務めた。

3. 申立人らは特に、人種や種族的出身を理由に教育を受ける権利の享受において差別を受けたと主張した。

4. この申立ては、当裁判所第二部に割り当てられた（裁判所規則第 52 条第 1 項）。同第二部では、規則第 26 条第 1 項に規定されるとおり、事件を審理する小法廷（条約第 27 条第 1 項）が構成された。

5. 受理可能性及び本案に関する審理（規則第 54 条第 3 項）を経た 2005 年 3 月 1 日の決定により、同小法廷はこの申立てを一部受理可能であると宣言した。

6. 2006 年 2 月 7 日、Jean-Paul Costa 裁判長、András Baka、Ireneu Cabral Barreto、Karel Jungwiert、Volodymyr Butkevych、Antonella Mularoni 及び Danutė Jočienė の各裁判官、並びに Sally Dollé 部付補助裁判官で構成される第二部の小法廷が判決を下し、賛成 6 対反対 1 で、第一議定書第 2 条と併せて考慮される条約第 14 条の違反はなかったと判示した。

7. 2006 年 5 月 5 日、申立人らは条約第 43 条に従って事件の大法廷への付託を請求した。2006 年 7 月 3 日、大法廷の合議体はその請求を認めた。

8. 大法廷の構成は、条約第 27 条第 2 項及び第 3 項並びに規則第 24 条の規定に従って決定された。最終審理では、本件のさらなる審議に参加できない Christos Rozakis と Peer Lorenzen に代わって、代理裁判官である Kristaq Traja と Josep Casadevall が出席した（規則第 24 条第 3 項）。

9. 申立人らと政府はそれぞれ、本案に関する意見書を提出した。さらに、様々な非政府組織、具体的には、国際ステップ・バイ・ステップ協会（International Step by Step Association）、ロマ教育基金（Roma Education Fund）及び欧州幼児教育研究協会（European Early Childhood Education Research Association）、インターライツ（Interights）及びヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）、マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（Minority Rights Group International）、欧州反人種差別ネットワーク（European Network Against Racism）及び欧州ロマ情報オフィス（European Roma Information Office）並びに国際人権連盟（International Federation for Human Rights（Fédération internationale des ligues des droits de l'Homme - FIDH））から第三者意見が提出され、それぞれ書面による手続への参加が裁判長により許可された（条約第 36 条第 2 項及び規則第 44 条第 2 項）。政府はこれらの意見に回答した（規則第 44 条第 5 項）。

10. 2007 年 1 月 17 日、ストラスブールのヒューマンライト・ビルディングで公開審理が行われた（規則第 59 条第 3 項）。

裁判所には、以下の者が出頭した。

(a) 政府側

V. A. SCHORM 氏

代理人

M. KOPSOVA 氏

Z. KAPROVA 氏

J. ZAPLETALOVA 氏

R. BARINKA 氏

P. KONUPKA 氏 訴訟代理人

(b) 申立人ら側

勅選弁護士 LESTER OF HERNE HILL 卿

J. GOLDSTON 氏

D. STRUPEK 氏

訴訟代理人

当裁判所は、LESTER 卿、Goldston 氏及び Strupek 氏による弁論及び Shorm 氏による弁論を審理した。

事実

I. 事件の経緯

11. 申立人らの氏名と居住地の詳細は別紙のとおりである。

A. 歴史的背景

12. 欧州評議会ロマ・トラベラーズ部 (Roma and Travellers Division) のウェブサイトに掲載されている資料によると、ロマの発祥の地はインド北西部とイラン高原の間に位置する地域である。彼らがヨーロッパに到着したことを示す最初の文献は、14 世紀にまでさかのぼる。現在、ヨーロッパには 800 万人から 1000 万人のロマが暮らしている。欧州評議会加盟国のほとんどすべてにロマが存在し、中欧・東欧の一部の国ではロマが人口の 5% 超を占めている。彼らの大半はロマ語を話す。インド・ヨーロッパ語族に属するこの言語は、多くの変種があるものの、ヨーロッパの非常に多くのロマが

理解している。一般に、ロマは住んでいる地域の支配的な言語の話者でもあり、3以上の言語を話す者さえいる。

13. ロマは、14世紀以来、ヨーロッパに居住しているにもかかわらず、しばしば社会の大多数からは一人前のヨーロッパ人とは認められず、歴史を通じて拒絶と迫害に苦しんできた。これは、ロマを劣等人種とみなしたナチスによるその絶滅の試みで頂点に達した。何世紀にもわたる拒絶の結果、今日、多くのロマ・コミュニティは非常に困難な状況で生活しており、定住している国では社会の片隅に多くのことが多く、公的生活への参加は極めて限られている。

14. チェコ共和国では、ロマは少数民族の地位にあるため、それに付随する特別な権利を享受している。チェコ共和国政府のナショナル・マイノリティ委員会は、行政権を持たない政府の諮問機関であり、ロマを含む少数民族の利益を擁護する責任を負っている。

現在チェコ共和国に住んでいるロマの数については、国勢調査に基づく公式統計と推定数との間に食い違いがある。チェコ共和国政府ナショナル・マイノリティ委員会のウェブサイトに掲載されている推定によると、ロマのコミュニティの構成者数は現在15万人から30万人である。

B. 特別支援学校

15. チェコ政府から提供された情報によると、特別支援学校 (*zvláštní školy*) は、第一次世界大戦後、精神的・社会的ハンディキャップのある者を含む特別な支援を要する子どもたちのために設立された。これらの学校に入れられた子どもの数は増加の一途をたどった (1960年の23,000人から1988年には59,301人)。初等学校 (*základní školy*) の入学要件と、その結果としての選抜プロセスにより、1989年より前は、ロマの子どもたちのほとんどが特別支援学校に通っていた。

16. 本件において適用ある法律である学校法 (1984年法律第29号) 上、特別支援学校は特殊学校 (*speciální školy*) の一種であり、「普通」学校又は特殊初等学校に通うことができない知的障害のある児童を対象としていた。この法律上、子どもの就学先を特別支援学校とする旨の決定は、教育心理センターで実施される子どもの知的能力検査の結果に基づいて校長が行うものとされており、子どもの法定保護者の同意が必要であった。

17. 1990年代の市場経済への移行後、チェコ共和国の特別支援学校制度に多くの変更が加えられた。これらの変更は、ロマの児童生徒の教育にも影響を与えた。1995年、教育省は、特別支援学校で

義務教育を修了した児童生徒に対する追加授業の提供に関する指令を出した。1996/97 学年度より、恵まれない社会的背景を持つ子どもたちのための準備クラスが、ナーサリースクール、初等学校及び特別支援学校に開設された。1998 年、教育省は、特別支援学校に入れられたロマ出身の子どもたちのための代替教育カリキュラムを認可した。また、教師を支援し、家庭とのコミュニケーションを円滑にするために、ロマ人のティーチング・アシスタントが初等学校と特別支援学校に配置された。2000 年 2 月 18 日に施行された学校法の改正第 19/2000 号により、特別支援学校で義務教育を修了した生徒も、選択したコースの入学要件を満たしていれば、中等学校に入学できるようになった。

18. オストラヴァの 8 つの特別支援学校と 69 の初等学校の校長らに 1999 年に送られたアンケートによって得られた、申立人らから提供されたデータによると、オストラヴァの特別支援学校に入れられた児童の総数は 1,360 人で、そのうち 762 人 (56%) がロマであった。対照的に、オストラヴァの初等学校生 33,372 人のうち、ロマの割合はわずか 2.26%であった。さらに、非ロマの児童のうち特別支援学校に入れられたのはわずかに 1.8%であったが、オストラヴァでは、特別支援学校に入れられたロマの児童の割合は 50.3%であった。したがって、オストラヴァのロマの子どもは、非ロマの子どもの 27 倍も特別支援学校に入れられる可能性が高い。

欧州人種差別・外国人排斥監視センター（現・欧州基本権機関）のデータによると、チェコ共和国では、ロマの子どもの半数超が特別支援学校に通っている。

少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会は、2005 年 10 月 26 日付の報告書の中で、非公式な推定によれば、ロマ人は特別支援学校に在籍する児童生徒の最大 70%を占めていると指摘している。

最後に、1999 年に経済協力開発機構が収集し、国際ステップ・バイ・ステップ協会、ロマ教育基金及び欧州幼児教育研究協会の見解¹において引用されたヨーロッパ、アジア及び北米の国々を含む 15 か国のデータの比較によると、チェコ共和国は、生理的障害を持つ子どもの特別支援学校在籍率では第 2 位、学習上の困難を持つ子どもの特別支援学校在籍率では第 3 位であった。さらに、社会的要因に起因する困難を抱える子どもの就学に関するデータを提供した 8 か国のうち、特別支援学校を利用しているのはチェコ共和国だけであ

¹1. P. Evans (2004), "Educating students with special needs: A comparison of inclusion practices in OECD countries", Education Canada 44 (1): 32-35.

り、他の国はそのような子どもの教育については、ほぼ普通学校のみを利用していた。

C. 本件の事実関係

19. 1996年から1999年にかけて、申立人らはオストラヴァの特別支援学校に直接、あるいは普通初等学校に短期間在籍した後に入学させられた。

20. 当裁判所に提出された資料によると、申立人らの親は、自らの子が特別支援学校に入ることに同意し、場合によっては明確に要請した。この同意は、事前に記入された用紙に署名することにより示された。申立人第12号と第16号の場合、用紙に書かれた日付は、同人らを特別支援学校に入れることが決定された日付よりも後である。どちらの場合も、日付は手書きで訂正されており、そのうちの1枚には、タイプミスを指摘する教師のメモが添えられている。

その後、関係する特別支援学校の校長らが、申立人らが心理テストを受けた教育心理センターの勧告を参考にして、入学を決定した。申立人らの学校記録には、検査結果を含む検査報告書と検査員のコメント、子どもたちが描いた絵、そして多くの場合、親への質問表が含まれていた。

入学に関する決定書は、子どもたちの親に送られた。そこには不服を申し立てる権利についての説明が書かれていたが、いずれの親もこの権利を行使しなかった。

21. 1999年6月29日、申立人らは、特別支援学校から初等学校への転校の可能性を知らせる手紙を学校当局から受け取った。申立人らのうち4人（別紙の申立人第5号、第6号、第11号及び第16号）は適性検査に合格し、その後普通学校に通ったようである。

22. 後述する再審査及び不服申立の手続において、申立人らは、その親が署名した委任状に基づいて行動する弁護士によって代理された。

1. 正式な不服申立手続外の再検討請求

23. 1999年6月15日、別紙の申立人第1号、第2号、第10号及び第12号を除くすべての申立人らが、オストラヴァ教育委員会（Školský úřad）に対し、正式な不服申立手続（*přezkoumání mimo odvolací řízení*）外で、同人らを特別支援学校に入学させることとした行政決定を再検討するよう求めた。同人らは、自らの知的能力が信頼できる態様で検査されておらず、自らの親権者その他代理人は、同人らの特別支援学校への入学に同意した場合にはどのような

結果になるのかについて十分な説明を受けていなかったと主張した。よって同人らは、法的要件を満たしておらず、また自らの差別されずに教育を受ける権利を侵害していると主張し、問題となる決定を取り消すように教育委員会に求めた。

24. 1999年9月10日、教育委員会は、申立人らに対し、問題となる決定は法令に準拠しているため、不服申立手続外の手続を提起する条件は申立人らのケースでは満たされていないと通知した。

2. 憲法に基づく不服申立

25. 1999年6月15日、別紙の第1号から第12号までの申立人らは、憲法に基づく不服申立てを行い、特に特別教育制度の一般的機能における事実上の差別を訴えた。その際、申立人らは、特に条約第3条及び第14条、並びに第一議定書第2条に依拠した。申立人らは、自らの特別支援学校への就学決定に対して不服申立てをしなかったことを認めつつも、特別支援学校に入学した場合の結果について十分に知らされていなかったと主張し、（他の救済措置を尽くしたかという問題に関して）自らのケースでは継続的な侵害と、自らの個人的利益をはるかに超える問題が関係していると主張した。

申立人らは、不服申立の理由において、関連する制定法上の規則を実施するために確立された慣行の下で自らが特別支援学校に入れられたと説明した。同人らの申立書によると、この慣行は、事実上の人種隔離と差別をもたらしたが、このことは、異なる人種集団の構成員のために別々に組織された2つの教育制度、すなわちロマ向けの特別支援学校と人口の大多数向けの「普通」初等学校の存在に反映されていた。このような取扱いの違いは、客観的かつ合理的な理由に基づくものではなく、屈辱的な取扱いに相当し、教育を受ける権利を申立人らから奪うものであった（特別支援学校で行われるカリキュラムは劣っており、特別支援学校の児童生徒は初等学校に戻ることも、職業訓練センター以外で中等教育を受けることもできないからである）。申立人らは、不十分な教育しか受けられず、尊厳を傷つけられたと主張し、憲法裁判所 (*Ústavní soud*) に対し、自らの権利の侵害を認定し、特別支援学校への就学決定を破棄し、被申立人ら（当該特別支援学校、オストラヴァ教育局及び教育省）に対し、これ以上の申立人らの権利の侵害を行わないよう命令し、代償授業を提供することにより現状を回復することを求めた。

26. 憲法裁判所に提出した書面において、当該特別支援学校は、申立人ら全員が教育心理センターからの勧告に基づき、親権者その他代理人の同意を得て入学したことを指摘した。さらに、関連する決定が通知されたにもかかわらず、どの代理人も不服を申し立てよ

うとはしなかった。学校によると、申立人らの代理人は、特別支援学校のカリキュラムと初等学校のカリキュラムの違いについて知らされていた。（初等学校への編入を視野に入れた）児童生徒の評価を行うため、定期的に教職員会議が開かれていた。また、学校は、申立人らの一部（別紙の申立人第5号から第11号）は、初等学校に編入できる可能性があることを知らされていた。

教育委員会は、その提出書面の中で、特別支援学校には独自の法的性格があること、問題とされる決定には不服申立ての権利に関する通知が含まれていること、及び申立人らはいかなる段階においても学校監査局に問い合わせたことがなかったことを指摘した。

教育省は差別を否定し、ロマの子どもの親が学業に対してやや消極的な傾向があることを指摘した。教育省は、子どもを特別支援学校に就学させる前に子どもの知的能力を評価しているし、法定保護者の同意が決定的な要素であると主張した。さらに、オストラヴァの学校には、ロマ出身の教育補助者が18人いると指摘した。

27. 最終的な提出書面において、申立人らは、(i) 同人らの初等学校への編入の可能性を視野に入れて、その進歩・発達の定期的な観察を実施していることを示すものが、同人らの学校記録に存在しないこと、(ii) 教育心理センターからの報告書には、使用されたテストに関する情報がないこと、及び(iii) 同人らの特別支援学校への就学勧告は、チェコ語の不十分さ、親の寛容すぎる態度、あるいは不適合な社会環境等の理由に基づくものであることを指摘した。彼らはまた、教育の格差によって初等学校への編入は実際には不可能であり、社会的又は文化的な違いは、申し立てられた取扱いの違いを正当化することはできないと主張した。

28. 1999年10月20日、憲法裁判所は、一つには明らかな正当理由の欠如を根拠とし、また一つには申立審理の管轄権がないことを根拠として、申立人らの上訴を棄却した。それにもかかわらず、憲法裁判所は管轄当局に対し、申立人らの提案を慎重かつ建設的に検討するよう求めた。

(a) 申立人らが特別支援学校に就学させられたことにより権利を侵害されたとの訴えについては、憲法裁判所は、申立通知で実際に言及されたのは5件の決定のみであったため、同裁判所には当該決定に対して不服を申し立てていない申立人らの件について決定する管轄権はないとした。

特別支援学校への就学決定に対して憲法上の不服申立てをした5人の申立人ら（別紙の申立人第1号、第2号、第3号、第5号及び第9号）に関して、憲法裁判所は、同人らの憲法上の不服申立ての範囲が同人らの個人的利益を超えていることに同意したため、同人

らがこれらの決定に対して通常の不服申立てを行わなかったという事実を考慮に入れないことを決定した。しかしながら、憲法裁判所は、これらの決定は、教育心理センターによる勧告に基づき、必要な権限を付与された校長らが申立人らの代理人の同意を得て行ったものであるため、提出された資料の中には、関連する法規定が憲法に違反する形で解釈又は適用されたことを示すものは何もなかったと判断した。

(b) 申立人らの学校での学習状況の観察が不十分であったとの訴え及び人種差別があったという訴えについては、憲法裁判所は、全体的な社会的背景を評価することはその役割ではないと指摘し、申立人らがその主張を裏付ける具体的な証拠を提出していないと判断した。さらに憲法裁判所は、申立人らには特別支援学校への就学決定に対する不服申立権があったが、行使しなかったと指摘した。特別学校への就学の結果について十分な情報が与えられていなかったという異議については、憲法裁判所は、申立人らの代理人が学校と連絡を取ることによってこの情報を得ることができたはずであること、及び申立人らが初等学校への編入に関心を示していたことを示す資料は何もなかったことを考慮した。その結果、憲法裁判所は、不服申立てのうちこの部分は明らかに根拠がないと判断した。

II. 関連する国内法及び慣行

A. 1984 年学校法（1984 年法律第 29 号-2005 年 1 月 1 日施行の 2004 年法律第 561 号により廃止）。

29. 2000 年 2 月 18 日より前は、学校法第 19 条第 1 項が、中等教育を受けるには初等教育を修了していなければならないと定めていた。

2000 年 2 月 18 日に施行された改正第 19/2000 号により、改正後の第 19 条第 1 項では、生徒が中等教育を受ける資格を得るには、義務教育を修了し、入学手続の際に、自らが選択したコースの入学資格条件を満たしていることを証明しなければならないと規定された。

30. 第 31 条第 1 項では、特別支援学校は、「知的障害」（*rozumové nedostatky*）を有し、普通初等学校のカリキュラム、又は感覚障害、病気若しくは障害を有する児童を対象とする特殊初等学校（*speciální základní škola*）のカリキュラムに従うことができない児童を対象としていると規定されていた。

B. 2004 年学校法 (2004 年法律第 561 号)

31. この新しい学校法では、その施行前に存在していた形の特別支援学校についての規定はなくなった。初等教育は、初等学校と特殊初等学校によって行われることとなった。後者は、重度の知的障害や重複障害を持つ児童生徒及び自閉症児を対象としている。

32. 第 16 条には、特別な教育的支援を要する児童生徒の教育に関する規定が含まれている。第 1 項では、「特別な教育的支援を要する児童生徒」が障害若しくは健康問題を有し、又は社会的に不利な状況にある児童生徒と定義されている。第 16 条第 4 項は、この法律において、児童が社会文化的地位の低い家庭環境にある場合、又は社会病理学的現象の危険にさらされている場合にはとりわけ、児童が社会的に不利な状況にあると規定している。第 5 項は、特別な教育的支援の要否は教育指導センターが評価すると定めている。

33. 同法はまた、特に、教育補助員、個別教育プロジェクト、義務教育期間前の社会的に不利な状況にある児童生徒のための準備クラス、及び基礎教育を受けていない児童生徒のための追加授業についても規定している。

C. 特殊学校に関する政令第 127/1997 号 (2005 年 2 月 17 日施行の政令第 73/2005 号により廃止)

34. この政令第 2 条第 4 項は、知的障害を持つ児童生徒のために、特殊ナースリースクール (*speciální mateřské školy*)、特別支援学校 (*special school*)、補助学校 (*pomocné školy*)、職業訓練センター (*odborná učiliště*) 及び実習学校 (*praktické školy*) を設置することを規定していた。

35. 第 6 条第 2 項は、児童生徒の在学中に障害の性質に変化が生じた場合、又は特殊学校が障害の程度に合わなくなった場合には、児童生徒が通う学校の校長が児童生徒の代理人との面接の後、当該児童生徒を他の特殊学校又は普通学校に入学させるよう勧告することを義務付けていた。

36. 第 7 条第 1 項は、児童生徒を特別支援学校等に入学させ、又は特別支援学校等に転校させることの決定は、児童生徒の法定保護者の同意がある場合に限り、校長が行うと規定していた。第 7 条第 2 項は、児童生徒を特別支援学校等に入学させる提案は、児童生徒の法定保護者、児童生徒の在籍校、教育心理センター、病院又は診療所、家庭・児童福祉を管轄する当局、保健所等が校長に対して行うことができると定めていた。児童生徒が特別支援学校への入学

を許可されなかった場合には、校長は第7条第3項により、当該児童生徒の法定後見人及び生徒が定住している市町村の管轄教育委員会にその決定を通知することが義務付けられていた。その後、教育委員会は、当該市町村と協議した上で、その児童生徒が義務教育を受けるべき学校に関する提案を行うことが求められた。第7条第4項では、教育心理センターは、決定に関連するすべての書類を集め、学校の種類に関して校長に勧告することが義務付けられていた。

D. 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒・学生及び才能ある児童・生徒・学生の教育に関する政令第73/2005号

37. この政令第1条は、特別な教育的支援を要する児童・生徒・学生は、普通学校で利用可能な個別の教育的・組織的措置を超える、あるいはそれとは異なる支援措置の助けを借りて教育されるべきであると規定している。

38. 第2条は、教育指導センターによる教育検査又は心理検査の結果、特別な教育的支援を要すると判断された児童生徒は、特別な教育システムに置かれることを正当化する明確かつ切実なニーズがある場合には、特別な学校教育を受けると規定している。

E. 当時の国内慣行

1. 心理検査

39. 子どもの法定保護者の同意を得て、教育心理センターで知的能力検査を受けることは、強制でも自動的でもなかった。子どもに受検させることの勧めは、一般に教師により、子どもが初めて学校に入学するときか、普通初等学校教育で困難が指摘された場合に、又は小児科医によりなされた。

40. この分野の専門家の説を引用した申立人らによると、最も一般的に使用されているテストは、ウェクスラー知能検査 (Wechsler Intelligence Scale for Children) の一種 (PDW と WISC-III) とスタンフォード・ビネー知能検査 (Stanford-Binet intelligence test) のようであった。申立人らは、教師、心理学者及びチェコ教育省特別支援学校局長 (1999年2月) 等の様々な意見を引用して、使用されているテストはチェコの子どもたち専用に考案されたもので、ロマの子どもたちに使用するための標準化も承認も最近されていないため、客観性も信頼性もないと述べた。さらに、ロマの子どもたちがテストにおいて文化的・言語的なハンディキャップを克服できるような措置は取られていなかった。また、テストの実施や結

果の解釈に与えられる自由裁量を制限するような指示も出されていなかった。申立人らはまた、チェコの学校検査局が2002年に発表した報告書に注目した。この報告書では、重大な精神障害のない子どもたちが依然として特別支援学校に入れられていることが指摘されている。

41. 1999年4月1日に少数民族保護枠組条約第25条第1項に基づきチェコ共和国が提出した報告書では、心理テストは「多数派の人々のために考案されたものであり、ロマの特殊性を考慮していない」と指摘されている。

枠組条約に関する諮問委員会は、2002年1月25日に発表されたチェコ共和国に関する第1回報告書の中で、これらの学校は知的障害児のために設計されたものであるが、ロマと多数派との間に現に存在し、又は認識されている言語や文化の違いのために、知的障害児ではない多くのロマの子どもたちがこの学校に入れられたようである、と指摘した。委員会は、「このような特別支援学校に子どもを入れることは、絶対に必要な場合にのみ行われるべきであり、常に一貫性のある客観的かつ包括的なテストに基づいて行われるべきである」と強調した。

2005年10月26日に発表されたチェコ共和国に関する第2回報告書の中で、諮問委員会は次のように述べている。「学校入学時に子どもの知的能力を評価するために使用されるテストや方法は、ロマの子どもたちにとって不利益な形で悪用されないようにする観点から、すでに改訂されている。しかし、諮問委員会は、「この文脈で使用される心理テストの改訂は、顕著な効果を上げていない。非公式な推計によると、（特別支援）学校の児童生徒の最大70%をロマが占めており、このことは、人口に占めるロマの割合を考慮すると、テストの妥当性や実際に行われている関連する方法論に疑問を投げかけるものである。」と懸念を示している。

42. 2000年3月21日に発表されたチェコ共和国に関する報告書の中で、人種主義と不寛容に反対する欧州委員会（ECRI）は、ロマの子どもたちの特別支援学校への誘導は、しばしば準自動的であると報告している。ECRIによると、これらの子どもたちが就学前の適性検査で成績が振るわないのは、チェコ共和国ではほとんどのロマの子どもたちが幼稚園に通っていないという事実によって説明できるという。そのため、ECRIは、ロマ／ジプシーの子どもたちを知的障害児のための特別支援学校に入れるという慣行を十分に検討し、使用されるテストが公正なものであり、子どもたち一人ひとりの真の能力が適切に評価されることを確保すべきであると考えた。

2004年6月に発表されたチェコ共和国に関するその次の報告書で、ECRIは、チェコ教育省が開発した子どもの精神レベルを評価するためのテストは必須ではなく、教育指導センターに対して推奨されている多数のツールや方法のひとつにすぎないと指摘した。

43. 欧州評議会人権弁務官は、その2006年2月15日付のヨーロッパにおけるロマ、シンティ及びトラベラーズの人権状況に関する最終報告書において、次のように述べている。「ロマの子どもたちは、適切な心理的、教育的評価を受けることなく、特別な支援を要する子どもたちのクラスに入れられることがしばしばある。その際の判断基準は、明らかに種族的出身である。」

44. 国際ステップ・バイ・ステップ協会、ロマ教育基金及び欧州幼児教育研究協会が提出した見解によると、東ヨーロッパ、中央ヨーロッパ及び南東ヨーロッパの国々では、（特別支援学校への入学に関連する）「障害」の国家的な定義が一般的に欠如しており、子どもの社会文化的背景に何らかの障害が関連付けられた定義が用いられているため、差別的慣行への扉が開かれたままになっている。障害のある子どもに関するデータは、子どもの実際の特性を十分に評価したものでなく、行政的な情報源から引き出されたものがほとんどであった。そのため、1990年代には、分断的な慣行や単一のテストの使用が一般的であった。

かかる見解においては、オストラヴァ地方でロマの子どもを特別支援学校に入れるために用いられた評価は、1990年代半ばまでによく知られていた効果的な評価指標、たとえば全米幼児教育協会が1987年に発表した評価指標に反していたと主張されている。これらの指標は、その時点で、幼児教育のためのグローバルアライアンス（Global Alliance for the Education of Young Children）と関連していたが、この組織には、ヨーロッパ、特にチェコ共和国の団体が加盟していた。関連する指標には、以下のものが含まれていた。評価の実施の指針となる倫理的原則、評価手段の意図された目的への使用及び専門的な品質基準を満たす方法での使用、評価される子どもの年齢やその他の特徴に適した評価、評価の主題の発達面での意義・教育的意義の認識、学習を理解し改善するための評価用証拠の使用、評価の証拠を、現実に近い環境から、子どもの実際のパフォーマンスを反映した状況で収集すること、評価の際は、時間をかけて収集された複数の情報源からの証拠を使用すること、スクリーニングとフォローアップの間に関連性があること、個別に実施される集団基準準拠テストの使用に制限があること、並びに評価プロセスに関与するスタッフと家族に適切な情報を提供すること。

このように、オストラヴァ地方のロマの子どもたちの評価では、子どもたちの言語や文化、それまでの学習経験、試験という状況に対する不慣れさ等が考慮されていなかった。複数の証拠資料ではなく、単一の証拠資料が使用された。テストは、一度に行われ、時間をかけることはなかった。証拠は、子どもたちが技能を発揮できるような、現実的で本格的な環境で得られたものではなかった。ロマ以外の集団を基準として標準化された個別に実施されるテストが過度に重視された。

これらの見解で引用されている研究 (UNICEF Innocenti Insight (2005)、Save the Children (2001), *Denied a future? The right to education of Roma/Gypsy and Traveller children*, D.J. Losen and G. Orfield (2002), *Introduction: Racial inequity in special education*, Cambridge, MA: Harvard Education Press) によると、特定のグループの児童生徒が不自然に高い割合で特別支援教育に振り分けられているのは、「学校当局側の無意識の人種的偏見、リソースの大きな不平等、IQ やその他の評価ツールへの不当な依存、その結果が受検者に重大な影響を及ぼすテストの圧力に対する教育者の不適切な対応、マイノリティの親と学校関係者の間の力の差」等の様々な要因による。このように、心理テストによる就学すべき学校の決定は、しばしばその社会における人種的偏見を反映していた。

45. 政府は、心理学者が使用するヨーロッパ基準の統一が現在進行中であり、国家当局は、心理テストが、その専門分野における最新の専門的・倫理的基準を適用して、大卒の適切な資格を持つ専門家によって実施されることを保証するために、あらゆる妥当な措置を講じていると述べた。さらに、教育省の要請でチェコの専門家が1997年に実施した調査によると、標準的な知能テスト (WISC-III) におけるロマの子どもたちの成績は、比較対象群のチェコの非ロマの子どもたちに比べてわずかに低い (IQ スケールで1ポイント) に過ぎなかった。

2. 特別支援学校への入学の同意

46. 特殊学校に関する政令第127/1997号第7条は、子どもの法定保護者の同意を特別支援学校への入学の必須条件としている。申立人らは、チェコの法律は同意が書面によることを要求していないと指摘した。また、特別支援学校によって提供される教育や子どもを特別支援学校に就学させることの結果に関する情報を事前に提供する必要もなかった。

47. ECRI は、2000 年 3 月に発表したチェコ共和国に関する報告書の中で、ロマの親はしばしばロマの子どもを特別支援学校に通わせることを好むが、それは普通学校で非ロマの子どもたちからいじめを受けたり、近隣の他のロマの子どもたちから隔離されたりすることを避けるためでもあり、また教育への関心が比較的低いためでもあると述べている。

ECRI は、2004 年 6 月に発表したチェコ共和国に関する報告書の中で、ロマの子ども親は同意を与えるか否かを決定する際、「子どもをそのような学校に通わせることの長期的な悪影響に関する情報を」依然として「欠いており」、そのような学校は「子どもが特別な配慮を受け、他のロマの子どもたちとともに過ごせる機会として親に提示されている」と指摘した。

48. 国際人権連盟がチェコの加盟組織から得た情報によると、チェコ共和国の多くの学校はロマの子ども受入れに消極的である。その消極的姿勢の理由は、ロマ人でない子どもの親の反応にある。多くの場合、それらの親はロマ人の子どもが入学することで学校のレベルが下がることを恐れ、あるいは単純にロマ人に対する偏見から、自分の子を統合学校から転校させている。このような背景から、ロマの子どもたちは、通常のカリキュラムに従う能力を確認するためのテストを受け、その後、ロマの子ども親は、子どもを特別支援学校に入れるよう勧められる。ロマの法定保護者が自ら希望して特別支援学校に自分の子を入学させることは、非ロマ児童の親が自分の子を転校させることとならないように、あまり多くのロマの子を入学させたくないという学校当局の意向と一致している。

3. 結果

49. 特別支援学校の児童生徒は、その知的能力に応じた特別なカリキュラムに従う。これらの者は、この種の学校での義務教育課程を修了した後、職業訓練センターや、2000 年 2 月 18 日以降については、他の形態の中等学校で学業を続けることを選択することができる（ただし、入学手続きの際に、選択したコースの入学要件を満たしていることを証明できる場合に限る）。

さらに、政令第 127/1997 号第 6 条第 2 項では、児童生徒の在学中に障害の性質に変化が生じた場合、又は特殊学校が障害の程度に合わなくなった場合には、児童生徒が通う学校の校長は、児童・生徒の法定保護者との面接の後、児童生徒を他の特殊学校又は普通学校に入学させるよう勧告することが義務付けられている。

50. 欧州評議会人権弁務官は、その 2006 年 2 月 15 日付のヨーロッパにおけるロマ、シンティ及びトラベラーズの人権状況に関する

最終報告書において次のように述べている。「特別支援学校や特別支援学級に入れられることは、多くの場合、こうした子どもたちが普通学級よりも劣ったカリキュラムに従うことを意味し、そうすることは、進学や将来の就職の機会を狭めることになる。ロマの子どもたちが自動的に特別支援学級に就学させられることは、ロマの子どもたちが知能も能力も劣っているというレッテルを貼ることで、スティグマを増大させる可能性が高い。同時に、隔離教育は、ロマの子どもたちと非ロマの子どもたちのどちらからもお互いを知り、対等な市民として生きることを学ぶ機会を奪う。それはロマの子どもたちを、人生の最初の段階で主流社会から排除し、疎外という悪循環に巻き込む危険性を高めている。」

51. 少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会は、2005年10月26日に発表したチェコ共和国に関する第2回報告書の中で、特別支援学校への入学は「ロマの子どもたちが他のレベルの教育を受けることをより困難にし、その結果、社会に溶け込む機会を減少させる」と指摘している。法律により、子どもたちが「特別支援」学校から普通中等学校に進学することは妨げられなくなったが、一般に「特別支援」学校が提供する教育レベルでは、中等学校の要件に対応することは不可能であり、その結果、ほとんどの子どもたちが中途退学している。

52. 国際ステップ・バイ・ステップ協会、ロマ教育基金及び欧州幼児教育研究協会が提出した見解によると、分離された特別支援学校に子どもを入れることは、生徒を非常に早い時期から「能力別に編成（トラッキング）」する一例であり、本件の場合は、「能力が低い」又は「潜在能力が低い」と思われる子どもを幼少期から特別支援学校に入れることを手段としている。このような慣行は、不利な立場にある子どもたちの学習到達度に特に悪影響を及ぼすため、教育の不公平さを増大させるものであった（特に、欧州の教育・訓練制度における効率性と公平性に関する欧州共同体委員会から欧州評議会及び欧州議会に対するコミュニケーションペーパー（COM/2006/0481、2006年9月8日）参照）。「能力別編成」がもたらす長期的な影響としては、生徒がより格下の教育や訓練に振り向けられたり、生徒が早期に学校を退学したりすることが挙げられる。このように、能力別編成は、社会的な失敗の構図を作り出す一因となる可能性がある。

53. マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル、欧州反人種差別ネットワーク及び欧州ロマ情報オフィスは、当裁判所に提出した見解において、特別支援学校に通う子どもたちは、彼らの発達レベルの低さに適していると考えられた、簡略化されたカリ

キュラムに従っていると指摘した。そのため、チェコ共和国では、特別支援学校に通う子どもたちは、3年生か4年生になるまで、アルファベットや10までの数字を知ることが期待されていなかったが、普通学校に通う子どもたちは、1年生でその知識を習得していた。

III. 欧州評議会資料

A. 閣僚委員会

欧州におけるロマ／ジプシーの子どもの教育に関する閣僚委員会の加盟国に対する勧告第R(2000)4号(2000年2月3日、第696回閣僚委員会により採択)

54. 同勧告は次のように規定している。

「欧州評議会規程第15条bに基づく閣僚委員会は、

欧州評議会の目的が加盟国間のさらなる統一を図ることであり、この目的は特に教育分野における共同の行動を通じて追求されうることを考慮し、

特にヨーロッパのロマ／ジプシーの人々の非識字率や半識字率の高さ、中途退学率の高さ、初等教育修了者の割合の低さ、就学率の低さ等の特徴の持続を考慮すると、これらの人々に対する今後の教育戦略の新たな基盤を構築することが緊急に必要であることを認識し、

学校教育の分野でロマ／ジプシーが直面している問題は、主として過去の長年にわたる教育政策の結果であり、それによってロマ／ジプシーの子どもたちが「社会的・文化的にハンディキャップを負っている」という理由で、学校において同化させられ又は隔離されていることに注目し、

教育分野における機会の平等がロマ／ジプシーの子どもたちに保証されない限り、ヨーロッパ社会におけるロマ／ジプシーの不利な立場を克服することはできないことを考慮し、

ロマ／ジプシー支援のための国家政策においては、ロマ／ジプシーの子どもたちの教育が優先されるべきであることを考慮し、

ロマ／ジプシーの子どもたちの学校教育の問題が、経済的、社会的、文化的側面、人種主義や差別との闘い等、他の様々な要因や前提条件と関連していることを認識した上で、教育分野に

においてロマ／ジプシーが直面する問題に対処するための政策が包括的であるべきことに留意し、

ロマ／ジプシーの子どもたちを支援する教育政策は、積極的な成人教育と職業教育政策によって裏打ちされるべきであることを念頭に置き、

...

加盟国政府が教育政策を実施するにあたり、以下のことを行うよう勧告する。

- 本勧告の附属書に定められた原則に従うこと、
- 適切な国内ルートを通じて、本勧告を自国の関連公共機関に周知すること。

55. 勧告第 R (2000) 4 号の附属書の該当箇所は以下の通りである。

「ヨーロッパにおけるロマ／ジプシーの子どもたちのための教育政策の指針

I. 構造

1. ロマ／ジプシーの子どもたちのための教育政策には、ヨーロッパにおけるロマ／ジプシー人口の多様性に対応するために必要な、かつ移動又は半移動の生活様式を有するロマ／ジプシー集団の存在を考慮に入れた、十分なリソースと柔軟な構造が伴うべきである。この点で、新しい通信技術に基づく遠隔教育を利用することも考えられる。

2. 労力の散逸を避け、相乗効果を促進するために、国際、国家、地域及び地方の各レベルをよりよく調整する必要性に重点を置くべきである。

3. この目的を達成するため、加盟国は自国の教育省にロマ／ジプシーの子どもたちの教育問題への細やかな配慮を求めるべきである。

4. ロマ／ジプシーの子どもたちの就学機会を確保するために、就学前教育制度を広く整備し、彼らが利用できるようにすべきである。

5. また、親とのよりよいコミュニケーションを確保する必要性にも特に注意を払うべきで、必要に応じてロマ／ジプシー・コミュニティの仲介者を活用することで、具体的なキャリアの

可能性につながる可能性がある。教育の必要性や、市町村が家庭に提供できる支援体制について、特別な情報と助言を親に与えるべきである。親と学校の相互理解が必要である。親の排除や（非識字をその最たるものとする）知識・教育の欠如は、子どもたちが教育制度の恩恵を受けることを妨げる。

6. ロマ／ジプシーの子どもたちが、特に積極的改善措置を通じて、学校での機会均等を享受することができるよう、適切な支援体制を整えるべきである。

7. 加盟国は、ロマ／ジプシーの生徒と多数派の生徒との間の格差を縮めるべく、上記の政策と取決めを実施するために必要な手段を提供することが求められる。

II. カリキュラムと教材

8. ロマ／ジプシーの子どもたちを支援する教育政策は、より広範な異文化間政策の枠組みの中で、ロマ文化の特殊性と加盟国における多くのロマ／ジプシーの不利な立場を考慮して実施されるべきである。

9. したがって、全般的なカリキュラムや教材は、ロマ／ジプシーの子どもたちの文化的アイデンティティを考慮したものにすべきである。ロマ／ジプシーの子どもたちの文化的アイデンティティを反映させるために、ロマ人の歴史と文化を教材に導入すべきである。ロマ／ジプシーの歴史、文化又は言語に関する教材を開発する際には、ロマ／ジプシー・コミュニティの代表者の参加を奨励すべきである。

10. ただし、加盟国は、このことが別途のカリキュラムの策定、ひいては別クラスの設置につながらないようにすべきである。

11. 加盟国はまた、教師がロマ／ジプシーの生徒と日常的に接する際に役立つよう、優れた実践に基づく教材の開発を奨励すべきである。

12. ロマの言語が話されている国では、ロマ／ジプシーの子どもたちに学校において母語で学ぶ機会を提供すべきである。

III. 教員の採用と研修

13. 将来の教師が、ロマ／ジプシーの生徒をよりよく理解できるように、特定の知識と訓練の提供を受けることが重要である。

。ただし、ロマ／ジプシーの生徒の教育は、一般的な教育制度の不可欠な一部であり続けるべきである。

14. ロマ／ジプシーのコミュニティは、そのようなカリキュラムの策定に関与すべきであり、将来の教師への情報伝達にも直接関与すべきである。

15. また、ロマ／ジプシーのコミュニティ内からの教師の研修と採用も支援すべきである。

…」

B. 議員会議

1. ヨーロッパにおけるジプシーに関する勧告第 1203 (1993) 号

56. 議員会議は、特に以下の一般的見解を示した：

「1. 欧州評議会の目的のひとつは、真の欧州文化的アイデンティティの創出を促進することである。欧州には様々な文化が存在し、数多くの少数民族の文化も含め、そのすべてが欧州の文化的多様性を高め、これに貢献している。

2. マイノリティの中でも特別な位置を占めるのがジプシーである。ヨーロッパ全土に散らばって暮らし、自分たちの国と呼べるものを持たない彼らは、正真正銘のヨーロッパのマイノリティだが、国家的マイノリティや言語的マイノリティの定義には当てはまらない。

3. 非領域的マイノリティであるジプシーは、ヨーロッパの文化的多様性に大きく貢献している。ヨーロッパの様々な地域で、彼らは言語や音楽、あるいは商売や工芸等、様々な形で貢献している。

4. 中欧・東欧諸国が加盟国となったことで、欧州評議会の管轄地域内に住むジプシーの数は激増した。

5. ジプシーに対する他者の不寛容は、いつの時代にも存在した。しかし、人種的あるいは社会的な憎悪の爆発は、ますます頻繁に起こるようになり、コミュニティ間の緊張関係は、今日、大多数のジプシーが暮らす悲惨な状況を助長している。

6. ジプシーの権利、個人の権利、基本的人権、及びマイノリティとしての権利を尊重することは、彼らの状況を改善するために不可欠である。

7. 平等な権利、平等な機会、平等な取扱い及びジプシーの状況を改善する措置を保障することで、ジプシーの言語と文化の復興が可能になり、ヨーロッパの文化的多様性が向上する。

8. 欧州人権条約第 14 条に規定されている権利と自由の享受を保障することは、ジプシーが個人の権利を維持することを可能にするものであり、ジプシーにとって重要である。

...」

57. 教育に関して、勧告は以下のとおり述べている。

「...」

vi. ジプシーの教師を養成するための既存の欧州プログラムを拡充すべきである。

vii. 一般女性及び母親とその幼い子どもたちの教育に特別な注意を払うべきである。

viii. 才能ある若いジプシーに対して、勉学に励み、ジプシーの仲介役を務めることを奨励すべきである。

...」

2. ヨーロッパにおけるロマの法的状況に関する勧告第 1557 (2002) 号

58. この勧告は、特に次のとおり述べている。

「...」

3. 今日もなお、ロマは差別、疎外及び隔離という仕打ちを受けている。差別は、公共の場、教育、雇用、保健サービス及び住宅へのアクセスのほか、国境を越えることや亡命手続へのアクセス等、公共生活や個人生活のあらゆる分野で広がっている。ロマの人々の疎外と経済的・社会的隔離は、民族差別に変わりつつあり、それは通常、最も弱い社会集団に影響を及ぼす。

4. ロマは、二重のマイノリティであるという点で、特別なマイノリティ集団を形成している。彼らは民族共同体であり、そのほとんどが社会的に不利な立場にある集団に属している。

...

15. 欧州評議会は、ロマの法的地位、平等のレベル及び生活状況の改善において重要な役割を果たすことができ、また果たさなければならない。議員会議は、加盟国に対し、欧州におけるロマの状況を改善するために必要な以下の6つの一般条件を充足するよう要請する。

...

c. 教育、雇用、住居、保健及び公共サービスの各分野において、ロマ・マイノリティを民族的マイノリティ又はナショナル・マイノリティ集団として平等に扱うことを保証すること。加盟国は以下のことに特別な注意を払うべきである。

i. 労働市場におけるロマにとっての機会均等を促進すること、

ii. ロマの児童生徒・学生が幼稚園から大学までのあらゆるレベルの教育に参加することを可能にすること、

iii. 初等・中等学校、社会福祉センター、地域のプライマリーヘルスケアセンター、地方行政等、ロマのコミュニティと直接関係のある公共サービスにおいてロマを採用するための積極的な手段を開発すること、

iv. ロマの子どもたちに対する分離教育のあらゆる慣行、特にロマの子どもたちを知的障害児のための学校やクラスに通わせる慣行を根絶すること。

d. 教育、雇用及び住居の分野において、社会的に不利な立場にあるコミュニティとしてのロマを含む、社会的に恵まれない層に対する積極的改善措置と優遇措置を整備し、実施すること。

...

e. ロマ人の言語、文化、伝統及びアイデンティティの保護のために特定の措置を講じ、特別な機関を設立すること。

...

ii. ロマ人の親に対し、自分の子に初等学校、中等学校、及び大学等の高等教育を受けさせるよう奨励し、教育の必要性について適切な情報を与えること、

...

v. 特にロマの人口が多い地域でロマの教員を採用すること。

f. 人種主義、外国人排斥及び不寛容と闘い、地方、地域、国家及び国際の各レベルでロマに対する差別のない扱いを確保すること。

...

vi. 特に教育と雇用の分野におけるロマ差別の現象に特別な注意を払うこと、

...」

C. 人種主義と不寛容に反対する欧州委員会 (ECRI)

1. ECRI 一般政策勧告第3号：ロマ／ジプシーに対する人種主義及び不寛容との闘い (1998年3月6日にECRIにより採択)

59. この勧告の関連条項は、以下のとおり述べている。

「人種主義と不寛容に反対する欧州委員会は、

...

人種主義、外国人嫌悪、反ユダヤ主義及び不寛容との闘いは、人権の保護と促進に不可欠な要素であり、これらの権利は普遍的かつ不可分のものであり、すべての人間はいかなる差別もなく、これらの権利を享受する権利があることを想起し、

人種主義、外国人嫌悪、反ユダヤ主義及び不寛容と闘うことは、何よりも社会的弱者の権利を守ることであることを強調し、

人種主義や差別と闘ういかなる行動においても、被害者とその状況の改善に重点を置くべきであると確信し、

ロマ／ジプシーはヨーロッパ全土で根強い偏見に苦しみ、社会に深く根を下ろした人種主義の犠牲者であり、時には人種主義と不寛容の暴力的な表明の標的であり、彼らの基本的権利が日常的に侵害されたり脅かされたりしていることを指摘し、

また、ロマ／ジプシーに対する根強い偏見が、社会生活や経済生活の多くの分野で彼らに対する差別につながっており、そうした差別が、多くのロマ／ジプシーに影響を及ぼしている社会的排除のプロセスの主要な要因となっていることも指摘し、

寛容の原則の推進は、平和的共存を可能にする開放的で多元的な社会の維持を保証するものであると確信し、

加盟国政府に対し、以下のことを勧告する。

...

－ 差別的慣行だけでなく、差別自体が適切な立法によって撲滅されることを確実にし、特に雇用、住宅及び教育の分野で、この目的のために民法に特定の規定を盛り込むこと、

...

－ ロマ／ジプシーの子どもたちに対するあらゆる形態の学校分離と断固として闘い、教育への平等なアクセスを効果的に享受できるようにすること、

...」

2. 人種主義及び人種差別と闘うための国内法に関する ECRI 一般政策勧告第 7 号 (2002 年 12 月 13 日に ECRI により採択)

60. この勧告においては、以下の定義を使用する。

9a) 「人種主義」とは、人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍、出身国や民族的出身等の根拠が、ある人又はある集団に対する侮蔑を正当化するという考え、あるいはある人又はある集団が優越しているとの概念を意味する。

(b) 「直接的人種差別」とは、人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍、出身国や民族的出身等を根拠とする差別的取扱いで、客観的かつ合理的な正当理由のないものを意味する。差別的取扱いは、それが正当な目的を追求するものでない場合、又は採用された手段と実現しようとする目的との間に合理的な均衡関係がない場合には、客観的かつ合理的な正当理由を有しない。

(c) 「間接的人種差別」とは、規定、基準、慣行等の一見中立的な要素が、人種、皮膚の色、言語、宗教、国籍、出身国や民族的出身等を根拠として指定された集団に属する者...にとって容易に従うことができないものであり、又は不利益をもたらす場合（かかる要素に客観的かつ合理的な正当理由がある場合を除く。）を意味する。正当な目的を追求するものであり、採用された手段と実現しようとする目的との間に合理的な均衡関係がある場合には、この要素に客観的かつ合理的な正当理由があるものとされる。

61. この勧告の説明覚書では、勧告の第 1 項(b)及び(c)に含まれる直接的人種差別及び間接的人種差別の定義が、人種的又は民族的出身にかかわらず人民を平等に扱うという原則を実施する欧州評議会指令 2000/43/EC 及び雇用と職業における平等な取扱いの一

般的枠組みを確立する欧州評議会指令 2000/78/EC に含まれる定義から着想を得ており、欧州人権裁判所の判例にも基づいていることが指摘されている（第 8 項）。

3. 1997 年 9 月に発表されたチェコ共和国に関するレポート

62. ECRI は、この報告書の教育・訓練の政策面に関するセクションにおいて、世論が特定の集団、特にロマ／ジプシー・コミュニティに対してやや否定的であるようだと述べ、人種差別と不寛容の問題に対する一般市民の意識を高め、社会のあらゆる集団に対する寛容性を向上させるために、さらなる措置を講じるべきだと提案した。また、マイノリティ・グループ、特にロマ／ジプシー・コミュニティのメンバーの教育と訓練に関して、特別な措置をとるべきだと付け加えた。

4. 2000 年 3 月に発表されたチェコ共和国に関するレポート

63. この報告書の中で ECRI は、ロマ／ジプシー・コミュニティの人々が教育分野で直面する不利益と実質的な差別は、特に深刻な懸念であると述べている。ロマ／ジプシーの子どもたちは、特別支援学校に不自然なほど多く在籍しており、特別支援学校への誘導は多くの場合、ほぼ自動的に行われていると報告されている。ロマ／ジプシーの親はこの解決策を好むことが多いが、その理由のひとつは、普通学校でロマ／ジプシー以外の子どもたちからいじめを受けたり、近所の他のロマ／ジプシーの子どもたちから自分の子が孤立したりするのを避けるためであり、また教育への関心が比較的低いためでもある。その結果、ほとんどのロマ／ジプシーの子どもたちは、他の目的のために設置された教育施設に追いやられ、技能訓練や教育準備の機会はほとんどなく、よって進学や就職の機会も非常に限られていた。ロマ／ジプシー・コミュニティのメンバーが、初等学校レベルより上の教育を受けることは極めてまれであった。

64. そのため、ECRI は、ロマ／ジプシーの子どもたちを精神遅滞のある子どもたちのための特別な学校に入れる慣行は、使用される検査が公正であり、各児童の真の能力が適切に評価されることを確保するために、十分に検討されるべきであると判断した。ECRI はまた、ロマ／ジプシーの親が、自らの子に通常の教育を受けさせる必要性を認識することが基本であると考えた。一般に、ECRI は、教育に関する問題にロマ／ジプシー・コミュニティのメンバーがより緊密に関与する必要があると判断した。手始めとして、当局は、ロマ／ジプシーの親が取られた措置について十分な情報を提供され、

また、子どもたちに影響する教育上の決定に参加するよう奨励されることを確保する必要があった。

5. 2004年6月に発表されたチェコ共和国に関するレポート

65. ECRI は、本報告書の中で、ロマの子どもたちの教育へのアクセスに関して、ロマの子どもたちが、社会の主流から隔離された状態が永続するだけでなく、生涯にわたって 深刻な不利益を被ることとなる特別支援学校に引き続き送られていることを懸念していると述べた。チェコ教育省が開発した子どもの精神レベルを評価するための標準テストは、必須のものではなく、心理カウンセリング・センターに推奨されているツールや方法のひとつに過ぎない。子どもを特別支援学校に通わせるために必要なもうひとつの要素、すなわち子どもの法定保護者の同意について、ECRI は、当該決定を下す親が、自分の子をそのような学校に通わせることの長期的な悪影響に関する情報を引き続き欠いていることを認識していた。ECRI はまた、ロマの親が普通学校から門前払いされたとの報告も受けていると述べた。

ECRI はまた、2000年1月に学校法が施行され、特別支援学校の生徒が中等学校への入学を申請できるようになったことにも注目したが、様々な情報源によると、特別支援学校では中等学校のカリキュラムに従うために必要な知識を子どもたちに提供していないため、その可能性はほとんど理論的なものにとどまっていた。特別支援学校を卒業した生徒を、普通中等学校に入学できるレベルにまで引き上げるための追加教育を提供する措置はなかった。

ECRI は、就学前レベルの「ゼロ・グレード・コース」（準備クラス）が、普通学校に通うロマの子ども数を増やしたことについて、非常に肯定的なフィードバックを受けていた。しかし、ECRI は、普通学校に特別学級を設けるという新たな形で分離教育制度を維持しようとする新たな傾向への懸念を表明した。これに関連して、多くの関係者は、新しい学校法案が、「社会的に不利な立場にある」人々のための新しいカテゴリーの特別プログラムを導入することで、ロマの隔離をさらに進める可能性があることを懸念していた。

最後に、ECRI は、教育省によるイニシアティブ（教室補助員、教員向け研修プログラム、初等教育カリキュラムの改訂）にもかかわらず、ECRI がその第2回報告書で指摘した、中等教育及び高等教育を受けるロマの割合が低いという問題が依然として残っていることを指摘した。

D. 少数民族保護枠組条約

1. 少数民族保護枠組条約第 25 条第 1 項に基づき、1999 年 4 月 1 日にチェコ共和国が提出した報告書

66. 報告書によると、政府は教育分野において、特に社会的・文化的に恵まれない環境にある子どもたち、とりわけロマ・コミュニティの子どもたちに適切な状況を提供することに重点を置き、初等学校や特別支援学校に準備クラスを開設する等の措置を採った。報告書は、「平均的又は平均より高いの知能を持つロマの子どもたちが、心理テストの結果に基づいて、そのような学校（特別支援学校）に入れられることが多い（これは常に親の同意を得た上で行われる。）。これらのテストは、多数派の人々を対象として考案されたもので、ロマ特有の事情は考慮されていない。現在、このようなテストの再構築に取り組んでいる。」と述べている。一部の特別支援学校では、ロマの生徒が全生徒数の 80% から 90% を占めていた。

2. チェコ共和国が 2004 年 7 月 2 日に提出した報告書

67. チェコ共和国は、ロマが特に差別と社会的排除にさらされていることを認め、平等待遇の原則を実施する欧州評議会指令の実施に関連した包括的な差別禁止策の導入を準備していると述べた。新しい法律は、2004 年に制定される予定であった（2004 年 9 月 24 日に法律第 561/2004 号が可決され、2005 年 1 月 1 日に施行された。）。

報告書によると、ロマ教育の分野では、国はロマの子どもたちの現状を根本的に変えるため、様々なアフーマティブ・アクションの措置をとってきた。政府は、多数のロマの子どもたちを特別支援学校に入れるという慣行は容認できないと考えていた。アフーマティブ・アクションの必要性は、ロマの子どもたちの社会文化的ハンディキャップだけでなく、教育システム全体の性質や文化的差異を十分に反映できないことにも起因していた。新学校法案は、「特別支援学校」を「特別支援初等学校」に変えることで、特別支援教育制度に変化をもたらし、子どもたちに社会文化的ハンディキャップを克服するための的を絞った支援を提供するものであった。これには、準備クラス、特別支援学校の子どもたちのための個別学習プログラム、就学前教育に関する措置、ロマ・コミュニティ出身の補助者の役割拡大、そして専門的な教員養成プログラム等が含まれる。ロマの生徒が直面する主な問題のひとつがチェコ語の不得手さであったため、教育省は、社会文化的に不利な背景を持つ子どもたち

のために、就学前の段階で準備クラスを設けることが最善の（そして唯一の現実的な）解決策であると考えた。

報告書はまた、この分野で全国的に実施された多くのプロジェクトやプログラム（ロマの融合支援、ロマの融合／多文化教育改革プログラム、及び特別支援学校に通うロマ児童の初等学校への編入）を挙げている。

3. 少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会のチェコ共和国に関する意見（2002年1月25日発表）

68. 諮問委員会は、特別支援学校は知的障害児のために設計されたものであるが、ロマと多数派の間の言語的・文化的差異が現実存在し、あるいは認識されているために、知的障害児ではない多くのロマの子どもたちがこれらの学校に入れられたようであると指摘した。諮問委員会は、この慣行が枠組条約に適合していないと考え、このような学校に子どもを入れるのは絶対に必要な場合に限定し、常に一貫性のある客観的かつ包括的なテストに基づいて行われるべきだと強調した。

69. 特別支援学校は、ロマの生徒を他の生徒から大きく引き離し、ロマのコミュニティの教育力の水準の低さにつながっていた。このことはチェコ当局も認識していた。政府関係者も市民社会関係者も、大規模な改革の必要性に同意した。しかし、実施すべき改革の具体的内容、利用可能にすべきリソースの量、及び改革実施スピードについては意見が分かれた。諮問委員会の意見は、チェコ当局は、欧州におけるロマ／ジプシーの子どもたちの教育に関する閣僚委員会勧告第R（2000）4号に示された原則に従って、ロマの子どもたちの学校へのアクセスの機会均等と普通教育を受ける権利の均等を確保するために、関係者と協議しながら改革を進めるべきであるというものであった。

70. 諮問委員会は、特にチェコ語能力の向上を通じてロマの子どもたちが基礎的な学校教育を受けられるように準備する、いわゆるゼロクラス設置の取組みに賛同の意を表し、こうした施設をより広く利用できるようにすることを当局に奨励した。また、市民社会のイニシアティブによる、学校におけるロマ教育アドバイザー職の創設は、最も前向きな一歩であると評価した。諮問委員会は、国家当局がこのようなポストを増やし、発展させることを奨励した。さらに重要な目標は、より多くのロマの子どもたちが中等教育を受け、修了できるようにすることであった。

4. 2005年10月26日に公表されたチェコ共和国に関する諮問委員会の意見書

71. この意見書の中で諮問委員会は、当局がロマの子どもたちの教育状況の改善に真摯に取り組んでおり、さまざまな方法でこの目的を実際来实现しようとしていることを指摘した。その関連で、新学校法（2004年法律第561号）によって導入された改正教育制度が、特別支援学校や特別支援学級にロマの子どもが過剰に占めているという現在の状況を実質的に変えるものであるかどうかを判断するには、時期尚早であると指摘した。

72. 諮問委員会は、当局がロマの子どもたちを特別支援学校に不当に入れることに特別な注意を払っていることを指摘した。学校入学時に子どもたちの知的能力を評価するために使用されるテストや方法は、ロマの子どもたちの不利益に悪用されないようにする観点から、すでに改訂されていた。ロマの子どもたちが問題を克服できるよう、特別な教育プログラムが開始された。その中には、就学前教育の最終学年の学費免除、学級における最小の生徒数に関する規則の緩和、より個別化された教育、教育補助員（ほとんどがロマ）の任命、ロマの子どもたちと関わる教師のための方法論ハンドブックやガイドラインの作成などが含まれていた。ロマの子どもたちのために就学前準備クラスも組織され、かなり限定された規模ではあったが、うまく機能していた。関係するすべての子どもたちを受け入れるためには、こうした措置をより広く適用する必要があった。諮問委員会はまた、ロマの中等・高等教育へのアクセスのための特別支援プログラム、および資格のあるロマの教師と教育補助員のネットワークを構築するための努力にも注目した。

73. しかし、諮問委員会は、ロマの子どもたちの学校での状況を常に監視・評価することが政府の優先事項の一つであるにもかかわらず、チェコ共和国から提出された関連報告書には、ロマの子どもたちが現在どの程度学校に統合されているのか、あるいは彼らのためにとられた多くの措置の効果や影響について、ほとんど触れられていないことを指摘した。同報告書は、こうした措置がほとんど改善をもたらさなかったこと、地方自治体が政府の学校支援制度を組織的に実施しておらず、この分野で効果的に行動するために必要な決断を常に行っていたわけではなかったことを懸念している。

74. 諮問委員会は、非政府の情報源によると、相当数のロマの子どもたちが依然として非常に若い時期に特別支援学校に入れられていること、また、この状況で使用される心理テストの改訂が顕著な影響を及ぼしていないことを懸念をもって指摘した。非公式な推定によると、これらの学校の生徒の最大70%がロマであり、人口に占

めるロマの割合を考慮すると、テストの妥当性とその方法論に疑念が生じる。このような状況は、ロマの子どもたちが他のレベルの教育を受けることをより困難にし、その結果、社会に溶け込む機会を減らしているという事実によって、いっそう憂慮すべきものとなった。法律により、子どもたちが特別支援学校から普通の中等学校に進むことは妨げられなくなったが、特別支援学校が提供する教育レベルでは、一般的に中等学校の求めるレベルに対応することはできず、その結果、ほとんどの子どもたちが中途退学してしまった。学校制度に当初から参加しなかったロマの子どもたちの数の推計はさまざまであるが、学校に通っていた子どもたちが初等学校よりも先に進むことはほとんどなかった。

75. 加えて、諮問委員会は、教育省が啓発活動を行ったにもかかわらず、普通学校に通うロマの子どもたちの多くが、他の子どもたちや教職員から孤立していたり、あるいは別のクラスに編入されていたりしたことを指摘した。同時に、一部の学校では、その学校がロマが密集して暮らしている地域に近い場所にあったことから、ロマの子どもたちが最大の生徒集団であることが認識されていた。他の情報源によると、彼らが通う学校の中には、物質的な条件が不安定なところもあり、彼らが受ける教育も、ほとんどの場合、まだ彼らの状況に十分に適応していなかった。これらの学校でも質の高い教育が受けられるようにすることが重要であった。

76. 諮問委員会によると、ロマの子どもたちを普通学校に入れること、準備クラスを支援・促進すること、及び教育アシスタントを充実させることを優先させる必要があった。ロマの教職員を採用し、すべての教育職員にロマの子どもたちの特殊な状況を認識させることにも、一層の注意が必要であった。特に新しい学校法の施行に関して、法定保護者の積極的な関与も、ロマの教育状況を全体的に改善するための必須条件として推進される必要があった。最後に、普通学校でも特別支援学校でも、ロマの子どもたちの孤立と闘うために、より断固とした行動が必要であった。知的障害のある子どもたちのために作られた特別支援学校に、こうした子どもたちを不当に配置することをやめさせるためには、あらゆるレベルでの指示と早急な行動と相まって、より明確なアプローチが必要であった。特に、そのような学校への不当な配置をなくすための効果的な監視措置は、当局の恒常的な優先事項のひとつでなければならない。

E. 欧州評議会人権弁務官

欧州におけるロマ、シンティ及びトラベラーの人権状況に関する
アルバロ・ジル＝ロブレス氏による最終報告書（2006年2月
15日付）

77. 報告書の第3章は教育における差別に関するものであるが、欧州評議会人権弁務官は、相当数のロマの子どもたちが、他の子どもたちが享受しているような水準の教育を受けられないという事実は、部分的には差別的慣行や偏見の結果であると指摘した。その関連で、教育における隔離が多く、欧州評議会加盟国に共通する特徴であると指摘した。隔離された居住区に隔離された学校がある国もあれば、普通学校にロマの子どもたちのための特別支援学級があったり、特別な支援を必要とする子どもたちのための学級にロマの子どもたちの割合が明らかに多かたりする国もある。ロマの子どもたちは、真の基準が明らかに種族的出身を理由とするものであるため、十分な心理学的・教育学的评价を受けることなく、しばしば特別支援学級に入れられた。特別支援学校や特別支援学級に編入されることは、多くの場合、これらの子どもたちが主流の学級よりも劣ったカリキュラムに従うことを意味し、進学や将来の就職の機会を奪っていた。ロマの子どもたちを自動的に特別支援学級に編入することは、ロマの子どもたちが知能も能力も低いというレッテルを貼り、スティグマを増大させる可能性を高くした。同時に、隔離された教育は、ロマの子どもとそうでない子どもたちが互いを知り、対等な市民として生きることを学ぶ機会を奪うものであった。それはロマの子どもたちを、人生のごく初期に社会の主流から排除し、疎外という悪循環に巻き込ませる危険性を高めていた。

78. チェコ共和国では、ロマ／ジプシーの共同体の若者は、「特別支援」学校や軽度の知的障害を持つ子どもたちのための学級に極端に多く配置されていると、欧州評議会人権弁務官は聞いた。その一方で、同弁務官は、当局が普通の学級にロマのティーチング・アシスタントを導入し、準備学級を設置したこと、また、十分な人員がいなかったため小規模ではあるが、これらの取組みが有望な結果をもたらしたことを指摘した。特に、社会的に不利な立場にある子どもたちのための準備学級は、特別支援学校へのロマの子どもたちの過剰な編入を克服する努力の中心であった。チェコ当局は、ナーサリースクールに併設された準備学校が、ロマの子どもたちの普通学校への統合を促進する上で特に成功していると考えていた。2004年、チェコ共和国には、ロマの児童の特別なニーズに対応する332人のティーチング・アシスタントが存在した。

79. また、ロマのための特別支援学級や特別カリキュラムが、言葉の壁を克服したり、ロマの子どもたちの就学前の出席不足を改善したりする目的で、善意で導入されていることも指摘された。明らかに、そのような課題に対応することは必要であったが、ロマの子どもたちを他の生徒から隔離したまま、簡易カリキュラムやロマの言語による特別カリキュラムに従った学級に隔離したり、組織的に配置したりすることは、明らかに歪んだ対応であった。隔離の代わりに、就学前教育や学校内での教育的・言語的支援、教師とともに働くティーチング・アシスタントの提供といった措置に、大きな重点を置かなければならなかった。特定のコミュニティでは、自分自身が学校に通う可能性がなかったかもしれないロマの親たちに対し、子どもたちに十分な教育を与える必要性和恩恵について意識を高めることが極めて重要であった。

80. 結論として、欧州評議会人権弁務官は教育に関する多くの勧告を行った。隔離教育がまだ何らかの形で存在する場合、それは通常の統合教育に置き換えられ、適切な場合には法律で禁止されなければならなかった。統合の努力を確実に成功させるために、就学前教育、語学研修、ティーチング・アシスタントの研修の提供に十分な資源を利用できるようにしなければならなかった。子どもたちを特別支援学級に編入させる際には、その民族性ではなく、子どもの客観的な支援の必要性が唯一の基準となるよう、事前に十分な評価を行わなければならなかった。

IV. 関連する地域の法律と慣行

81. 差別の禁止や待遇の平等を求める原則は、欧州共同体設立条約第13条に基づく多くの共同体法文書において確立されている。この規定は、欧州委員会の提案／勧告と欧州議会の協議に基づき、全会一致の決定を経て、理事会が、性別、人種または種族的出身、宗教または信条、障害、年齢又は性的指向に基づく差別と闘うために必要な措置を講じることを可能にするものである。

82. したがって、性に基づく差別の場合の立証責任に関する1997年12月15日付理事会指令97/80/ECの第2条第2項は、「一見中立的な規定、基準または慣行が、一方の性の構成員の実質的に高い割合の人々に不利益を与える場合、その規定、基準又は慣行が適切かつ必要であり、性と無関係な客観的要因によって正当化される場合を除き、間接差別が存在する」と規定している。立証責任に関する第4条第1項は次のとおりである。「加盟国は、平等待遇の原則が適用されなかったために不当な扱いを受けたと考える者が、裁判所

その他の権限のある当局に対して、直接的又は間接的な差別があったと推定される事実を立証する場合、平等待遇の原則の違反がなかったことを被申立人が立証することを確保するために、自国の司法制度に従って必要な措置をとるものとする」。

83. 同様に、人種や種族的出身に関係なく、個人間の平等待遇の原則を実施する 2000 年 6 月 29 日付理事会指令 2000/43/EC 及び雇用と職業における平等待遇の一般的枠組みを確立する 2000 年 11 月 27 日付理事会指令 2000/78/EC の目的は、それぞれの領域において、人種、種族的出身、宗教又は信条、障害、年齢、性的指向に基づくすべての直接的又は間接的差別を禁止することである。これらの指令の前文には次のように記されている。「直接的又は間接的な差別があったと推定される事実の評価は、国内法又は慣行の規則に従い、各国の司法機関又はその他の管轄機関が行う。そのような規則は、特に、統計的証拠に基づくことを含むあらゆる手段によって間接差別を立証することを規定することができる」、「差別の疎明がある場合には、立証責任に関する規則を適応させなければならない、平等待遇の原則を効果的に適用するためには、そのような差別の証拠が提出された場合には、立証責任を被申立人に戻さなければならない」。

84. 特に、指令 2000/43/EC は次のように規定している：

第2条 差別の概念

「1. 本指令において、平等待遇の原則とは、人種的又は種族的出身に基づく直接的又は間接的な差別がないことを意味する。

2. 第1項の目的のため、

(a) 直接差別とは、人種的又は種族的出身を理由として、ある人が他の人よりも不利に扱われること、又は同等の状況で扱われたことがある、又は扱われるであろう場合に起こるものとする。

(b) 間接差別は、一見して中立的な規定、基準、又は慣行が、人種的又は種族的出身者を他の人と比べて特別に不利な立場に置く場合、その規定、基準、又は慣行が正当な目的によって客観的に正当化され、その目的を達成する手段が適切かつ必要である場合を除き、発生するものとする。」

第8条 立証責任

「1. 加盟国は、平等待遇の原則が適用されなかったために不当な扱いを受けたと考える者が、直接又は間接の差別があったと推定される事実を裁判所その他の権限ある当局に対して立証する場合、平等待遇の原則の違反がなかったことを被申立人が証明できるようにするため、自国の司法制度に従って必要な措置を講じるものとする。

2. 第1項は、加盟国が原告により有利な証拠規則を導入することを妨げるものではない。

3. 第1項は、刑事手続には適用されない。

...

5. 加盟国は、裁判所又は管轄機関が事件の事実を調査する手続きに第1項を適用する必要はない。」

85. 欧州司法裁判所 (CJEC) の判例法では、差別とは、比較可能な状況に対して異なる規則を適用すること、あるいは異なる状況に対して同じ規則を適用することを意味し、それはあからさまなものであれ、隠微なものであれ、また直接的なものであれ、間接的なものであれ、存在しうる。

86. 1974年2月12日の *Giovanni Maria Sotgiu v. Deutsche Bundespost* 判決 (Case 152-73, point 11) において、欧州司法裁判所は次のように述べている。

「待遇の平等に関する規則は.....国籍を理由とするあからさまな差別だけでなく、他の差別基準を適用することで事実上同じ結果をもたらすような、あらゆる隠微な形態の差別も禁じている。」

87. 1986年5月13日の *Bilka-Kaufhaus GmbH v. Karin Weber von Hartz* 判決 (Case 170/84, point 31) では、欧州司法裁判所は次のように述べている。

「...百貨店会社がパートタイム従業員を職業年金制度から除外することは、その除外が男性よりかはるかに多くの女性に影響を及ぼす場合、その事業者が、除外が性別を理由とする差別とは無関係の客観的に正当化された要因に基づいていることを示さない限り、EEC条約第119条に違反するものである。」

88. *Regina v. Secretary of State for Employment, ex parte Nicole Seymour-Smith and Laura Perez* 判決 (1999 年 2 月 9 日付判決、Case C-167/97, points 51, 57, 62, 65 and 77) において、欧州司法裁判所は次のように述べた。

「... 国内裁判所は、加盟国が採用した措置が間接差別に相当する程度まで男女間に格差をもたらす効果を有するかどうかを立証するための法的基準を確認しようとするものである。...

...

... 欧州委員会は、「統計的に有意な」基準を提案している。これにより、統計は適切な比較基準を形成しなければならず、国内裁判所は、統計が事案固有の要因によって歪められていないことを確認しなければならない。統計的に有意な証拠が存在すれば、不釣り合いな影響を立証し、その責任を差別的措置とされる措置の作成者に転嫁するのに十分である。

...

それは、国内裁判所がその状況に関する統計が妥当であり、考慮に値するものであるかどうか、すなわち、十分な数の個人を対象としているかどうか、純粋に偶然の現象や短期的な現象を示しているかどうか、一般的に有意であると思われるかどうかを判断することでもある (Case C-127/92 *Enderby* [1993] ECR I-5535, paragraph 17 参照)。...

...

したがって、.....加盟国が採用した措置が、条約第 119 条との関係で、間接差別に相当する程度まで男女間に格差をもたらすかどうかを立証するために、国内裁判所は、その措置によって課された要求を満たすことができる女性の割合が男性よりもかなり少ないことが利用可能な統計上示されているかどうかを検証しなければならない。それが事実である場合、その措置が性別に基づく差別とは無関係な客観的要因によって正当化されない限り、間接的な性差別が存在することになる。

...

... 男性よりもかなり少ない割合の女性しか、... 問題となっている規則によって課された要求を満たすことができない場合、加盟国は、申し立てられた差別的規則の作成者として、当該規則が自国の社会政策の正当な目的を反映していること、その目的が性別に基づく差別とは無関係であること、及び選択された

手段がその目的を達成するために適切であると合理的に考えられることを示す必要がある。

89. 2003年10月23日付の、*Hilde Schönheit v. Stadt Frankfurt am Main* 判決 (Case C-4/02) 及び *Silvia Becker v. Land Hessen* 判決 (Case C-5/02) で、欧州司法裁判所は 67 項乃至 69 項及び 71 項において、次のとおり指摘している。

「条約第 119 条と EC 第 141 条(1)及び(2)は、男女は同一価値労働に対し同一賃金を受けるべきであるという原則を定めていることに留意する必要がある。この原則は、直接的な性差別につながる規定の適用だけでなく、性差に基づかない基準を適用した結果、性差別とは無関係な客観的要因に起因しない待遇の差が生じた場合に、労働における男女間の待遇差を維持する規定の適用も排除するものである。

問題となっている BeamtVG の規定が、直接的に性別に基づく差別を伴うものでないことは共通の認識である。したがって、間接的な差別に当たるかどうかを確認する必要がある。

間接差別があるかどうかを判断するには、問題となっている規定が男性よりも女性に不利な影響を与えるかどうかを確認する必要がある。

...

したがって、少なくともキャリアの一部をパートタイムで働いた公務員の年金を減額するという BeamtVG の規定によって、男性よりも女性の方がかなり高い割合で影響を受けていることを、入手可能な統計が示しているかどうかを判断する必要がある。このような状況は、問題となっている規定が、性に基づく差別とは無関係な客観的要因によって正当化されない限り、明らかに性を理由とする差別の証拠となる。」

90. *Debra Allonby v. Accrington & Rossendale College, Education Lecturing Services ... and Secretary of State for Education and Employment* 判決 (2004 年 1 月 13 日判決、Case C-256/01) では、欧州司法裁判所は次のように述べている (81 項)。

「.... 国の法律の条項が女性労働者を差別するものであり、EC 第 141 条第 1 項に反していることを示すために、女性は統計に依拠することができると言わざるを得ない。...」

91. 最後に、*Commission of the European Communities v. Republic of Austria* 判決 (2005 年 7 月 7 日判決、Case C-147/03)

において、欧州司法裁判所は次のように述べている（41 項及び 46 項乃至 48 項）。

「確定した判例法によれば、平等待遇の原則は、国籍に基づくあからさまな差別だけでなく、他の区別基準を適用することによって事実上同じ結果をもたらす、あらゆる隠微な形態の差別も禁止している（特に、Case 152/73 *Sotgiu* [1974] ECR 153, paragraph 11、前掲の Case C-65/03 *Commission v. Belgium*, paragraph 28; 及び Case C-209/03 *Bidar* [2005] ECR [I-02119], paragraph 51 参照）。

...

... 問題の法律は、オーストラリア共和国以外の加盟国で授与された中等教育修了証書の保持者について、オーストリアの同等の修了証書の保持者と同じ条件下でオーストリアの高等教育に進学することを妨げるものであるから、オーストリア共和国以外の加盟国で授与された中等教育修了証書の保持者を不利な立場に置くものである。

したがって、... 項はすべての学生に区別なく適用されるが、オーストリア国民よりも他の加盟国の国民に大きな影響を及ぼす可能性があり、したがってこの規定によってもたらされる待遇の差は間接的差別につながる。

その結果、当該差別的取扱いは、関係者の国籍とは無関係の客観的な考慮事項に基づき、国内規定の正当な目的に相応する場合にのみ正当化され得る（Case C-274/96 *Bickel and Franz* [1998] ECR I-7637, paragraph 27, and *D'Hoop*, cited above, paragraph 36）。」

V. 関連する国連資料

A. 市民的及び政治的権利に関する国際規約

92. 同規約第 26 条は、次のとおり規定している。

「すべての人は法の下に平等であり、いかなる差別もなく法の平等な保護を受ける権利を有する。この点に関して、法律はいかなる差別も禁止し、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見その他の見解、国民的又は社会的出身、財産、出生その他の地位などのいかなる理由による差別に対しても、すべての人に平等かつ効果的な保護を保障しなければならない。」

B. 国連人権委員会

93. 1989年11月10日付の無差別に関する一般的意見第18号の7項及び12項において、委員会は以下の意見を表明している。

「... 委員会は、規約において使用される『差別』という用語は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見又はその他の意見、国籍又は社会的出身、財産、出生又はその他の地位等、あらゆる理由に基づく差別、排除、制限又は選好であって、すべての者がすべての権利及び自由を対等な立場において承認し、享有し又は行使することを無効にし又は損なう目的又は効果を有するものを意味するものと理解すべきである。

...

... 立法が締約国によって採択された場合、その内容は差別的であってはならないという第26条の要求に従わなければならない...」

94. チェコ共和国に関する通信番号 516/1992 に関する 1995 年 7 月 31 日付の見解の 11.7 項において、委員会は次のとおり指摘した。

「しかし、委員会は、立法府の意図のみが規約第26条違反を決定する際の決め手となるわけではないという見解を有している。政治的動機に基づく差別化が第26条に適合する可能性は低い。しかし、政治的動機によらない行為であっても、その効果が差別的である場合には、第26条に違反する可能性がある。」

C. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

95. 同条約の第1条は次のとおり規定している。

「『人種差別』とは、人種、皮膚の色、家柄又は国籍若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は選好であって、政治的、経済的、社会的、文化的又はその他公的生活のあらゆる分野における人権及び基本的自由の平等な立場での承認、享有又は行使を無効にし又は損なう目的又は効果を有するものをいう。...」

D. 人種差別撤廃委員会

96. 差別の定義に関する 1993 年 3 月 22 日付の一般勧告第 14 号において、同委員会は、特に次のとおり指摘している。

「1. ...差別は、それが特定の権利及び自由を害する目的又は効果を有する場合には、条約に反するものとなる。このことは、第 2 条第 1 項(c)によって締約国に課せられた、人種差別を生み出し又は永続させる効果を有するいかなる法律又は慣行も無効にする義務によって確認されている。

2. ...ある行為が条約に反する効果を有するかどうかを判断しようとする場合、[委員会は]その行為が人種、皮膚の色、家柄、国籍又は種族的出身によって区別される集団に不当な格差的影響を及ぼすかどうかに注目する。...」

97. 人種隔離とアパルトヘイトに関する 1995 年 8 月 18 日付の一般勧告第 19 号において、同委員会は次のとおり述べた。

「3. 完全又は部分的な人種隔離の状況が、国によっては、政府の政策によって生み出される場合もあるが、部分的な隔離の状況が、私人の行動の意図しない副産物として生じる場合もある。多くの都市で、居住形態は集団における所得の差異に影響され、それはときに人種、肌の色、家柄、国籍又は種族的出身の差異と組み合わせられ、住民は汚名を着せられ、個人は人種的理由とその他の理由が混在する差別を受けることになる。

4. ...したがって、委員会は、人種隔離の状態は、公的機関による主導や直接的な関与がなくても生じうることを認める。...」

98. ロマに対する差別に関する 2000 年 8 月 16 日付の一般勧告第 27 号において、同委員会は、特に教育分野において、以下の勧告を行った。

「17. ロマ出身のすべての子どもたちを学校制度に組み入れることを支援し、特にロマの女子の退学率を下げるために行動し、そのためにロマの親、団体、地域社会と積極的に協力すること。

18. 二言語又は母国語による授業の可能性を維持しつつ、ロマの生徒の分離を可能な限り防止・回避すること。そのために、すべての学校における教育の質及び少数民族の学校における達成レベルを高めるよう努力すること、ロマの共同体の構成員の

中から学校職員を採用すること、異文化間教育を促進すること。

19. 教育分野において、両親と協力してロマの子どもたちを支援する措置の採用を検討すること。」

99. 同委員会は、チェコ共和国から提出された報告書を審査した後の1998年3月30日付の最終見解において、特に次のとおり指摘した。

「13. 教育分野におけるロマ・コミュニティの疎外について、懸念をもって指摘する。不釣り合いなほど多くのロマの子どもたちが特別支援学校に入れられ、事実上の人種隔離につながっていること、また、中等教育や高等教育への参加レベルもかなり低いという証拠は、条約第5条が完全に履行されているかどうかについて疑念を抱かせるものである。」

E. 児童の権利条約

100. 同条約の第28条及び第30条は、次のとおり規定している。

第28条

「1. 締約国は、教育を受ける児童の権利を認め、この権利を漸進的にかつ機会均等を基礎として達成することを目的として、特に、次のことを行う。

(a) 初等教育を義務化し、すべての人が無償で受けられるようにすること

(b) 一般教育や職業教育を含む、さまざまな形態の中等教育の発展を奨励し、すべての子どもが利用でき、アクセスできるようにし、無償教育の導入や、必要な場合の財政援助の提供など、適切な措置を講じること

(c) あらゆる適切な手段により、高等教育を、能力に応じて、すべての人が受けられるようにする；

(d) 教育及び職業に関する情報とガイダンスを、すべての子どもが利用でき、アクセスできるようにすること

(e) 学校への定期的な出席を奨励し、中途退学率を減らすための措置をとること。

2. 締約国は、学校の規律が児童の人間としての尊厳に合致し、かつ、この条約に適合する方法で行われることを確保するため、すべての適当な措置をとる。

3. 締約国は、特に、全世界における無知及び非識字の除去に寄与し、並びに科学的及び技術的知識及び近代的な教授方法へのアクセスを容易にすることを目的として、教育に関する事項についての国際協力を促進し、かつ、奨励する。この点に関し、開発途上国におけるニーズを特に考慮する。」

第 30 条

「民族的、宗教的若しくは言語的少数者又は先住民族が存在する国においては、そのような少数者に属する児童又は先住民族である児童は、その集団の他の構成員との共同社会において、自己の文化を享受し、自己の宗教を公言し、実践し、又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

F. ユネスコ（国連教育科学文化機関）

101. 1960 年 12 月 14 日付の教育差別禁止条約第 1 条乃至第 3 条は、次のとおり規定している。

第 1 条

「この条約において、『差別』とは、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、経済的条件又は出生に基づく差別、排除、制限又は選好であって、特に、教育における待遇の平等を無効にし、又は損なう目的又は効果を有するものをいい、特に次のものを含む。

(a) 個人又は集団から、その種類やレベルを問わず、教育を受ける機会を奪うこと

(b) 個人又は集団を劣った水準の教育に制限すること

(c) この条約第 2 条の規定に従う場合を除き、人又は人の集団のために別個の教育制度又は機関を設立し、又は維持すること

(d) 人間の尊厳と相容れない条件を個人又は集団に与えること

...」

第2条

「ある国において許容される場合において、次に掲げる状況は、この条約の第[1]条にいう差別を構成するものとはみなされない。

(a) 両性の生徒のために別個の教育制度又は教育機関を設置又は維持することであって、それらの制度又は教育機関が同等の教育を受ける機会を提供し、同程度の資格を有する教職員、同程度の質の校舎及び設備を提供し、かつ、同等又は同程度の学習課程を履修する機会を与える場合

(b) 宗教上又は言語上の理由により、生徒の父母又は法定保護者の意向に沿う教育を提供する別個の教育制度又は教育機関を設置又は維持する場合であって、当該制度への参加又は当該教育機関への出席が任意であり、かつ、提供される教育が、特に同じレベルの教育について、監督当局が定め又は承認する基準に適合している場合

(c) 私立の教育機関の設置又は維持であって、その教育機関の目的が、いかなる集団の排除を確保することではなく、公的機関が提供する教育施設に加えて教育施設を提供することであり、その教育機関がその目的に従って運営され、提供される教育が、特に同じレベルの教育について、監督当局が定め又は承認する基準に適合している場合。」

第3条

「この条約にいう差別を撤廃し、及び防止するため、締約国は、次のことを約束する。

(a) 教育差別を伴う法令規定及び行政指導を破棄し、行政慣行を廃止すること

(b) 必要であれば法律により、教育機関への生徒の入学に差別がないようにすること

…」

102. 1978年11月27日付でユネスコ総会で採択された「人種と人種的偏見に関する宣言」は、次のとおり宣言している。

第1条

「1. すべての人間は単一の種に属し、共通の家系に由来する。彼らは生まれながらにして尊厳と権利において平等であり、全員が人類の不可欠な一部を形成している。

2. すべての個人及び集団は、異なる存在である権利、異なる存在であるとみなす権利、及びそのようにみなされる権利を有する。しかし、生活様式の多様性と異なる存在であるという権利は、いかなる状況においても、人種的偏見の口実となってはならない。また、法律上も事実上も、いかなる差別的行為をも正当化してはならず、人種差別の極端な形態であるアパルトヘイト政策の根拠となってはならない。

...」

第2条

「...」

2. 人種差別主義には、人種差別的イデオロギー、偏見に満ちた態度、差別的行動、人種的不平等をもたらす構造的取決めや制度化された慣行、さらには集団間の差別的関係が道徳的・科学的に正当化できるという誤った考え方が含まれる。人種差別主義は、法律又は規則における差別的な規定及び差別的な慣行、反社会的な信念や行為に反映されている。人種差別主義は、被害者の発展を妨げ、それを実践する者を歪め、国家を内部から分裂させ、国際協力を妨げ、民族間の政治的緊張を生み出すものである。人種差別主義は、国際法の基本原則に反し、その結果、国際の平和と安全を著しく乱すものである。

3. 人種的偏見は、歴史的に権力における不平等と結びついており、個人や集団間の経済的・社会的格差によって強化され、今日でもなおそのような不平等を正当化しようとしているが、全く正当化できないものである。」

第3条

「人種、皮膚の色、民族的又は国民的出身に基づくいかなる区別、排除、制限又は選好、又は人種差別主義的配慮に動機づけられた宗教的不寛容は、国家の主権平等及び諸民族の自決権を破壊若しくは危うくするものであり、また、すべての人間及び集団の完全な発展に対する権利を恣意的若しくは差別的な方法で制限するものであって、公正で人権の尊重を保障する国際秩

序の要求と両立しないものである。完全な発展に対する権利とは、国内及び世界の文明と文化の価値を尊重する風土の中で、個人的及び集団的な進歩と充足の手段を平等に利用することを意味する。」

第5条

「1. 文化は、すべての人間の所産であり、かつ、人類共通の遺産であり、また、教育は、その最も広範な意味において、男女により効果的な適応の手段を提供し、これにより、男女は、尊厳と権利において生まれながらに平等であることを確認することができるだけでなく、国内及び国際的な文脈の中で、すべての集団が独自の文化的アイデンティティを維持し、独自の文化的生活を発展させる権利を有しており、これらの権利を尊重すべきであるということを認識することができる。そして、アイデンティティにとって不可欠な価値観の維持、及び必要に応じてその価値観の適応や充実を完全に自由な意思決定によって行う権利は、各集団に帰属していることが理解されるのである。

2. 国家は、その憲法上の原則及び手続に従い、また他のすべての権限ある当局及び教職者全体と同様に、特に次に掲げる手段を通じて、すべての国の教育資源が人種差別主義と闘うために利用されることを確認する責任を有する。教育課程及び教科書が人間としての一体性と多様性に関する科学的及び倫理的考察を含み、いかなる人々に関しても侮蔑的な区別がなされないことを確保すること、これらの目的を達成するために教師を訓練すること、教育資源を人種的制限や差別なしに国民のすべての集団が利用できるようにすること、特定の人種的又は民族的集団が教育水準や生活水準に関して被っているハンディキャップを是正し、特にそのようなハンディキャップが子どもたちに引き継がれないようにするために適切な措置をとること。

…」

第6条

「1. 国家は、すべての個人及びすべての集団に対して、尊厳と権利において完全に平等な立場で、人権と基本的自由を保障する第一の責任を有する。

2. 国は、その権限の及ぶ限りにおいて、また、その憲法上の原則及び手続に従い、特に教育、文化及びコミュニケーション

の分野において、人種差別主義や人種差別主義者に関する宣伝、人種隔離及びアパルトヘイトを防止し、禁止し、根絶するために、また、世界人権宣言並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約に具体化されている原則を十分に考慮しつつ、人種的偏見及び人種差別主義的態度の原因及び防止に関する自然科学及び社会科学における知識の普及及び適切な研究の成果の普及を奨励するために、特に立法によって、あらゆる適切な措置をとるべきである。

3. 人種差別を禁止する法律は、それだけでは十分ではないので、人種差別の事例を体系的に調査するための行政機構、人種差別行為に対する法的救済の包括的な枠組み、人種的偏見及び人種差別と闘うための広範な教育及び研究プログラム、並びに集団間の真の相互尊重を促進するように計算された積極的な政治的、社会的、教育的及び文化的措置のプログラムによって、それらを補完することもまた、国家に義務づけられている。状況が許すならば、不利な立場にある集団の地位向上を促進するための特別なプログラムが実施されるべきであり、また、国民の場合には、共同体の意思決定過程への効果的な参加を確保するための特別なプログラムが実施されるべきである。」

第9条

「1. 人種、皮膚の色及び出自にかかわらず、すべての人間及びすべての人民の尊厳と権利が平等であるという原則は、国際法上、一般に受け入れられ、承認された原則である。したがって、国家によって行われるいかなる形態の人種差別も、国際法違反を構成し、国家の国際的責任を生じさせる。

2. 個人及び集団の尊厳と権利の平等を確保するために、必要に応じて特別な措置を講じなければならない。ただし、人種差別的とみなされるような措置であってはならない。この点で、社会的又は経済的に不利な立場にある人種的又は民族的集団には、差別や制限を受けることなく、完全に平等な立場で、特に住居、雇用、保健に関して、法律及び規則の保護と有効な社会的措置の便益を与え、彼らの文化と価値観の信憑性を尊重し、特に教育を通じて、彼らの社会的及び職業的進歩を促進するように、特に注意を払わなければならない。

…」

VI. その他の情報源

A. 欧州人種差別・外国人排斥監視センター（現在の欧州連合基本権庁）

103. 欧州人種差別・外国人排斥監視センターのウェブサイトに掲載されているチェコ共和国の教育に関する情報には、以下のようなものがある。

「チェコ共和国では、教育における人種差別や差別に関する公式・非公式なデータはない。

チェコの教育制度で最も深刻な問題は、社会的に不利な立場にある子どもたち（多くはロマ）を特別支援学校に隔離していることである。ロマの子供たちの半数以上がそこで学んでいる。チェコの教育制度、特に小学校におけるこのような傾向は、チェコ共和国科学アカデミーの社会学研究所が実施した広範な調査によって証明されている。中等学校に入学するロマの若者はごくわずかである。」

104. 2006年5月に発表された「公教育におけるロマとトラベラー」と題された監視センターの報告書は、当時欧州連合（EU）に加盟していた25カ国に関するものであったが、とりわけ、ロマの子どもたちの組織的な隔離は教育政策としてはもはや存在しないものの、政策や慣行の意図せざる効果として、あるいは居住地の隔離の結果として、学校や教育当局によって、様々な方法、主に間接的な方法で隔離が行われていると指摘している。学校や教育当局は、例えば、「彼らの異なるニーズ」という認識に基づいて、あるいは行動上の問題や学習上の困難への対応として、生徒を分離することがある。後者はまた、ロマの生徒が知的障害児のための特別支援学校に頻繁に配置されることにもつながり、これはハンガリー、スロバキア、チェコ共和国といったEU加盟国において、いまだに憂慮すべき現象であった。しかし、ロマの子どもたちの社会的・文化的背景の規範や行動パターンを考慮して、テストや配置の手順を見直すための措置が取られている。

B. 英国貴族院

105. 2004年12月9日付の *Regina v. Immigration Officer at Prague Airport and another ex parte European Roma Rights Centre and others* 判決において、貴族院は、プラハ空港で働く英国の入国

審査官が、同空港から英国への旅行を希望するロマに対して、人種的理由に基づき、同じ目的地に旅行する他の人々よりも不利な扱いをしたため、差別を行ったと全会一致で判断した。

106. リッチモンドのヘイル男爵夫人は、特に次のとおり述べた。

「73. ... 人種差別と性差別に関する法の根底にある概念は、各性別及び全ての人種は平等に扱われる権利を有するというものである。したがって、男性を女性より不利に扱うことは、女性を男性より不利に扱うことと同様に差別的であり、白人を黒人より不利に扱うことは、黒人を白人より不利に扱うことと同様に差別的である。違法な差別の構成要素は、(i)異なる性別又は人種グループに属する個人と個人との間の待遇の差（現実又は仮想）、(ii)その待遇が一方にとってより不利であること、(iii)関連する状況が同じであるか、又は実質的に異なること、(iv)待遇の差が性別又は人種に基づくものであること、である。しかし、人々は自分の偏見を公言することはめったになく、また偏見に気づいていない場合さえあるため、差別は通常、直接的な証拠ではなく推論によって証明されなければならない。同等の者よりも不利な待遇が示された場合（構成要素(i)、(ii)、(iii)）、裁判所は差別を行ったとされる側に説明を求める。もちろん、その説明は請求者の人種や性別とは無関係でなければならない。説明がない場合、あるいは納得のいく説明がない場合、不利な扱いが人種的理由によるものであると推論することは正当である。

74. この種の直接差別が示されれば、それで終わりである。ごく限られた例外を除いて、客観的正当化の抗弁はできない。法の要点は、サプライヤーが各人をグループの一員としてではなく、個人として扱うよう求めることである。グループのほとんどのメンバーが実際にそのような特性を持っているかどうかにかかわらず、サプライヤーがグループと関連付ける特性を個人が持っているとは決めつけるべきではない。...

75. 本件の苦情は、ロマに対する直接差別である。間接差別とは、雇用主やサプライヤーが全ての人を同じように扱っているにもかかわらず、ある性別グループや人種グループの構成員が他の構成員よりも満たす可能性はるかに低い要求や条件（例えば、男性が女性よりもはるかに合格しやすいであろう重量挙げのテスト）を全員に適用する場合に生じる。これは、その要求が関係者の性別や人種とは無関係に正当化できないものであ

る場合にのみ違法となる。しかし、正当化できるのは要求や条件であって、差別ではない。この種の正当化は、欧州人権条約第 14 条に違反する可能性のある差別的待遇について、客観的に正当化される余地があることと混同されるべきではない。

...

90. 優れた機会均等が自然に身につくとは限らないことは、覚えておく価値がある。一部の応募者をより疑ってかかるべき正当な理由があろうとも、全ての応募者に等しくオープンな姿勢で臨むということは、常識に反すると考える人も多いであろう。しかし、それこそが、属する集団の一般的特徴によって個人が不利益を被らないことを保証しようとする法律が求めていることなのである。私たちが懸念している運用が開始された 2001 年当時、人種関係法は入国管理局の活動にも適用されるようになったばかりだった。かなりの時間的プレッシャーの中で行動する職員が、四半世紀以上にわたって雇用主が苦心惨憺してきた手続や期待に、あらゆる点で適合することが困難であると感じたとしても、驚くにはあたらないだろう。

91. このような背景があるからこそ、プラハ空港で実際に何が起こったのかを示す証拠を評価する必要がある。警官たちは、事情聴取を受けた人々の種族的出身を記録していない。そのため、回答者は、各グループから何人が、どのくらいの時間インタビューを受け、どのような結果となったかについて、数字を示すことができない。彼らは、このことから、警察官が「権限」に頼っていたわけではないことが明らかであると指摘している。もし「権限」に頼っていたのであれば、乗客の民族に関する見解を記録するだけでよかったはずである。もしこれが事実であれば、それは許可の拒否を正当化するのに十分な理由となるであろう。しかし、これはまた、このリスクの高い業務が差別的な方法で行われていないことを確実にするのに役立つかもしれない情報を収集するための正式な手順が取られていなかったことも示している。また、入手可能な唯一の情報は、請求者が提供した情報であり、特にその運用を監視しようとしていた ERRC から提供されたものであったということである。回答者はこの情報の信頼性に疑問を投げかけることはできるが、それに反論したり、より信頼できる情報を自ら提供したりすることはできない。...

C. 米国連邦最高裁判所

107. 米国連邦最高裁判所は、*Griggs v. Duke Power Co.* 判決(401 US 424 (1971))で、格差影響テストを確立した。この事件では、発電所の黒人従業員が、最も賃金の低い仕事であっても、高校卒業資格の取得又は適性試験の合格を義務付けている雇用主の慣行は差別的であるとして訴訟を起こした。黒人の方が卒業資格を取得したり、標準化された試験に合格したりする者が少なかったのである。最高裁は次のとおり述べた。

「[1964 年公民権]法は、人種を理由に差別的に作用する人為的、恣意的、不必要な障壁の撤廃を義務づけており、今回のように、黒人の排除を目的とした雇用慣行が職務遂行能力と関連していることを証明できない場合は、雇用主の差別的意図の有無にかかわらず、その雇用慣行は禁止される。...

同法は、試験又は測定手順の使用を妨げるものではないが、.....それが明らかに職務遂行能力の合理的な尺度である場合を除き、試験や測定手順に支配的な力を与えることを禁じている。

同法は、あからさまな差別だけでなく、形式上は公正であっても運用上差別的な慣行も禁止している。その基準となるのは、業務上の必要性である。黒人を排除するような雇用慣行が、職務遂行能力に関連していると証明できない場合、その慣行は禁止される。

...連邦議会は、どのような要件であっても、問題となっている雇用との関係が明白でなければならないことを示す責任を雇用主に負わせている。」

法律

I. 大法廷の管轄の範囲

108. 2006 年 9 月 26 日付で大法廷に提出された最終見解書において、申立人らは条約第 3 条及び第 6 条第 1 項に基づく権利の侵害があったとの主張を繰り返した。

109. 当裁判所の判例法では、大法廷に付託された「事件」とは、採用可能であると宣言された申立てである（特に、*Leyla Şahin*

v. Turkey [GC], no. 44774/98, § 128, ECHR 2005-XI、及び *Üner v. the Netherlands* [GC], no. 46410/99, § 41, ECHR 2006-XII 参照)。大法廷は、小法廷の 2005 年 3 月 1 日付の部分的決定において、同条約第 3 条及び第 6 条第 1 項に基づくものを含め、第一議定書第 2 条と併合された同条約第 14 条に関連しない申立人らの全ての不服申立てを不受理としたことを指摘する。したがって、後者の訴状は（申立人らがまだそれらに依拠することを望むと仮定すれば）、大法廷における管轄の範囲には含まれない。

II. 政府の予備的異議申立て

110. 当裁判所は、本申立ての受理可能性に関する決定において、政府が 2004 年 3 月 15 日の見解書で行った国内救済措置の不尽に関する予備的異議が、第一議定書第 2 条と併せて採用された条約第 14 条に基づく本案と結びつけられていたことを指摘する。2006 年 2 月 7 日付の判決 (§ 31) において、小法廷は、国内救済措置の不尽の問題に関する当事者の提出は、本件の本案と密接に関連する問題であると判断した。チェコ憲法裁判所と同意見であり、本申請はかなり重要な点を提起しており、重大な利益がかかっている。したがって、本案に関する他の理由で違反がなかったとの判断に鑑み、小法廷は、本案において申立人がその要件を満たしているかどうかを検討する必要はないと考えた。

111. 事件が大法廷に付託された場合、大法廷は、例えば、本案と併合された場合、又は本案段階で関連する場合など、申立ての採用の可否に関する問題も審査することができることを想起されたい (*K. and T. v. Finland* [GC], no. 25702/94, § 141, ECHR 2001-VII 参照)。

112. このような状況において、大法廷は、申立人らが国内救済措置を尽くすという要件を満たしているかどうかを判断する必要があると考える。

113. 政府は、申立人らは自分たちの立場を改善するために利用可能な手段を全て使ったわけではないと主張した。申立人らのうち、特別支援学校への入学決定に対して不服を申し立てる権利を行使した者はいなかった。6 人は憲法上の不服を申し立てなかった。さらに、憲法裁判所に不服を申し立てた申立人らのうち、特別支援学校への入学決定を実際に争ったのは 5 人だけであった。申立人らは、人格権を守るために民法に基づく訴訟を起こすことで彼らの尊厳を守ろうとはしておらず、彼らの親はこの問題を学校検査局や教育省に照会していなかった。

114. 申立人らは、第一に、チェコ共和国には、教育分野における人種差別の苦情に対処するための効果的かつ十分な救済手段が存在しないと主張した。より具体的には、憲法裁判所が本件で採用した論理や、申立人らが言及した一般的な慣行を重視しないという憲法裁判所の判断により、その権利は無効とされてしまった、という主張である。それゆえ、このような不服申立てを提起しないことを選択した申立人らを批判することはできない。行政不服審査を申し立てなかった理由について、申立人らは、親が必要な情報にアクセスできたのは、そのような不服審査を申し立てられる期間が過ぎてからだったと述べた。憲法裁判所でさえ、この不作為を無視したのである。最後に、人格権を保護するための訴訟は、強制力のある行政決定に異議を申し立てる手段とはみなされず、政府はそのような救済措置が有効であるという証拠を何一つ提示していなかった。

さらに、仮に有効な救済措置が存在するとしても、チェコ共和国の特別支援学校制度のような行政慣行が人種差別を可能にし、あるいは助長している場合には、その救済措置を行使する必要はないと申立人らは主張した。申立人らはまた、チェコ共和国におけるロマに対する人種的憎悪と数多くの暴力行為、及び人種差別的・外国人排斥的な刑事犯罪に科される刑罰の不十分さについても、裁判所の注意を喚起した。

115. 当裁判所は、条約第 35 条第 1 項で言及されている国内救済措置の消尽の原則は、国内制度が申し立てられた違反に関して効果的な救済措置を提供しているという想定に基づいていることを再度表明する。国内救済措置が尽くされていないと主張する政府は、関連する時点で理論上及び實際上、効果的な救済措置が利用可能であったことを裁判所に納得させる責任がある。すなわち、その救済措置が利用可能であり、申立人らの苦情に関して救済を提供することが可能であり、かつ成功の見込みが合理的にあったことを証明しなければならない (*V. v. the United Kingdom* [GC], no. 24888/94, § 57, ECHR 1999-IX 参照)。

116. 国内救済措置の消尽という原則の適用は、締約国が設置することに合意した人権保護のための制度の枠内で適用されるという事実を十分に考慮しなければならない。それゆえ、当裁判所は、第 35 条第 1 項は、ある程度の柔軟性をもって適用されなければならない、過度な形式主義は排除されるべきであると認識している。また、当裁判所は、消尽のルールは絶対的なものではなく、自動的に適用されるものでもないと認識している。この原則が遵守されているかどうかを検討する際には、個々の事例の状況を考慮することが不可欠である。これは特に、当裁判所が、当該締約国の法制度における

正式な救済措置の存在だけでなく、それらが運用されている一般的な状況や申立人らの個人的な状況についても現実的に考慮しなければならないことを意味するものである。その上で、事件のあらゆる状況において、申立人らが国内救済手段を尽くすために合理的に期待される全てのことを行ったかどうかを検討しなければならない（*İlhan v. Turkey* [GC], no. 22277/93, § 59, ECHR 2000VII-参照）。

117. 本事件において、政府は、まず、申立人らの誰一人として、特別支援学校への入学を命じた決定に対して不服申立てを行わず、人格権を保護するための訴訟も起こしていないと訴えた。

118. この関連で、当裁判所も申立人らと同様、チェコ憲法裁判所がその不作為を無視する決定を下したことを指摘する（上記第 28 項参照）。このような状況において、当裁判所は、当該国の最高裁判所でさえ申立人らにその利用を義務付けていない救済措置の利用を要求することは、形式主義に偏り過ぎていると考える。

119. 政府は、第二に、憲法上の不服申立てを行った 12 人の申立人らのうち、実際に特別支援学校への入学決定を争ったのは 5 人だけであり、そのため憲法裁判所が彼らの訴えを審理することが可能になったと述べた。

120. 当裁判所は、5 人の申立人らが正当な手続で憲法上の訴えを提起したことにより、憲法裁判所は、申立人らが当裁判所に持ち込んだ全ての不服申立てについて判決を下す機会が与えられたことを指摘する。また、憲法裁判所は、不服申立ての範囲が申立人らの個人の利益を超えるものであり、その意味で、その決定はより一般的に適用されるものであると判断した。

121. さらに、1999 年 10 月 20 日付の判決からわかるように、憲法裁判所は、申立人らが差別的であると主張したその影響を考慮することなく、関連する法令規定の管轄当局による解釈と適用を検証することにとどまっていた。また、人種差別に関する不服申立てについては、社会全体の状況を総合的に評価することは裁判所の役割ではないとも述べている。

122. このような状況において、憲法裁判所が、憲法上の不服申立てを行わなかった、あるいは特別支援学校の校長の決定にも異議を唱えなかった 13 人の申立人らのケースを判断するよう求められていたならば、その判断が異なっていたであろうことを示唆するものは何もない。これらの点を考慮すると、当裁判所は、本件の特殊な状況において、この救済措置が申立人らの苦情の救済に適している、あるいは申立人らの主張が認められる合理的な見込みがるとは判断できない。

123. したがって、本件における政府の予備的異議申立ては却下されなければならない。

III. 第一議定書第2条と併合された条約第14条違反の申立て

124. 申立人らは、人種又は種族的出身を理由に、客観的かつ合理的な正当化理由なしに、同等の状況にある他の子どもたちよりも不利に扱われたという点で差別されたと主張した。この点に関して、申立人らは、条約第14条及び第一議定書第2条が、以下のとおり規定していることに依拠した。

条約第14条

「条約に定める権利及び自由の享有は、性別、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的又は社会的出身、少数民族との関連、財産、出生その他の地位の如何なる理由によっても差別されることなく確保されなければならない。」

第一議定書第2条

「何人も、教育を受ける権利を否定されない。国は、教育及び指導に関して負ういかなる機能の行使においても、父母が自己の宗教的及び哲学的信念に合致した教育及び指導を確保する権利を尊重しなければならない。」

A. 小法廷判決

125. 小法廷は、第一議定書第2条と併せ考慮した場合、条約第14条の違反はなかったと判断した。小法廷の見解では、チェコ共和国の特別支援学校の制度は、ロマの子どもたちのためだけに導入されたものではなく、これらの学校では、特定の種類の生徒が基本的な教育を受けられるように相当な努力が払われていることを、政府は立証することに成功している。その関連で、チェコ共和国は、特別支援学校への入学を規定する規則は、児童の種族的出身に言及するものではなく、児童のニーズ、適性、障害に教育制度を適合させるという正当な目的を追求するものであると述べた。

126. 小法廷は特に、申立人らが、学習障害が通常の初等学校のカリキュラムの履修を妨げるほどのものであるという専門家の調査結果を覆すことに成功していないことを指摘した。また、申立人らの親は、何ら行動を起こさず、また、子どもたちを特別支援学校に

入学させるか、又は継続して特別支援学校に在籍させるよう自ら要求したことさえもなかったことも指摘された。

127. 小法廷は判決の中で、対立する様々な利害を調整する教育制度を選択することは容易ではなく、理想的な解決策は存在しないことを認めた。しかし、開示された統計的証拠が憂慮すべき数値を示していること、またチェコ共和国におけるロマの子どもたちの教育に関する一般的な状況は決して完璧ではないことを認めつつも、目の前の具体的証拠から、申立人らが特別支援学校に配置されたこと、あるいは場合によっては継続して配置されたことが人種的偏見によるものだと結論づけることはできないと判断した。

B. 当事者の主張

1. 申立人ら

128. 申立人らは、差別の概念に関する小法廷の制限的な解釈は、条約の目的と一致しないだけでなく、欧州及びその他の管轄地域における裁判所の判例法とも相容れないものであると主張した。

129. 彼らはまず、大法廷に対し、差別があったかどうかを判断するために小法廷が用いた不明瞭で矛盾した判断基準を修正するよう求めた。彼らは、ある政策や一般的な措置が特定の集団に不均衡に偏見的な影響を及ぼす場合、たとえそれがその集団を明確に標的にしたものでもなく、差別的とみなされる可能性は否定できないという確立された原則を再確認した。それにもかかわらず、小法廷は、チェコ当局による差別的意図を申立人らに証明するよう誤って要求している点で、これまでの判例法から逸脱している（（*Thlimmenos v. Greece* [GC], no. 34369/97, § 44, ECHR 2000-IV、*Hoogendijk v. the Netherlands* (dec.), no. 58641/00 (2005 年 1 月 6 日)、及び *Nachova and Others v. Bulgaria* [GC], nos. 43577/98 and 43579/98, § 157, ECHR 2005-VII 参照)。申立人らの主張によると、このような要求は非現実的かつ非論理的であり、特別支援学校が民族ごとに隔離するように設計されたかどうかという問題は、それが実際に生じている効果である以上、無関係である。実際には、善意の行動が、無知や怠慢、惰性によって差別的な慣行となることが多いのである。

130. 申立人らは特に、*Nachova and Others* 判決（前掲、§ 157）において、裁判所が立証責任の転換を拒否した理由を説明する際に、人種差別を動機とする暴力犯罪と、雇用やサービス提供における非暴力的な人種差別行為とを区別するよう注意を払っていたことを指摘した。申立てにおいて、教育へのアクセスにおける人種差別は

、まさに後者のカテゴリーに属し、故意がなくても立証可能な差別行為であった。さらに最近では、当裁判所は *Zarb Adami v. Malta* 判決 (no. 17209/02, §§ 75–76, ECHR 2006–VIII) において、第14条違反を理由とする場合、差別的取扱いの相違は必ずしも立法文に明記されている必要はなく、「確立された慣行」又は「事実上の状況」も差別を生じさせる可能性があることを裁定した。本件では、申立人らは不均衡な影響の存在を立証することに議論の余地なく成功したと考えたため、立証責任は政府に移り、政府は申立人らの種族的出身が問題の決定に影響を与えていないこと、及び差別に対する十分な保護措置が講じられていることを証明しなければならなかった。

。

131. その関連で、申立人らは、ECRI がその一般政策勧告第7号において、直接差別と間接差別の両方を禁止し、どちらの概念も差別的意図の証明を必要としないよう、各国に呼びかけたことを指摘した。欧州評議会の加盟国の大多数は、すでにそのような意図の証明を必要とせず、国内法の一部で差別を明示的に禁止しており、これはこれらの国の司法実務にも反映されている。申立人らはこの文脈で、特に *Regina v. Immigration Officer at Prague Airport and another ex parte European Roma Rights Centre and others* 事件における英国貴族院の判決（上記パラグラフ 105 参照）及び欧州司法裁判所の判例法に言及した。最後に、申立人らは、間接差別は市民的及び政治的権利に関する国際規約や人種差別撤廃条約などの国際法でも禁止されていることを指摘した。

132. したがって、第14条の保護の重要性と、その実効性を確保する必要性を踏まえ、申立人らは、特に、欧州の2つの裁判所が差別禁止の原則を一貫して解釈・適用することを確保するために、裁判所がそのような状況で適用される規則を明確にすることが有益であると考えた。このため、申立人らは大法廷に対し、人種差別を動機とする暴力など、差別がすでに犯罪の基礎的な要素となっている場合を除き、第14条の差別を証明するにあたり意図を立証する必要はないという明確な裁定を下すよう求めた。

133. 今回の事件では、申立人らは、管轄当局が当時、ロマに対して悪意のある人種差別的な態度を抱いていた、ロマを差別する意図があった、あるいは積極的措置を講じなかったとは主張していない。申立人らが証明する必要があったのは、そして申立人らが提出した資料で証明したのは、当局が客観的かつ合理的な理由なしに、申立人らを同様の境遇にある非ロマ人と比較して差別的に不利益な扱いを行ったということだけであった。政府が提起した欧州共通の基準の問題は、申立人らの見解では、政治的な問題であり、そのよ

うな基準の存在の有無は、処遇の平等という原則が国際法の拘束力のある規則である以上、全く関係のないことであった。

134. 同様に、申立人らは大法廷に対し、第 14 条違反の主張に関連し得る証拠の種類について、統計的証拠を含むがこれに限定されない証明の種類に関する指針を示すよう求めた。申立人らは、独立した専門政府機関（ECRI、人種差別撤廃委員会、及び少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会）や政府自身が認める事実（上記パラグラフ 41 及び 66 参照）にも裏付けられているにもかかわらず、小法廷が、彼らが提出した圧倒的な統計的証拠を、それが正確であるかどうかを確認することなく軽視したことを指摘した。このデータによると、申請が行われた当時、ロマは初等学校的全児童のわずか 5 %に過ぎなかったが、特別支援学校の児童の 50%以上を占めていた。オストラヴァ市では、非ロマの児童の 2%未満しか特別支援学校に割り当てられていなかったが、ロマの子どもたちの 50%以上がそのような学校に通わされていた。全体として、ロマの子どもが特別支援学校に割り当てられる可能性は、同様の境遇にある非ロマの子ども 27 倍以上であった。

135. 申立人らは、これらの数字は、意識的な設計によるものか、あるいは非難されるべき怠慢によるものかにかかわらず、人種や民族性が学校割当ての過程に相当程度（おそらく決定的な程度）影響を及ぼしていることを強く示唆していると主張した。申立人らは、オストラヴァ市の他のロマの子どもたちと同様に、種族的出身を理由とする差別の犠牲者であったという推定は、一度も覆されることはなかった。申立人らが特別支援学校に割り当てられた結果、非ロマの子どもたちと比べて実質的に劣った教育しか受けることができず、職業訓練センター以外の中等教育を受ける機会を事実上奪われたことは、議論の余地のない事実であった。

136. この文脈において、彼らは、欧州内外の事例において、今回のように差別的効果に関わる事件では、統計データが間接差別を証明する唯一の手段であることがあるため、統計データがしばしば使用されていると主張した。統計データは、国連条約の監督を担当する機関や欧州共同体司法裁判所によって、差別を証明する手段として認められていた。理事会指令 2000/43/EC は、「統計的証拠に基づく場合を含む」あらゆる手段によって間接差別を立証できると明確に規定している。

137. 条約機関に関して、申立人らは、*East African Asians v. the United Kingdom* 判決 (nos. 4403/70-4530/70, Commission's report of 14 December 1973, Decisions and Reports 78-A, p. 5) において、人種差別を認定する際に、委員会が、その法律がアジア

出身の英国市民に及ぼした不均衡な影響に関する統計データを含む周囲の状況を考慮に入れていたことを指摘した。最近、当裁判所は *Hoogendijk* 判決（前出）において、統計データだけでは差別を証明するには不十分であるが、統計データが特に議論の余地のないものである場合には一応の証拠となり、政府に対して差別待遇の客観的な説明を求めることができると指摘した。さらに、*Zarb Adami* 判決（前掲）において、当裁判所は特に、不均衡な効果に関する統計的証拠を重視した。

138. 申立人らはさらに、本件における待遇の差異について、第14条の目的に照らして客観的かつ合理的な正当化理由があるかどうかを判断し、納得のいく説明がない場合に導かれる結論を明示することによって、大法廷が裁判所の判例を明確化することが有益であると付け加えた。特に *Timishev v. Russia* 判決 (nos. 55762/00 and 55974/00, § 56, ECHR 2005-XII) 及び *Moldovan and Others v. Romania* 判決 (no. 2) (nos. 41138/98 and 64320/01, § 140, 2005年7月12日)を参照し、申立人らが待遇の違いを立証した場合、その正当性を証明する責任は被告である国家側にあると述べた。人種的に中立的な説明がない場合、待遇の違いが人種的理由に基づくものであると結論づけることは妥当である。申立人らの申立てによれば、チェコ語の不十分な理解も、貧困も、社会経済的地位の違いも、申立人らのケースでは客観的かつ合理的な正当化理由とはなり得ない。また、申立人らは、特別支援学校に在籍するロマの子どもたちの数が不均衡に多いことは、知的能力テストの結果で説明したり、親の同意で正当化したりすることはできないと否定した（下記のパラグラフ141～42も参照）。

139. 人種及び民族差別との闘いの重要性が、ストラスブールの諸機関によって常に再確認されてきたことを踏まえ、申立人らは、大法廷が、国家の「裁量の余地」が教育における隔離を正当化する理由にはなり得ないことを明確に述べるべきであると考えた。小法廷が採用したアプローチは、チェコ共和国に無制限の裁量の余地を残すものであり、本件における深刻な人種的及び民族的差別の申立てを考慮すると正当化できず、また、裁判所の判例法理とも矛盾している。本件は、最も重要な実質的権利のひとつである教育を受ける権利に関わるものであるため、裁判所の注意を一層必要とするものである。

140. 申立人らはさらに、小法廷が重要な証拠を誤って解釈し、2つの決定的な問題、すなわち親の同意と心理テストの信頼性について不適切な結論を導き出したと主張した。

141. 当時、教育心理学センターで使用されていたテストの実施方法や結果の解釈に関する統一的な規則は存在せず、多くのことが心理学者の裁量に委ねられていたため、人種的偏見や文化に対する無神経さの余地がかなり存在した。さらに、彼らや他のロマの子どもたちが受けさせられたテストには、科学的にも欠陥があり、教育的にも不適切であった。証拠書類によると、申立人らの多くが知的障害以外の理由（例えば、不登校、素行不良、さらには両親の素行不良など）で特別支援学校に配置されていたことが明らかになっている。チェコ政府自身も、このテストの差別的効果を認めていた（上記パラグラフ 66 参照）。また政府は、本件に関する見解書の中で、申立人らの一人が言語コミュニケーション能力が高いにもかかわらず特別支援学校に入れられたことを認めている。

142. また、申立人らは、申請者らが受けた差別的待遇は、両親が特別支援学校への入学に同意したことによって正当化されるものでもないと主張する。政府は、子どものより高い利益、特に教育を受けるすべての子どもの平等な権利を保護する法的義務を負っている。親の行動や選択によって、子どもたちがその権利を奪われることはあり得ない。

申立人らの一部の両親が行ったとされる「同意」の信憑性は、学校側の記録に矛盾があり、本当に親が同意したのかどうか疑わしいものであった。いずれにせよ、たとえ全ての親から同意が得られたとしても、当該親には、同意を保留する権利、特別支援学校への入学に代わる選択肢、あるいはそのような入学のリスクと結果について、適切な説明がなされていなかったため、法的効力はなかった。手続きはほぼ形式的なもので、親には事前に記入済の用紙と心理テストの結果が渡されたが、彼らは異議を唱える権利はないと考えていた。その後、普通学校への転校を要求する権利があるとされたことについて、申立人らは、入学初年度から実質的に劣悪な教育を受けており、その後普通学校の入学条件を満たすことは不可能であると指摘した。

さらに、教育におけるロマの隔離の歴史や、ロマの親が利用できる選択肢に関する情報が十分でないことを考慮せずに、同意の問題を検討することは非現実的であった。裁判所が示した見解（*Håkansson and Sturesson v. Sweden* 判決, 1990 年 2 月 21 日, § 66, Series A no. 171-A 参照）を参照し、権利によっては放棄が合法である場合もあるが、そうでない場合もあること、また、重要な公共の利益に反してはならないという見解を示し、申立人らは、教育において人種差別を受けないという子どもの権利を放棄することはできないと主張した。

143. 本件は、「重大かつ一般的な重要性をもつ問題」を引き起こした。すなわち、欧州各国の政府が人種や民族の多様性に対応し、脆弱な少数民族を保護する能力があるかどうかという問題である。この点に関連して、最も重要な問題は、教育における機会均等の問題であった。なぜなら、教育分野におけるロマに対する差別は、欧州評議会の全加盟国で根強く残っているからである。学校における差別をなくすことができれば、ロマは一般的に平等な待遇を享受できるようになるであろう。

144. チェコの学校におけるロマの子どもたちの人種的隔離は、申立てがなされた時点から実質的に変化していなかった。申立人ら自身の将来と見通しのなさ、彼らが特別支援学校に差別的に配置されたことによる弊害を明らかにした。そのため、2006年5月、申立人らのうち8人は特別支援学校で教育を受け続けていたが、特別支援学校を卒業した6人は失業していた。適性検査に合格して普通の初等学校への入学を許された4人のうち、2人はまだ在学中であり、1人は失業中、4人目は職業中等学校に在籍していた。申立人らは、自分たちが一般的な中等教育、ましてや大学教育を受けられないことはすでに明らかだと考えていた。

145. 最後に、申立人らは、2004年の終わりに特別支援学校制度を廃止する目的で新しい学校法が成立したことを指摘した。この新しい法律は、特別支援学校の存在そのものが、そこに通う生徒に劣等感の烙印を押すものであることを認めたものである。しかし実際には、この新しい法律は、教育プログラムの基準を変えただけであり、実践に変化をもたらしたわけではなかった。欧州ロマ人権センターが2005年と2006年に実施した広範な調査によると、多くの場合、特別支援学校は単に「補習学校」や「実践学校」と名称を変えただけで、教職員の構成やカリキュラムの内容に実質的な変更は加えられていないことが明らかになった。

2. 政府

146. 政府は、本件は現代社会におけるロマの地位という社会問題に関する複雑な問題を提起していると述べた。ロマは表向きは他の市民と同じ権利を享受しているが、現実には客観的及び主観的要因の両方によって、その将来性は制限されている。ロマ社会の全構成員の関与と献身なしには、彼らの状況を改善することはできない。彼らがこうした不平等を解消しようと試みたとき、加盟国は、基本的権利の尊重という問題にとどまらない、数多くの政治的、社会的、経済的、技術的な問題に直面することとなった。このため、欧州人権裁判所をはじめとする裁判所は、この分野で採用された措置

を審査する際にはある程度の抑制を働かせ、管轄当局がその裁量の範囲を逸脱したかどうかの判断にとどまらざるを得なかったのである。

147. 政府は、以前に提出した書面及び口頭による意見を参照し、人種、肌の色、又は少数民族との関連が申立人らの教育において決定的な役割を果たしたことはないと繰り返し述べた。これらの根拠に基づいて申立人らの待遇に差異があったことを示す具体的な証拠は存在しない。申立人らの学校の記録には、彼らが特別支援学校に在籍しているのは種族的出身に基づくものではなく、教育心理学センターで実施された心理テストの結果に基づくものであることが疑いの余地なく示されている。申立人らは、知的能力に起因する特定の教育ニーズを理由に特別支援学校に在籍しているのであり、その基準、基準が適用されるプロセス、特別支援学校の制度は、全て人種的に中立的なものであるため、本件では明白な差別や直接差別について語ることはできない。

148. 政府は次に、本件は統計の助けを借りなければ立証できない場合もある間接差別の事例であるという申立人らの主張に触れた。政府は、当裁判所が当事者から提出された統計的証拠に大いに依拠した *Zarb Adami* 事件（前掲）と本件は比較可能ではないと主張した。第一に、*Zarb Adami* ははるかに込み入っていない事例であった。第二に、同事件で見られた陪審員として招集された男女の数の統計的不均衡は、国による決定の結果であったのに対し、本件で申立人らが依拠した統計は、何よりもまず、子どもを特別支援学校に通わせたいという親の希望を反映したものであり、国側の作為や不作為を反映したものではなかった。もし親がそのような希望を（同意によって）表明していなければ、子どもたちは特別支援学校に入れられることはなかった。

さらに、本件で申立人らが提出した統計情報のデータは、学校の校長らによって提供されたものであり、したがってその主観的な意見を反映したものに過ぎないため、十分な説得力を持つものではなかった。また、生徒の種族的出身に関する公式情報は存在しなかった。政府はさらに、ロマの社会文化的背景、家庭状況、教育に対する態度を評価することなしに、当該統計は情報価値を持たないとした。その関連で、オストラヴァ地域にはチェコ共和国で最大規模のロマ人口の一つが存在することを指摘した。

第三者参加訴訟人の見解で引用された中央及び東ヨーロッパならびにそれ以外の国々に関する比較研究に関して、政府は、それらの統計と本件の実質的な問題との間に関連性があるとみなさなかった。政府の意見では、それらの研究はロマの子どもたちに最適化され

た教育システムを構築することが極めて複雑な課題であることを確認するものであった。

149. いずれにしろ、申立人らが提出したデータが信頼できるものであり、国が状況について責任を負うと考えられるとしても、政府の主張では、状況が条約に反する間接差別には当たらないとした。問題となっている措置は、特定の教育的ニーズを持つ子どもの能力に教育プロセスを合わせるという正当な目的を追求しており、差別禁止の原則に合致していた。また、客観的かつ合理的に正当化されているものであった。

150. この後者の点に関して、政府は、特別支援学校に多数のロマが在籍していることについて満足 of いく説明が提出されていないという申立人らの主張に異議を唱えた。政府は、ロマの教育に関する状況が理想的でないことは認めながらも、特別支援学校がロマ・コミュニティのために設立されたものではないこと、また、種族的出身が特別支援学校への入学を決める基準ではないことを示すことができたとした。特別支援学校への入学は、事前に個別の教育学的及び心理学的テストを受けた後にのみ可能であることを政府は繰り返し述べた。このテストプロセスは、継続的な科学研究の対象である技術的ツールであり、そのため、資格を持った人員によってのみ実施できるものであった。裁判所は必要な資格を有していなかったため、この分野についてはある程度の慎重さが必要であった。国際ステップ・バイ・ステップ協会などの見解で言及された専門基準に関して、政府は、これらは法的効力を有する法的規範ではなく、所詮専門家による拘束力のない勧告や指針に過ぎず、これらを適用しなかったからといって、定義上、国際的な法的責任を負うことにはならないと強調した。

151. 各申立人らの資料には、テストについて使用された方法と結果の詳細がすべて記載されていた。当時、いずれの申立人もこれらに異議を唱えなかった。心理学者らが主観的なアプローチをとったという申立人らの主張は、偏ったものであり、証拠に基づいていないように思われた。

152. 政府は、特別支援学校への入学理由が学習困難と社会文化的に不利な環境との境界線上にある状況が稀にあったかもしれないことを再度認めた。18 件のうち、このようなケースは 9 番目の申立人の 1 件のみであった。それ以外のケースでは、教育心理センターでの教育心理学的診断及びテストによって、全ての申立人らのケースで学習困難があることが証明された。

153. テストを実施した教育心理センターは、子どもをどの種類の学校に入れるべきかについて勧告をしたのみである。本質的かつ

決定的な要因は、親の希望であった。本件では、特別支援学校への入学には親の同意が必要であることが知らされ、その決定がどのような結果をもたらすかについて説明されていた。もし、その同意の影響が完全には明らかでなかった場合、親はその入学の決定に対して不服を申し立てることができ、いつでも子どもを別の種類の学校に転校させることができた。もし現在彼らが主張しているように、彼らの同意が十分に情報に基づいていなかったのであれば、管轄当局に情報を求めるべきだったのである。この点について政府は、第一議定書第2条が子どもの教育における親の第一義的な役割と責任を強調していることを指摘した。親の行動に、子どもにとって最も適切な教育形態を決定できない、あるいは決定する意思がないことを示すものがない場合、国は介入できない。そのような介入は、国は教育や指導に関して親の意思を尊重しなければならないという原則に反するからである。

本件では、政府は、憲法裁判所への訴えと欧州人権裁判所への申立てを除けば、申立人らの親は、全体として、申し立てられている子どもたちへの差別的待遇を避けるために何もしておらず、子どもたちの教育において比較的受動的な役割を果たしてきたと指摘した。

154. 政府は、特別支援学校に入学したために中等教育や高等教育を受けることができなかったという申立人らの主張を退けた。申立人らが義務教育を終了したのが新学校法（2004年法律第561号）の施行前であろうと後であろうと、中等教育を受けたり、適切なレベルに達するための追加授業を受けたり、進路の助言を求めたりすることは可能であった。しかし、申立人らの誰一人として、（失敗したとしても）そうしようとしたことを立証した者はいなかったし、彼らの（主張している）困難が、以前に特別支援学校に入れられた結果の、より制限された教育によるものであることも立証していなかった。それどころか、申立人らの何人かは学業を続けることを断念したり、放棄したりしていた。政府は、申立人らが関心の欠如によって学業を続ける可能性を自ら奪ったのだと確信していた。多くの場合、彼らの状況は不利であったが、それは主に彼ら自身の関心の欠如から生じたものであり、国が責任を負うべきものではなかった。

155. 政府は、国家当局が、措置が不均衡な影響を生じさせないようにするためにあらゆる合理的な措置を講じるか、それが実行不可能な場合には、そのような影響を緩和し補償するための措置を講じる必要があることを認めた。しかし、条約にも他の国際文書にも、ロマの生徒や、より一般的には民族的少数派の子どもたちの教育

に関する国の積極的義務についての一般的定義は含まれていなかった。政府はこの点について、国の積極的義務を判断する際、当裁判所が締約国の法律の動向に言及することがあることを指摘した。しかし、子どもたちを特別支援学校に入れるべきかどうかについての基準、あるいは特別な学習ニーズを持つ子どもたちをどのように教育すべきかについては、現在、欧州の基準やコンセンサスは存在せず、特別支援学校は、この問題に対する実現可能かつ受け入れ可能な解決策の一つであると述べた。

156. さらに、条約第14条に基づく積極的義務は、積極的行動をとる義務として解釈されるべきではない。それはあくまで選択肢にとどまるべきものである。第14条から、国民の様々な層が被るすべての障害を国が積極的に補償する一般的な義務を読み取ることは不可能である。

157. いずれにせよ、特別支援学校は劣った教育形態ではなく、代替的な教育形態と見なされるべきであるため、政府は本件において、個々の状況の結果として特別な教育を必要とする申立人らの障害を補償するための合理的な措置を採用しており、教育分野において条約が国に与えている評価の余地を踏み越えていないと主張した。また、国は特別支援学校に普通学校の2倍のリソースを割り当てており、国内当局はロマの子どもたちの教育という複雑な問題に対処するために多大な努力を払っていることを確認した。

158. 政府はさらに、学校と（失業中の申立人らが登録している）オストラヴァ職業センターの資料から得られた申立人らの現在の状況に関する情報を提供した。前提として、オストラヴァ地域は高い失業率に悩まされており、一般的に初等教育しか受けていない若者は就職が困難であると指摘した。国から資格を取得したりキャリア・カウンセリングを受けたりすることは可能だが、求職者の積極的な参加が不可欠である。

具体的には、申立人らのうち2人が現在初等学校の最終学年であった。7人は2006年9月から中等学校で職業訓練を始めていた。4人は、中等学校での学業を開始したものの、大半は関心の欠如を理由としてその後中退し、代わりに職業センターに登録した。最後に、申立人らのうち5人は、中等学校レベルでの学問を追求しようとはせず、職業センターに登録した。職業センターに登録した申立人らは、提供された研修や雇用のオファーに協力せず、興味を示さなかったため、何人かはすでに（場合によっては何度も）求職者名簿から抹消されていた。

159. 最後に、政府は、学校法（2004年法律第561号）の導入によって何も変わっていないという申立人らの主張を退けた。同法は

、それまで存在した初等学校の種類を統一し、教育プログラムを標準化した。同法は、重度の精神障害、自閉症、又は精神的及び身体的障害を併せ持つ生徒のための学校を除き、特殊学校という独立した別個の制度を規定していない。障害のある生徒たちは、可能で望ましい限り、標準型の学校に個別に組み込まれた。しかしながら、学校は、彼らのニーズに合わせて教育技術や方法を調整した別個のクラスを設置する権限を与えられた。かつての「特別支援学校」は別の機関として引き続き機能することができたが、現在は初等教育のための修正された教育プログラムの下で教育を提供する「初等学校」となっている。社会的に不利な立場にある生徒が教育を受ける学校は、しばしばその権利を行使して、ティーチング・アシスタントのポストや、子どもたちのコミュニケーション能力やチェコ語の運用能力を向上させることを目的とした準備クラスを設けた。ロマ・コミュニティ出身のティーチング・アシスタントが、しばしば学校と家族、場合によっては他の専門家をつなぐ役割を果たし、生徒を教育システムに統合するのを助けていた。申立人らが住んでいた地域では、ロマの生徒を多数派人口によって構成されているクラスに統合することが支持された。

160. 政府は最終的な陳述の中で、申立人らの教育へのアクセスの問題を、全体的な文脈を見失うことなく、個々のケースごとに慎重に検討し、条約違反はなかったと判示するよう当裁判所に求めた。

3. 第三者参加訴訟人

(a) インターライツ及びヒューマン・ライツ・ウォッチ

161. インターライツ及びヒューマン・ライツ・ウォッチは、当裁判所がまだ検討する機会がそれほど多くない間接差別という概念に対して、条約第 14 条が効果的な保護を提供することが不可欠であると述べた。彼らは、小法廷の論理の一部が、*Timishev* (前掲)、*Zarb Adami* (前掲)、*Hoogendijk* (前掲) などの判例における最近の動向に沿っていないと主張した。大法廷は、第 14 条の目的に適った解釈を確立し、間接差別に関する裁判所の法理を既存の国際基準と一致させる必要があった。

162. インターライツ及びヒューマン・ライツ・ウォッチは、当裁判所が自ら、*Zarb Adami* において、差別は常に直接的又は明示的であるとは限らず、政策や一般的な措置が間接差別を引き起こす可能性があることを認めていると指摘した。また当裁判所は、間接差別の場合には意図の有無は必要ないことも認めていた (*Hugh Jordan*

v. the United Kingdom, no. 24746/94, § 154, 4 May 2001 を参照のこと)。その考えによると、間接差別の場合、特定の集団に不均衡な悪影響をもたらす慣行や政策があれば十分とされた。

163. 間接差別の証明については、差別の疎明事例が確立された時点で証明責任が移行することが、欧州及び国際的に広く受け入れられており、当裁判所もこれを認めていた（前掲 *Timishev*, § 57 及び前掲 *Hoogendijk* を参照のこと）。間接差別の場合、ある政策や慣行によって、特定のカテゴリーに属する著しく多くの人々が不利益を被っていることを申立人が示した場合、差別の推定が生じる。その場合、疎明事例の根拠を否定するか、その根拠を正当化する責任が国に移る。

164. したがって、証明責任を移行するために提出される可能性のある証拠の類いに当裁判所が関与することは極めて重要であった。インターライツ及びヒューマン・ライツ・ウォッチはこの点について、*Hugh Jordan*（前掲、§ 154）に示された統計的証拠に関する当裁判所の立場が、国際的及び比較可能な慣行と異なっていると主張した。評議会指令や国際文書では、統計が間接差別を証明するための重要な方法であった。措置が表面的には中立である場合、統計こそが社会の異なる層への様々な影響を特定する唯一の有効な手段となることがあった。当然ながら、裁判所は当該案件に対する統計の信憑性、強さ、関連性を評価しなければならず、それらが具体的な方法で申立人らの主張と結びついていることが求められた。

しかし、もし当裁判所が統計だけでは差別的慣行を明らかにするには不十分であるという立場を維持するのであれば、インターライツ及びヒューマン・ライツ・ウォッチは、申立人らに対する措置の影響の不均衡さを理解するための貴重な洞察を提供するものとして、一般的な社会的背景を考慮に入れるべきであると主張した。

(b) マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル、 欧州反人種差別ネットワーク、及び欧州ロマ情報オフィス

165. マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル、欧州反人種差別ネットワーク、及び欧州ロマ情報オフィスは、ロマの子どもたちを知的障害者のための特別支援学校に不当に振り分けることは、ロマに対する差別の最も明白で悪質な形態であると主張した。このような特別支援学校の子どもたちは、知的発達の低いレベルに適していると考えられた簡略化されたカリキュラムに従っていた。このため、例えば、チェコ共和国では、特別支援学校の子どもたちは、普通学校の同級生が 1 年目に習得するチェコ語のアルフ

アベットや 10 までの数字を、3 年生か 4 年生になるまで知ることを期待されていなかった。

166. この慣行は、欧州レベルでも、国連の人権機関内でも大きな注目を集め、様々な報告書の中で、特別支援学校におけるロマの子どもたちの過剰な割合、採用されているテストの妥当性、申し立てられた親の同意の有効性について懸念を表明してきた。これらの機関はすべて、教育分野においてロマの子どもたちが直面している不利な状況を正当化する客観的かつ合理的な理由はないとしている。各機関や準司法機関の見解の一貫性の高さは、ロマの子どもたちに対する広範な差別の存在を確認するうえで説得力があった。

167. 参加訴訟人たちは、真に知的障害を持つ子どもたちに対する別学教育の是非がどうであれ、ロマの子どもたちを特別支援学校に入れるという決定は、ほとんどの場合、実際の知的障害に基づくものではなく、むしろテストのプロセスでは考慮されていない言語や文化の違いに基づくものであると付け加えた。ロマの教育を受ける権利を行使する上で均等待遇を確保する義務を果たすために、国にまず要求されるのは、テストのプロセスをロマに対する人種的偏見がないように修正し、言語訓練や社会技能訓練の分野で積極的な措置を講じることである。

(c) 国際ステップ・バイ・ステップ協会、ロマ教育基金、及び欧州幼児教育研究協会

168. 国際ステップ・バイ・ステップ協会、ロマ教育基金、及び欧州幼児教育研究協会は、オストラヴァ地域でロマの子どもたちを特別支援学校に入れるために用いられた評価方法が、1990 年代半ばまでによく知られていた数多くの効果的で適切な指標を無視していたことの証明を試みた（上記段落 44 を参照のこと）。彼らの陳述によると、その評価方法では、子どもたちの言語や文化、それまでの学習経験、テスト環境において要求されるものに対する不慣れさなどが考慮されていなかった。単一の証拠が使用され、複数の証拠は使用されていなかった。テストは一度しか行われず、時間をかけて行われていなかった。子どもたちが学習したことを示すことができる、現実的又は本物に近い環境で証拠が得られていなかった。他の集団で標準化された、個別に実施されるテストが過度に重視されていた。

169. 参加訴訟人は、実施された様々な研究に言及し（上記段落 44 を参照のこと）、中央・東ヨーロッパでは、少数民族の子どもたちや弱い立場にある家庭の子どもたちの、特別支援教育における割合が過剰であると指摘した。これは、学校当局側の無意識的な人種

的偏見、大きなリソースの不平等、IQ やその他の評価ツールへの不当な依存、「高得点」テストの圧力に対する教育者の不適切な対応、少数民族の親と学校関係者との間の力の不均衡など、様々な要因から生じている。心理テストによる学校への入学は、しばしば当該社会における人種的偏見を反映していた。

170. チェコ共和国は、「社会的不利」を理由に、子どもたちを分離された環境に割り振っていることで注目された。経済協力開発機構が1999年に収集した15カ国のデータ比較（上記段落18の最後を参照のこと）によると、チェコ共和国は、学習困難のある生徒を特別支援学級に割り振る割合で第3位であった。社会的要因による生徒の割り振りに関するデータを提供した8カ国のうち、特別支援学校を用いているのはチェコ共和国のみであり、他の国々は、そのような生徒の教育についてほぼ例外なく普通学校を用いていた。

171. さらに、能力が低いとされた子どもを幼いうちから特別支援学校に通わせる慣行（教育トラッキング）は、意図的かどうかにかかわらず、しばしば人種的分離につながり、不利な立場にある子どもたちの教育水準に特に悪影響を及ぼした。これは、教育システムからの早期排除や、その結果としての求職者の就職機会の喪失など、彼らと社会の双方にとって長期的に有害な結果をもたらした。

(d) 国際人権連盟 (*Fédération internationale des ligues des droits de l'Homme*-FIDH)

172. FIDHは、小法廷がその判決において、当裁判所への提訴の対象となった状況に申立人らの親が同意したとされることを不当に重視しているとした。当裁判所の判例法では、権利の放棄が、条約に定められた権利と自由をその法域内のすべての人に保証する義務から国を免除することはできないとみなされる状況があることを指摘した。それは特に、権利放棄が重要な公共の利益と相反する場合、又は明示的若しくは明白でない場合に適用される。さらに、個人の権利や自由の制限を正当化できるためには、当事者によるその保証の放棄は、当該人が自身の選択の結果、特に法的な結果を十分に認識していたと結論づけられる状況下で行われなければならない。*R. v. Borden* 事件（[1994] 3 RCS 145, p.162）において、カナダ最高裁判所は、まさにこの点について以下の原則を展開している。「権利の放棄が……有効であるためには、その同意を示す者は、権利の真の放棄に必要な情報基盤を有していなければならない。選択の権利には、ある選択肢を他の選択肢よりも選ぶという意味だけでなく、その選択を意味のあるものにするための十分な情報が必要である。」

173. したがって、均等待遇の原則の性質や、人種差別の禁止及び人間の尊厳という広範な概念との関連性に照らして、差別から保護される権利の放棄を完全に排除すべきではないのではないかという論点が生じた。本件では、申立人らの親による同意は、申立人らだけでなく、ロマのコミュニティの子どもたち全員に関わるものであった。ロマの子どもを持つすべての親が、自分の子どもには統合教育を望んでいるものの、そのような状況にある他の親がどのような選択をするかわからないため、大多数のロマの子どもたちが従っている特別支援教育が提供する「安全性」を選ぶということは、完全にあり得ることであり、実際、FIDH の意見によれば、可能性が高いことであった。ロマに対する差別の歴史によって特徴づけられた状況において、ロマの子どもを持つ親が選択できるのは、(a) 当局が子どもを入学させたがらず、様々な嫌がらせを受けたり、同じ生徒や教師から敵意を向けられたりする恐れがある学校に子どもを入れるか、(b) ロマの子どもが大多数を占め、そのため、そのような偏見の表出を恐れる必要のない特別支援学校に子どもを入れるか、であった。現実には、申立人らの親は、ロマを無条件に歓迎する統合教育を受けられる現実的な可能性がない中で、2つの悪のうち小さい方を選んだのである。この2つの選択肢の間の不均衡があまり大きかったために、申立人らの親は、政府が現在彼らに責任を負わせようとしている選択をせざるを得なかったのである。

174. 上記の理由から、FIDH は、本件の状況において、申立人らの親が子どもに普通学校での教育を受けさせる権利を放棄したという主張は、チェコ共和国が条約に基づく義務を免除されることを正当化できるものではないとした。

C. 当裁判所の評価

1. 主要原則の再確認

175. 当裁判所は判例法において、差別とは、客観的かつ合理的な正当化理由なしに、関連する類似の状況にある人々について異なる扱いをすることを意味すると定めている (*Willis v. the United Kingdom*, no. 36042/97, § 48, ECHR 2002-IV 及び *Okpisch v. Germany*, no. 59140/00, § 33, 25 October 2005 を参照のこと)。しかしながら、第 14 条は、締約国が「事実上の不平等」を是正するために特定の集団について異なる扱いをすることを禁じているわけではない。実際、特定の状況においては、異なる扱いによって不平等を是正しようとしないうちに自体が同条の違反を生じさせる可能性がある (Case “relating to certain aspects of the laws on the

use of languages in education in Belgium” v. *Belgium* (merits), 23 July 1968, p. 34, § 10, Series A no. 6; *Thlimmenos v. Greece* [GC], no. 34369/97, § 44, ECHR 2000-IV 及び *Stec and Others v. the United Kingdom* [GC], no. 65731/01, § 51, ECHR 2006-VI を参照のこと)。当裁判所はまた、特定の集団を標的としていなくても、特定の集団に対して不均衡に不利な影響を与える一般的な政策や措置は差別的とみなされる可能性があること（前掲 *Hugh Jordan* 及び前掲 *Hoogendijk* を参照のこと）、また、条約に反する可能性のある差別は事実上の状況から生じる可能性があること（前掲 *Zarb Adami* を参照のこと）を認めている。

176. とりわけ、種族的出身を理由とする差別は、人種差別の一形態である。人種差別は特に悪質な差別の形態であり、その危険な結果を考慮すると、当局による特別な警戒と断固とした対応が必要である。そのため、当局は、多様性が脅威としてではなく豊かさの源として認識される社会という民主主義の理念を強化するために人種差別と闘うためのあらゆる手段を用いなければならない（前掲 *Nachova* 及び前掲 *Timishev* を参照のこと）。当裁判所はまた、現代の民主主義社会において、多元主義と異文化の尊重の原則に基づき、人種的出自のみに基づく、または決定的な程度に基づく異なる扱いは、客観的に正当化することはできないと判示している（前掲 *Timishev*, § 58 を参照のこと）。

177. この分野における証明責任に関して、当裁判所は、申立人が異なる取り扱いがなされたことを示した場合、それが正当化されることを示す責任は政府にあると定めている（他の当局の中でも特に、*Chassagnou and Others v. France* [GC], nos. 25088/94, 28331/95 and 28443/95, §§ 91-92, ECHR 1999-III 及び前掲 *Timishev*, § 57 を参照のこと）。

178. 証明責任を被申立国に移行させることができる疎明証拠とは何かという問題に関して、当裁判所は *Nachova and Others*（前掲、§ 147）において、当裁判所に対する訴訟手続においては、証拠の受け入れに対する手続上の障壁や、その評価のための予め決められた方式は存在しないと述べている。当裁判所は、その見解において、事実及び当事者の陳述から導かれる推論を含め、すべての証拠の自由な評価によって支持される結論を採用する。当裁判所の確立された判例法によれば、証明は、十分に強力で明確かつ一致した推論、又は反証されていない同様の事実の推定が同時に存在することによって導かれる場合がある。さらに、特定の結論に達するために必要な説得のレベル、及びこれに関連する証明責任の分配は、事実

の具体性、申し立てられた主張の性質、及び問題となっている条約の権利と密接に関連している。

179. 当裁判所はまた、条約上の手続がすべての場合において *affirmanti incumbit probatio*（主張する者が立証責任を負う—*Aktaş v. Turkey*, no. 24351/94, § 272, ECHR 2003-V を参照のこと）という原則の厳格な適用に適しているわけではないことを認めている。特定の状況において、問題となる事象が完全に又は大部分当局の排他的な知識の範囲内にある場合、立証責任は満足のいく説得力のある説明を提供する当局側にあるとみなされる（*Salman v. Turkey* [GC], no. 21986/93, § 100, ECHR 2000-VII、及び *Anguelova v. Bulgaria*, no. 38361/97, § 111, ECHR 2002-IV を参照のこと）。*Nachova and Others*（前掲、§ 157）において、当裁判所は、暴力行為が人種的偏見を動機とするものであるとの主張がなされた特定の事案について、そうすることが困難であると考えられたとしても、一定の事案において、被申立人である政府に差別の主張の反証を要求することを排除しなかった。その関連で、多くの国の法制度では、雇用やサービスの提供における差別の疑いに関して、政策、決定や慣行の差別的影響を証明することで、意図の証明の必要性がなくなることを指摘した。

180. 統計が証拠となり得るかどうかについて、当裁判所は過去に、統計はそれ自体で差別的と分類され得る慣行を明らかにすることはできないと述べている（前掲 *Hugh Jordan*, § 154 を参照のこと）。しかし、申立人らが一般的な措置の影響や事実上の状況の違いを主張した差別の問題に関する最近の判例（前掲 *Hoogendijk* 及び前掲 *Zarb Adami*, § 77-78 を参照のこと）では、当裁判所は、同様の状況にある 2 つの集団（男女）の間の待遇の差を立証するために、当事者らが作成した統計に大きく依拠している。

このようにして、*Hoogendijk* において当裁判所は次のように述べている。「申立人が、議論の余地のない公式統計に基づき、特定の規則が、中立的な方法で策定されたにもかかわらず、実際には男性よりも女性の方が明らかに高い割合で影響を及ぼしているという一応の兆候の存在を示すことができる場合、これが性別を理由とする差別とは無関係な客観的要因の結果であることを示すのは被申立人である政府の責任である。男女の影響の差が実際には差別的でないことを証明する責任が被申立人である政府に移らなければ、申立人らが間接差別を証明することは実際には極めて困難となる。」

181. 最後に、過去の判例で指摘されたように、ロマ／ジプシーの脆弱な立場は、関連する規制の枠組み及び特定の事案での決定において、彼らのニーズとその異なる生活様式に特別な配慮が払われ

るべきであることを意味する (*Chapman v. the United Kingdom* [GC], no. 27238/95, § 96, ECHR 2001-I 及び *Connors v. the United Kingdom*, no. 66746/01, § 84, 27 May 2004 を参照のこと)。

Chapman (前掲、§ § 93-94) において、当裁判所はまた、欧州評議会の締約国の間で、少数民族自身の利益を保護するためだけでなく、コミュニティ全体にとって価値のある文化的多様性を維持するために、少数民族の特別なニーズと、その安全、アイデンティティ、そして生活様式を保護する義務を認識する国際的なコンセンサスが形成されつつあると言えると述べている。

2. 上記原則の本案への適用

182. 当裁判所は、ロマがその激動の歴史と絶え間ない追放の結果、不利で脆弱な立場にある特定の少数民族となっていることを指摘している (上記段落 56 で引用した欧州におけるジプシーに関する委員会勧告第 1203 号 (1993 年) の一般的見解、及び上記段落 58 で引用した欧州におけるロマの法的状況に関する勧告第 1557 号 (2002 年) の 4 点目も参照のこと)。このため、当裁判所が過去の判例で指摘したように、彼らは特別な保護を必要としている (上記段落 181 を参照のこと)。数多くの欧州及び国際機関の活動や欧州評議会の機関による勧告が証明しているとおり (上記段落 54-61 を参照のこと)、この保護は教育の分野にも及ぶ。従って、本件は特に、本申立てが当裁判所に提出された時点で、申立人らが教育を受ける権利が最も重要であった未成年の子どもであったことから、特別な注意を払う必要がある。

183. 本件における申立人らの主張は、申立人らが非ロマの子どもたちとは異なる状況にあり、異なる扱いが求められたということでも、被申立国が事実上の不平等や差を是正するための積極的な措置を講じなかったということでもない (前掲 *Thlimmenos*, § 44 及び前掲 *Stec and Others*, § 51 を参照のこと)。彼らの陳述によれば、立証されなければならないのは、客観的かつ合理的な正当化理由なしに、彼らが同様の状況にある非ロマ人の子どもたちよりも不利に扱われ、これが彼らの場合、間接差別に相当するということだけである。

184. 当裁判所はすでに過去の判例において、待遇の差は、中立的な用語で表現されてはいるが、ある集団を差別する一般的な政策や措置の不均衡な偏見に基づく影響という形をとる場合があることを認めている (前掲 *Hugh Jordan*, § 154 及び前掲 *Hoogendijk* を参照のこと)。例えば、欧州評議会指令 97/80/EC 及び 2000/43/EC (上

記段落 82-84 を参照のこと）及び ECRI の定義（上記段落 60 を参照のこと）によれば、このような状況は必ずしも差別的意図を必要としない「間接差別」に相当する可能性がある。

(a) 本件において間接差別の推定が生じるかどうか

185. 問題となっている待遇の差が、当該時点で施行されていた特別支援学校への入学に関する法律規定の文言から生じたものではないことは、共通の認識であった。したがって、本件の争点は、法律の実際の適用方法が正当な理由なく不均衡な数のロマの子どもたちを特別支援学校に配置する結果となり、そのような子どもたちが著しい不利益を被ることになったかどうかであった。

186. 前述のとおり、当裁判所は過去の判例において、申立人らが差別的扱いを立証することが困難な場合があることを指摘している（前掲 *Nachova and Others*, § § 147 and 157）。当事者の権利の効果的な保護を保証するために、間接差別が申し立てられた場合には、より厳密でない証拠規則が適用されるべきである。

187. この点について当裁判所は、欧州評議会指令 97/80/EC 及び 2000/43/EC は、均等待遇の原則が適用されなかったために不当な扱いを受けたと考える者は、差別があったと推定される事実を、統計的証拠に基づくことを含め、あらゆる手段によって国内当局に対して立証することができると規定していることに着目している（上記段落 82-83 を参照のこと）。欧州諸共同体司法裁判所の最近の判例（上記段落 88-89 を参照のこと）は、請求者が統計的証拠に依拠し、それが有効かつ重要である場合には、国内裁判所がそのような証拠を考慮することを認めている。

大法廷はさらに、多くの国の裁判所及び国際連合条約の監督機関が、被害者が疎明証拠の資料を提出しやすくするために、間接差別の証拠として統計を受け入れる習慣がある、という第三者参加訴訟人から提供された情報に留意する。

当裁判所はまた、前述の *Hoogendijk* 事件と *Zarb Adami* 事件において公式統計の重要性を認めており、様々な種類の証拠を受け入れ、考慮する用意があることを示している（前掲 *Nachova and Others*, § 147 を参照のこと）。

188. このような状況において、当裁判所は、個人または集団に対する措置や慣行の影響を評価する際、批判的検討において信頼できかつ重要と思われる統計は、申立人が提出を求められる疎明証拠として十分であると判断している。しかしながら、これは統計的証拠なしに間接差別を証明することができないということを意味するものではない。

189. 間接差別を主張する申立人がこのように措置や慣行の効果が差別的であるという反証可能な推定を確立した場合、立証責任は国に転換され、国は扱いの違いが差別的でないことを示さなければならない。この種の事例における事実の特殊性と申立ての性質を特に考慮すると、このような立証責任の転換なしには、申立人が間接差別を実際に証明することは極めて困難であろう。

190. 本件において、申立人らが提出した統計データは、1999年にオストラヴァの町の特別支援学校と初等学校の校長らに送られたアンケートから得られたものである。それによると、当時オストラヴァの特別支援学校に在籍していた全生徒のうち56%がロマであった。逆に、オストラヴァの初等学校に通う全生徒のうち、ロマの割合はわずか2.26%であった。さらに、非ロマの生徒のうち1.8%しか特別支援学校に入れられていなかったのに対し、オストラヴァの特別支援学校に入れられたロマの生徒の割合は50.3%であった。政府によれば、これらの数字は単に校長らの主観的な意見を反映しているに過ぎず、十分に決定的ではないとしている。政府はまた、生徒の種族的出身に関する公式情報は存在せず、またオストラヴァ地域には最大規模のロマ人口の一つが存在することを指摘した。

191. 大法廷は、これらの数字は政府によって争われておらず、政府も代替的な統計的証拠を提出していないことを指摘している。生徒の種族的出身に関する公式情報は存在しないとのコメントに鑑み、当裁判所は、申立人らが提出した統計が完全に信頼できるものではない可能性があることを認める。そうであったとしても、これらの数字は、被告国及び問題を調査した独立監督機関の双方によって確認された支配的な傾向を示していると判断している。

192. 少数民族保護枠組条約第25条第1項に従って提出された報告書の中で、チェコ当局は、1999年にロマの生徒が一部の特別支援学校の生徒総数のうち80%から90%を占めていたこと（上記段落66を参照のこと）、そして2004年においても「多数の」ロマの子どもが依然として特別支援学校に入れられていたことを認めている（上記段落67を参照のこと）。枠組条約に関する諮問委員会は、2005年10月26日付の報告書で、非公式の推定によれば、特別支援学校に在籍する生徒の最大70%がロマであると指摘している。ECRIが2000年に発表した報告書によると、ロマの子どもたちは特別支援学校に「圧倒的に多く」在籍しているとされている。人種差別撤廃委員会は1998年3月30日付の最終見解で、不均衡なほど多くのロマの子どもたちが特別支援学校に入れられていることを指摘している（上記段落99を参照のこと）。最後に、欧州人種差別と外国人排斥に関する

欧州監視センターが提供した数字によると、チェコ共和国ではロマの子ども半数以上が特別支援学校に通っていた。

193. 当裁判所の見解では、後者の数字は、オストラヴァ地域のみに関連するものではないため、より一般的な状況を示しており、当該時点で特別支援学校に在籍していたロマの子どもたちの正確な割合を確定することは困難であったとしても、その数が不均衡なほど多かったことを示している。さらに、特別支援学校の生徒の過半数をロマの生徒が占めていた。関連する法規定は中立的な用語で表現されているにもかかわらず、実際には非ロマの子どもたちよりもロマの子どもたちに対してかなり大きな影響を与え、後者の特別学校への配置が統計的に不均衡な数となっている。

194. 法律がこのような差別的影響を生むことが示された場合、大法廷は、雇用やサービスの提供に関する事例と同様に（前掲 *Nachova and Others*, § 157 を準用して参照のこと）、教育分野の事例においても、関係当局の差別的意図を証明する必要はないと考える（上記 184 を参照のこと）。

195. このような状況において、申立人らが提出した証拠は、間接差別の強い推定を生じさせるに十分な信頼性があり、重要なものであるとみなすことができる。したがって、証明責任は政府に移り、政府は、法律の影響の差が種族的出身とは無関係な客観的要因の結果であることを示さなければならない。

(b) 客観的かつ合理的な正当化理由

196. 当裁判所は、待遇の差に「客観的かつ合理的な正当化理由がない」場合、すなわち「正当な目的」を追求していない場合、又は採用された手段と実現しようとする目的との間に「合理的な比例関係」がない場合、それは差別的であると繰り返し述べている（他の多くの当局の中でも、*Larkos v. Cyprus* [GC], no. 29515/95, § 29, ECHR 1999-I 及び前掲 *Stec and Others*, § 51 を参照のこと）。扱いの違いが人種、肌の色又は民族的出自に基づく場合、客観的かつ合理的な正当化事由の概念は可能な限り厳格に解釈されなければならない。

197. 本件では、政府は、特別な支援を要する子どもの能力に教育制度を適合させる必要性によって、ロマの子どもと非ロマの子どもとの間の待遇の差を説明しようとした。政府の主張によれば、申立人らは、教育心理センターでの心理テストによって知的能力が低いと判断されたことが主な理由で、特別な教育的ニーズがあるとして特別支援学校に入れられた。教育心理センターが申立人らをどのような学校に入れるべきかについて勧告した後、最終的な決定は申

立人らの親に委ねられ、親はその入学に同意した。したがって、申立人らが種族的出身を理由に特別支援学校に入れられたという主張は成立し得ないものであった。

申立人ら側は、特別支援学校に在籍するロマの子どもの数が不均衡に多いのは、知的能力テストの結果で説明できる、あるいは親の同意で正当化できるという指摘に強く反論した。

198. 当裁判所は、特別支援学校制度を維持するという政府の決定が、特別な教育的ニーズのある子どもたちのための解決策を見つけないという願望によって動機付けされたものであることを認める。しかし、これらの学校で行われているより基本的なカリキュラムや、特にこの制度が引き起こしている分離について懸念を表明している他の欧州評議会の機関の不安を共有する。

199. 大法廷はさらに、子どもたちの学習能力や困難を評価するために使用されたテストは、論争を引き起こし、科学的な議論や研究の対象であり続けていることを指摘する。このようなテストの妥当性を判断することは大法廷の役割ではないことを認めつつも、本件における様々な要因から、大法廷は、当該時点で実施されたテストの結果は、条約第 14 条の目的のための客観的かつ合理的な正当化理由を構成することはできないと結論付けた。

200. そもそも、テストを受ける子どもたちは、種族的出身に関係なく、全員同じテストを受けたというのは共通認識であった。チェコ当局は 1999 年、「平均的かそれ以上の知能を持つロマの子どもたち」が心理テストの結果に基づいてそのような学校に入れられることが多く、このテストはマジョリティ人口のために考案されたもので、ロマの特殊性は考慮されていないことを認めている（上記 66 を参照のこと）。その結果、「ロマの子どもたちが不利になるように悪用されない」ようにするため、テストとその方法を見直した（上記段落 72 を参照のこと）。

加えて、様々な独立機関が、テストの妥当性に疑問を表明している。少数民族保護枠組条約に関する諮問委員会は、「ロマとマジョリティとの間に言語や文化的な相違が現実存在するか、又は認識されているため」、知的障害のない子どもたちが、このような学校に入れられることが頻繁にあると指摘した。同委員会はまた、テストが「一貫性があり、客観的かつ包括的であること」の必要性を強調している（上記段落 68 を参照のこと）。ECRI は、ロマの子どもたちを精神遅滞者のための特別支援学校へ入学させることは、しばしば「準自動的」とであると報告されており、使用されるテストが「公正」であり、子どもたち一人ひとりの真の能力が「適切に評価されている」ことを確認するための検討が必要であると指摘した（上記

63-64を参照のこと）。欧州評議会人権弁務官は、ロマの子どもたちが「適切な心理学的又は教育学的評価なしに、特別な支援を要する子どもたちのクラスに入れられることが頻繁にあり、その真の基準は明らかに種族的出身である」と指摘している（上記77を参照のこと）。

最後に、第三者参加訴訟人の陳述の中には、心理テストの結果に従った振り分けは、当該社会の人種的偏見を反映しているとの指摘もあった。

201. 当裁判所は、少なくとも、試験が偏ったものであり、その結果が、試験を受けたロマの子どもたちの特殊性や特別な特徴に照らして分析されていない危険性があると考ええる。このような状況において、問題となっている試験は、非難されている待遇の差を正当化する理由にはなり得ない。

202. 親の同意に関して、当裁判所は、この同意がなければ申立人が特別支援学校に入れられることはなかったであろう決定的な要因であったという政府の提出に留意する。本件では待遇の差が立証されていることから、このような同意は、たとえ差別的であったとしても、待遇の差を受け入れること、言い換えれば、差別されない権利の放棄を意味することになる。しかし、当裁判所の判例法の下では、条約によって保証された権利の放棄は、そのような放棄が許容される限りにおいて、明白な方法で立証されなければならない、事実を十分に知った上で、すなわち、インフォームド・コンセントに基づいて (*Pfeifer and Plankl v. Austria*, 25 February 1992, § § 37-38, Series A no. 227 参照)、制約なしに (*Deweer v. Belgium*, 27 February 1980, § 51, Series A no. 35 参照) 行われなければならない。

203. 本件の状況において、当裁判所は、弱い立場にあるコミュニティの一員であり、教育水準が低いことが多いロマの子ども親たちが、置かれた状況のあらゆる側面と、自らが同意することの結果とを天秤にかけて判断する能力があったとは認められない。政府自身も、本件における同意は、選択可能な代替案や、特別支援学校のカリキュラム及びその他の学校のカリキュラムの違いに関する情報を含まない、事前に記入済みの用紙への署名によって行われたことを認めている。さらに、国内当局は、ロマの親たちが十分な情報を得た上で決定を下すために必要なすべての情報を受け取ったり、自らが同意することが子どもの将来にどのような結果をもたらすかを認識したりできるよう、追加的な措置を講じていないようである。また、ロマの親たちがジレンマに直面していたことは議論の余地がない。すなわち、子どもたちの社会的・文化的な違いに対応する

設備が整っておらず、子どもたちが孤立し排斥される危険性のある普通学校、或いは生徒の大半がロマである特別支援学校のいずれかを選択しなければならなかったのである。

204. 人種差別の禁止の基本的重要性に鑑み (Nachova and Others, cited above, § 145, and Timishev, cited above, § 56 参照)、大法廷は、第 202 項で言及された条件が満たされたと仮定した場合であっても、人種差別を受けない権利の放棄は、重要な公共の利益に反するため、認められないと考える (mutatis mutandis, Hermi v. Italy [GC], no. 18114/02, § 73, ECHR 2006 XII 参照)。

(c) 結論

205. ECRI が作成した文書や欧州評議会人権委員の報告書から明らかのように、ロマの子どもたちに学校教育を提供することが困難なのはチェコ共和国だけではなく、他の欧州諸国も同様の困難に直面している。当裁判所は、チェコ共和国が、いくつかの国とは異なり、この問題に取り組もうとしていることを喜ばしく思うとともに、ロマが形成する弱い立場にある集団の社会的・教育的統合を達成しようとする試みの中で、とりわけ、その少数民族の文化的特殊性や、非ロマの子どもの親たちの敵意の結果として、多くの困難に立ち向かわなければならなかったことを認めている。小法廷が本件の受理許容性の判決で指摘したように、高度に専門化された構造を有する、すべての人を対象とする単一の学校、又は専門部門を有する統合された組織のいずれかを選択することは容易ではない。この選択は、競合する利害の間で均衡を保つ難しい作業を伴う。カリキュラムの設定及び計画に関しては、主に便宜上の問題が含まれ、これについては当裁判所が裁定することはできない (*Valsamis v. Greece*, 18 December 1996, § 28, *Reports of Judgments and Decisions* 1996-VI 参照)。

206. それにもかかわらず、条約上の権利の享受を妨げることができる裁量が国家当局に与えられている場合は常に、個人が利用できる手続上の保障措置は、被申立国が規制の枠組みを定める際に、その評価の余地の範囲内に留まっているかを判断する上で特に重要である (*Buckley v. United Kingdom*, 25 September 1996, § 76, *Reports -1996IV*, and *Connors*, cited above, § 83 参照)。

207. 本件の事実、ロマの子どもたちに対する学校教育の取り決めが、教育分野における評価の余地の行使において、国が弱い立場にある階級の一員としての彼らの特別なニーズを考慮することを保証する保護措置 (上記 28 参照) が講じられていなかったことを

示している (mutatis mutandis, Buckley, cited above, § 76, and Connors, cited above, § 84 参照)。さらに、この取り決めの結果、申立人らは精神障害児のための学校に入れられ、そこでは、普通学校よりも基本的なカリキュラムが実施され、より広い集団の生徒たちから隔離された。その結果、彼らが受けた教育は、現実の問題に取り組んだり、普通学校に入学し、大多数の人々の中で生活しやすくするスキルを身につけることを助けたりするものではなく、彼らの困難を悪化させ、その後の人間的成長を損なうものであった。実際、政府は、特別支援学校の生徒にとって雇用機会がより限られていることを暗に認めている。

208. このような状況において、チェコ当局がロマの子どもたちに学校教育を受けることを保証するために行った努力は認める一方で、当裁判所は、ロマの子どもたちと非ロマの子どもたちとの間の待遇の違いが客観的かつ合理的に正当化され、用いられた手段及び追求された目的との間に合理的な比例関係が存在したことに納得していない。これに関連して、当裁判所は、新しい法律が特別支援学校を廃止し、社会的に弱い立場にある子どもたちを含む、特別な教育を要する子どもたちが普通学校で教育を受けることを規定していることに関心をもって留意する。

209. 最後に、当該時点において実際に適用された関連法規がロマのコミュニティに対し、不相応に偏見に満ちた影響を及ぼしたことが立証されている以上、当裁判所は、ロマのコミュニティの一員である申立人らも必然的に同じ差別的待遇を受けたと考える。したがって、個々の事例を検討する必要はない。

210. その結果、申立人それぞれについて、本件に関する第一議定書第2条と併せて考慮される条約第14条の違反があった。

IV. 条約第41条の適用

211. 条約第41条は次のように規定している。

「当裁判所が、条約又はその議定書の違反があったと認める場合において、締約国の内国法が部分的な賠償しか認めないときは、当裁判所は、必要に応じ、被害当事者に正当な補償を与えなければならない。」

A. 損害賠償

212. 申立人らは金銭的損害を主張しなかった。

213. 申立人らは、教育的、心理的及び感情的損害や、特別支援学校への差別的な編入の結果被った不安、フラストレーション及び屈辱に対する補償など、彼らが被った非金銭的損害について、それぞれ 22,000 ユーロ（合計 396,000 ユーロ）を請求した。彼らは、この違反の影響は深刻かつ継続的であり、生活のあらゆる面に影響を及ぼしていると強調した。

214. さらに、*Broniowski 対ポーランド*（[GC], no. 31443/96, § 189, ECHR 2004V）及び *Hutten-Czapska 対ポーランド*（[GC], no. 35014/97, §§ 235-37, ECHR 2006- VIII）における判決に言及して、申立人らは、彼らの権利の侵害は「孤立した事件によって引き起こされたものでも、[彼らの]事例における特定の事態の変化に起因するものでもなく、むしろ、特定可能な市民階級に対する当局側の行政及び規制上の行為の結果によるものであった。」と述べた。したがって、彼らの提出においては、このような事態によって影響を受けた多数の者の権利の履行を妨げるものを取り除く、或いは同等の救済を提供するために、国家レベルで一般的な措置が講じられる必要があるとした。

215. 政府は、とりわけ心理的及び教育的損害に関して、2005 年 3 月 1 日の当裁判所の判決において、受理不能とされた条約第 3 条及び第一議定書第 2 条に基づく個別の訴えに関連するものであった旨提出した。したがって、当該提出において、条約違反及び申し立てられた非金銭的損害との間に因果関係はなかったとした。政府はさらに、申立人らが請求した金額は過大であり、違反の認定は十分かつ正当な補償を構成すると主張した。

216. 当裁判所は、第一に、条約第 46 条に基づき、締約国は自国が当事者であるいかなる事例においても、当裁判所の最終判決に従うことを約束し、その執行は閣僚委員会の監督下にあることを改めて表明する。とりわけ、当裁判所が違反を認定した判決は、被申立国に対し、第 41 条に基づく正当な補償として裁定された金額を関係者に支払うだけでなく、当裁判所が認定した違反に終止符を打ち、その影響を可能な限り是正するために、閣僚委員会の監督の下に、国内法秩序において採用すべき一般的措置及び／又は、適当な場合には個別措置を選択する法的義務を課することになる。しかしながら、被申立国は、条約第 46 条に基づく法的義務を履行する手段を自由に選択することができる。ただし、当該手段が当裁判所の判決に示された結論に適合することを条件とする（*Broniowski*, cited above, § 192, and *Čonka v. Belgium*, no. 51564/99, § 89, ECHR 2002 I 参照）。これに関連して、当裁判所は、本件で争われている法律が廃止され、閣僚委員会が最近、欧州におけるロマ／ジプシー

の子どもたちの教育に関して、加盟国に勧告を行ったことに留意する（上記第 54 項～第 55 項参照）。したがって、当裁判所は、この問題を留保することは適切ではないと考える。

217. 当裁判所は、申立人らが特別支援学校に入れられていなければ、申立人らが訴えた状況がどのような結果になっていたかを推測することはできない。しかし、申立人らが非金銭的損害、とりわけ申立人らが被害者となった間接的差別による屈辱及び挫折の結果、条約違反を認定しても十分な救済が得られない損害を被ったことは明らかである。ただし、申立人らが請求した金額は過大であり、当裁判所は、衡平に基づき、各申立人が被った非金銭的損害を 4,000 ユーロと評価する。

B. 費用及び経費

218. 申立人らは、小法廷で行った当初の請求を変えていない。したがって、費用及び経費には、大法廷での訴訟手続で発生したものは含まれない。

当裁判所は、申立人のすべての代理人によって署名された請求書の請求総額は 10,737 ユーロであり、その内訳は、ヘーンヒルの勅選弁護士（Queen's Counsel）である Lester 卿が請求した費用 2,550 ユーロ（1,750 英ポンド）、並びに D. Strupek 氏が国内手続及び小法廷での手続において負担した費用 8,187 ユーロであったことに留意する。しかし、Lester 卿が作成した費用請求書には、正当な補償のための請求書が同封されており、同卿の費用は、45 時間の法律業務に対して、付加価値税 1,750 英ポンドを含む、11,750 英ポンド（約 17,000 ユーロ）であった。申立人の他の代理人である J. Goldston 氏及び欧州ロマ権利センターは、費用の払い戻しを求めている。

219. 政府は、Strupek 氏が提供した法的サービスの詳細なリストとは別に、申し立てられた費用及び経費が実際に申立人によって彼に支払われたことを証明するいかなる請求書も提出していないと指摘した。政府は、申立人らによって作成された正当な補償に対する請求、及び Lester 卿が提出した費用請求書との間の不一致については意見を表明しなかった。政府はさらに、申立書の一部のみが受理可能とされ、引き続き当裁判所の審査対象となっていることを指摘した。したがって、政府は、請求された費用及び経費の合理的な部分（3,000 ユーロを超えない）を超えて申立人らに裁定を下すべきでないと提出した。

220. 当裁判所は、訴訟費用は認定された違反に関連する範囲においてのみ回収可能であることを繰り返し表明する（*Beyeler v.*

Italy (just satisfaction) [GC], no. 33202/96, § 27, 28 May 2002 参照)。本件では、これは専ら、第一議定書第 2 条と併せて考慮される条約第 14 条の違反である。当裁判所は、Lester 卿が欧州ロマ権利センターに請求された専門家報酬の詳細を提出したことに留意する。Strupek 氏は、同氏が 1 時間当たり 40 ユーロで提供した 172 時間の法的サービスの内訳を提出したが、これには 19%の付加価値税が加算されなければならない。

すべての関連要因及び裁判所規則第 60 条第 2 項を考慮し、当裁判所はすべての申立人に対し、費用及び経費として 10,000 ユーロを共同裁定を下す。

C. 既定利息

221. 当裁判所は、既定利息は欧州中央銀行の限界貸出金利に基づき、これに 3%ポイントを加算するのが適切であると考えている。

以上の理由から、裁判所は

1. 政府の先決的抗弁を全会一致で棄却し、
2. 第一議定書第 2 条と併せて考慮される第 14 条の違反があったことを 13 票対 4 票で判示し、
3. 以下を 13 票対 4 票で判示し、
 - (a) 被申立国は、3 か月以内に、課される可能性のある租税とともに、次に掲げる金額を申立人らに支払うこと。
 - (i) 18 名の申立人それぞれに対し、非金銭的損害として 4,000 ユーロ（支払日に適用されるレートでチェコ・コルナに換算する。）。
 - (ii) 共同で、すべての申立人に対し、費用及び経費として 10,000 ユーロ（支払日に適用されるレートでチェコ・コルナに換算する。）。
 - (b) 上記 3 か月が経過した時点から決済までの間、上記金額に対し、債務不履行期間中の欧州中央銀行の限界貸出金利に 3%ポイントを加算した利率で単利を支払うこと。
4. 正当な補償を求める申立人の残りの請求を全会一致で棄却する。

英語及びフランス語で作成され、2007年11月13日にストラスブールのヒューマンライト・ビルディングにおける公開審理で発表された。

Michael O' Boyle
補助裁判官補

NICOLAS BRATZA
裁判長

条約第45条第2項及び裁判所規則第74条第2項に従い、次の別個の意見を本判決に付す。

- (a) Zupančič 裁判官の反対意見
- (b) Jungwiert 裁判官の反対意見
- (c) Borrego Borrego 裁判官の反対意見、及び
- (d) Šikuta 裁判官の反対意見。

Nicolas Bratza
Michael O' Boyle

ZUPANČIČ 裁判官の反対意見

Karel Jungwiert 裁判官の包括的な反対意見に全面的に同意するが、以下の点のみ付け加えたい。

判決文の第 198 項及び第 205 項において多数派が明示的に、また暗黙的に認めているように、チェコ共和国は、ロマの子どもたちの特殊教育の問題に実際に取り組んできた唯一の締約国である。そのため、チェコ共和国が反差別原則に違反していると判断することは、不合理としか言いようがない。言い換えれば、被申立国がこの問題にを傍観せず取り組んでいれば、この「違反」は決して起こらなかったであろう。

いくら政治的な議論を展開しても、本件の当裁判所が、チェコ共和国におけるロマの子どもたちの特殊教育とはほとんど関係のない思惑のために起こされたという明白な事実を隠すことはできない。

この裁判例が具体的にどのような目的を果たすかは、今後分かるだろう。

JUNGWIERT 裁判官の反対意見

(翻訳)

1. 私は、第一議定書第2条と併せて考慮される条約第14条の違反に関する多数派の本件に係る認定に強く反対する。

本判決における第14条に基づく関連原則の定式化にはある程度同意できるが、多数派がこの原則を本件に適用した方法については、許容することができない。

2. 私が同意できないすべての事柄を具体的に述べる前に、本判決をより一般的な観点から見てみたいと思う。

本判決は、一国の教育制度全体を評価し批判するという、当裁判所の判例法における新たな展開を示している。

本判決の第175項から第181項で引用されている判例がいかに権威あるものであったとしても、実際には、ほとんどの事例において申立人らがロマ出身であること（例えば、*Nachova and Others v. Bulgaria* ([GC], nos. 43577/98 and 43579/98, ECHR 2005-VII)や *Buckley v. United Kingdom* (25 September 1996, *Reports of Judgments and Decisions* 1996IV-)など) 以外には、おそらく本件との共通点はほとんどない。

3. この原則を正しく適用するためには、第一に、事実に関する正しい知識が必要であり、また事例の状況（主に歴史的背景や他の欧州諸国における状況）についての知識も必要であると私は考える。

歴史的背景に関しては、本判決で示されたデータ（第12項から第14項）は、不正確で不十分であり、非常に一般的な性質の情報を提供している。

本判決で示された事実からは、とりわけ人口動態や就学率などに関して、欧州のロマのコミュニティの間で比較を行うことはできない。

4. 私は、この情報不足を補うために、いくつかの事実及び数字を提供するよう努める。

チェコ共和国の現在の領土に関して言えば、ナチスによるロマ人を絶滅させる「試み」（第13項参照）ではなく、ナチスによるほぼ完全な殲滅について話している、という恐ろしい事実から始めるべきかもしれない。戦争開戦時にチェコ共和国に住んでいた約7,000人のロマ人のうち、生き残ったのは僅か600人であった²。

². A. Fraser (M. Miklušáková), *The Gypsies*, Prague, 2002, p. 275.

他の国では、状況が大きく異なっていた。ロマ系チェコ人は、ほぼ殲滅させられたが、1945 年以降、彼らに代わって、主にスロバキア、ハンガリー、ルーマニアから、数万人単位で次々と流入してきた。この新しい住民の大多数は、読み書きができず、完全に根絶されただけでなく、チェコ語も話すことができなかった。ロマ人が何十年、何世紀にもわたって居住し、環境や言語にある程度慣れ親しんできた他の国々では、このような状況ではなかった。

この歴史的、人口学的な背景の議論を完了させ、締めくくるには、問題の規模と複雑さを説明するのに役立つ、さらなる比較が有用であると思う。

欧州の特定の国に居住するロマ人の人口を推定したところ、以下のような最小値と最大値が得られた（もちろん、これらは概算に過ぎない。）。

	最小値	最大値	人口（百万人）
ドイツ	110,000	140,000	80
フランス	300,000	400,000	60
イタリア	90,000	120,000	60
イギリス	100,000	150,000	60
ポーランド	35,000	45,000	38
ポルトガル	40,000	50,000	10
ベルギー	25,000	35,000	10
チェコ共和国	200,000	250,000	10 ^{3, 4}

これらの数字は、チェコ共和国が教育分野で直面している問題の大きさを示している。

5. 問われるべき重要な問題は、欧州ではどのような位置付けなのか、また、どのような基準や最低要件を満たさなければならないのかということである。

ロマの子どもたちの就学と教育に関する問題は、ほぼ 30 年にわたって、欧州評議会の主導のもと、欧州委員会やその他の機関による分析と提案の対象となってきた。

³. J.-P.Liégeois, *Roma in Europe*, Council of Europe Publishing, 2008, p. 31.

⁴. しかし、1991 年 3 月 3 日に実施されたチェコ共和国の人口調査では、ロマの一員であると主張したのは 32,903 人だけであった（*Statistical Yearbook of the Czech Republic 1993*, Prague, 1993, p. 142）。

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判
JUNGWIERT 裁判官の反対意見

本判決には、欧州評議会の文書、共同体の法律と慣行、国連の資料などからの引用が 25 頁以上（第 54 項～第 107 項）含まれている。

しかし、本判決が引用した勧告、報告書及びその他の文書の大半は、比較的曖昧で、大部分が理論的なものであり、とりわけ重要なものは、本件が関係する期間以降に発表されたものである（1996 年～1999 年、本判決の第 19 項参照）。

そこで、私と同意見である上記の著者の意見を引用したい。Jean-Pierre Liégeois は、その著書『欧州におけるロマ人』の中で次のように強調している。

「現実を覆い隠し、物事を抽象的な言葉で言い表し、機能的な価値を持たない曖昧な用語（「解放」、「自律」、「統合」、「包摂」など）の多用は避けなければならない。

……当局者は、しばしば複雑な質問を立て、即座に答えを求めるが、そのようなアプローチは、短期的には有権者やリベラルの良心を宥めるような空約束や場当たりの返答にしか繋がらない。」⁵

これに関連して、具体的かつ正確な、おそらく歴史的価値のある主要な創設文書である、この問題に関する唯一の決議は、ジプシー及びトラベラーの子どもたちへの学校提供に関する 1989 年 5 月 22 日の評議会における評議員及び教育大臣の決議である。⁶

6. 残念なことに、そして大変驚いたことに、この重要な文書は大法廷判決で引用された資料の中には含まれていない。

そこで、以下の通り、この決議の一部を引用したい。

「評議員及び教育大臣は、評議会の中で会合を開いた、

…

ジプシーやトラベラーの子どもたちのうち、定期的に学校に通っているのは僅か 30～40% であり、その半数は一度も学校に通ったことがないこと（強調）、中等教育以上の学校に通っているのはごく僅かであること、教育技能、特に読み書きのレベルは、推定される学校教育の期間とほとんど関係がないこと、成人の非識字率はしばしば 50% を超え、場所によっては 80% 以上

⁵1. 前掲、pp. 274-75.

⁶2. Official Journal of the European Communities C 153 of 21 June 1989, pp. 3 and 4.

であることなど、現状は一般的に、特に学校教育に関して憂慮すべきものである、

[50 万人]を超える子どもたちが関係しており、ジプシーやトラベラーのコミュニティでは若者の割合が高く、その半数が 16 歳未満であることから、この数字は常に上方修正されなければならない、

特に、変化する環境に適応し、個人的・職業的な自律を達成するための手段を提供する学校教育は、ジプシーやトラベラーのコミュニティの文化的・社会的・経済的な将来にとって重要な要素であり、親たちはこの事実を認識し、子どもたちに学校教育を望む声が高まっている、

...

7. なんと驚くべきことだろう！1989 年に欧州連合を結成した 12 か国では、25 万人から 30 万人の子どもたちが一度も学校に通ったことがないとされている。

それ以降の傾向は、この認定を裏付ける傾向にあることは避けられない事実である。特に欧州連合の拡大に伴い、この分野での状況の改善を示唆するものは何もない。ロマのコミュニティの人口は、スロバキアで 40 万人、ハンガリーで 60 万人、ブルガリアで 75 万人、ルーマニアで 210 万人と推定されている（同じ情報源による。）合計すると、欧州には 400 万人以上のロマの子どもたちがおり、そのうちおよそ 200 万人は、おそらく生涯学校に通うことはないだろう。

8. 私は、21 世紀の欧州にこのような状況が存在することを恥ずべきことだと考え、この恐ろしい、そして大部分が隠されている真実を公にすることを決意した。何がこの憂慮すべき沈黙を引き起こしたのだろうか。

9. 旧チェコスロバキアに関する統計データによると、1960 年には約 30%のロマ人が学校に通ったことがなかった。この数字は減少し、1970 年には僅か 10%であった。

チェコ共和国の出生児数と就学者数のデータを数値で比較すると、就学率は 20 年後にほぼ 100%に達している⁷。

10. しかし、この悲惨な状況の中で、ロマの子どもたちを含む、事実上すべての子どもたちが学校に通っている欧州の数少ない国の

⁷1. Statistical Yearbook of the Czech Republic 1993, Prague, 1993, pp. 88 and 302.

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判
JUNGWIERT 裁判官の反対意見

一つであるチェコに批判を集中させる必要があると考える人もいる。

さらに、1989 年度及び 1990 年度には、58,889 人の生徒に対して 7,957 人の教師が、1992 年度及び 1993 年度には、48,394 人の生徒に対して 8,325 人の教師がいた⁸。これはつまり、7 人の生徒につき、1 人の教師がいるということである。

11. 何年もの間、欧州諸国は、成功と失敗を組み合わせた奇妙な成果やプロジェクトをしばしば生み出してきた。この問題は、特別支援学校だけでなく、多くの国の教育制度に関係している⁹。

チェコ共和国は、1920 年代に導入された制度を発展させ（本判決第 15 項参照）、これを改善する一方で、特別支援学校への入学に関して以下のような手続上の保護措置を講じることを選択した（第 20 項～第 21 項参照）。

- 親の同意、
- 教育心理学センターの提言、
- 上訴の権利、
- 特別支援学校から普通初等学校に戻る機会。

いわば、チェコ共和国は不平等な教育制度を確立したのである。しかし、この不平等主義には積極的な狙いがある。不利な立場にある人々に有利な積極的な差別を通じて、子どもたちを学校に通わせ、成功の機会を与えるのである。

それにもかかわらず、大多数は、ロマの子どもと非ロマの子どもとの間の待遇の違いが、教育制度を前者のニーズに適合させるという正当な目的を追求するものであり、用いられた手段及び追求された目的との間に合理的な比例関係が存在したことに納得がいかないとわざるを得ないと感じている（本判決第 208 項参照）。

次の意見を最初に表明した Arthur Schopenhauer ほど、この意見をうまく伝えた人はいない。

「言葉に対する独特の満足感が、何よりも誤りを永続させる原因となっている。先人たちから受け継いだ言葉や言い回しを頼

⁸2. 前掲、Prague, 1993, p. 307.

⁹3. 現在フランスで行われている公開討論では、「第 1 学年に入学する生徒の 40% が基礎教育を受けていない。」と指摘されている。第 4 学年終了時には、15 万人の若者がどの教科も習得できないまま退学している（ル・フィガロ紙 2007 年 9 月 4 日付社説）。同紙は 2007 年 9 月 7 日付の記事で、「教育委員会によると、初等学校の生徒の 40%（全体で 30 万人の子供たち）が、毎年、深刻な落第や非常に困難な状況に陥り退学している。」と報じた。

りに、各人が自信満々に不明瞭さや問題を受け継いでいくからである。¹⁰

12. チェコ共和国において、特定のカテゴリーの生徒が基本的な知識を習得できるようにするために多くの取り組みが行われてきたが、チェコ共和国におけるロマの子どもたちの教育に関する状況は理想とは程遠く、改善の余地が残されていることを私は全面的に認める。

とはいえ、この状況を詳しく調べてみると、一つの疑問が浮かんでくる。この分野で、欧州のどの国がより多く、或いは実際に同じくらい多くの取り組みをしてきたのだろうか。共産主義政権が崩壊してわずか数年後に始まったこの時期に、より多くの取り組みを要求し、即座に絶対的な解決策を要求することは、私の考えからすればあまりにも多くを求めており、おそらく不可能でさえある。

13. 私は、分析においても、すべての評価と結論においても、望ましいものと、現実的、可能、或いは単に実現可能なものとを区別することが重要だと考えている。

この規則は、法の領域においても一般的に適用されるべきであり、具体的には本件にも適用されるべきである。申立人らによると、ロマの子どもたちが試験において文化的・言語的な不利を克服できるような措置は講じられていなかった（第40項参照）。

しかし、これもまた、現実性の欠如を見事に物語っている。試験を完全に免除する、或いは無関係にするという考えでない限り、何十年、何世紀にもわたって得られてきた状況が、僅かな法律の規定によって、ある日突然変えられると考えるのは、私に言わせれば幻想である。

14. また、すべての学校制度は、教育だけでなく、評価、差別化、競争、選抜のプロセスを伴うことも忘れてはならない。この事実は現在、フランスの教育制度改革に関する幅広い議論の対象となっている。フランス共和国大統領は、2007年9月4日付の教職関係者への書簡の中で、中等教育及び高等教育への入学のための選抜手続という概念を紹介した。

「中等教育が受けられることを証明しない限り、いずれの者も第1学年に進学すべきではない。高等学校教育を受ける能力があ

¹⁰1. A. Schopenhauer, *The World as Will and Representation* (Volume II), this translation by E.F.J. Payne, Dover, New York, 1966, p. 145.

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判

JUNGWIERT 裁判官の反対意見

ることを証明しない限り、いずれの者も第5学年に進学すべきではない…」¹¹

15. 私は、多数派が出した結論（本判決の第205-10項参照）は、いささか矛盾していると思う。彼らは、チェコ共和国だけでなく、他の欧州諸国においても、ロマの子どもたちの教育に困難が存在することを指摘している。

多くの国において、ロマの子どもたちの半数が学校教育を受けていないこと（上記6及び7参照）を「困難」と表現するのは、異常な婉曲表現である。この非論理的なアプローチを説明するために、多数派は、いくつかの国とは異なり、チェコ共和国がこの問題に取り組むことを選択したことに満足の意を示している（本判決の第205項参照）。

つまり、何もせず、現状のままにしておくこと、つまり、ロマのコミュニティの大部分が直面している問題に立ち向かう努力をしない方が、おそらく望ましく、リスクも少ないということである。

16. 私の見解では、このような抽象的で理論的な推論は、多数派の結論を全く受け入れがたいものになっている。

¹¹. Le Figaro, 5 September 2007, p. 8.

BORREGO BORREGO 裁判官の反対意見

(翻訳)

1. 本件の判決に対し、いささか悲しく思う。

2. 2002 年、Bonello 裁判官は、「当裁判所が、50 年以上にわたって司法調査を続けてきたにもかかわらず、被害者の人種を理由とする、[第 2 条又は第 3 条で保障された] 権利が侵害された事例を今日まで 1 件も発見していないことは、特に憂慮すべきことである。」と述べた (*Anguelova v. Bulgaria*, no. 38361/97, ECHR 2002-IV, dissenting opinion 参照)。5 年前、条約の中核的権利に関する人種差別の事例が 1 件もなかったことは憂慮すべきことであったという Bonello 裁判官の批判には同意するが、本件の判決によって、当裁判所は、幸先の良いスタートを切った。大法廷は本判決において、まるで F1 カーのように、教育という新しく困難な領域に猛スピードで突っ込み、そうすることで、当裁判所が通常従う路線から必然的に大きく逸脱した。

3. 私見では、本件の 2006 年 2 月 17 日の第 2 部判決は健全かつ賢明であり、当裁判所の判例法の好例であった。残念ながら、大法廷判決については同じことを言うことができない。(小法廷判決は 17 頁、大法廷判決は 78 頁であり、判決の長さはその賢明さの尺度にはならないことを物語っている。)

私は 2 点だけに焦点を当てる。

4. アプローチ。

小法廷は、ロマの置かれている現実について様々な組織が懸念していることに触れた後、「しかし、当裁判所は、その役割は前述の機関とは異なるものであり、チェコ憲法裁判所と同様、全体的な社会的背景を評価することが任務ではないことを指摘する。本件における当裁判所の唯一の任務は、個々の申立を審査することである。」(第 45 条)と述べた。

5. しかし、大法廷はまったく逆のことを行っている。すべての司法機関が担うべき役割に反して、判決文全体が、最初の頁(「歴史的背景」)から最後の段落に至るまで(「欧州評議会の資料」のレビュー(14 頁)、「共同体の法律と慣行」(5 頁)、国際連合の資料(7 頁)、及び「その他の資料」(3 頁、奇妙なことに、欧州監視センターへの言及を除いては、英米の制度、つまり貴族院及びアメリカ合衆国最高裁判所からのみ引用されている。))を含む。)、社会的背景全体の評価に費やされている。このように、一例を挙げれば、当裁判所は第 182 項の冒頭において、「当裁判所は、彼らの

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判
BORREGO BORREGO 裁判官の反対意見

激動の歴史と絶え間ない根絶の結果、ロマは不利な立場に置かれ、弱い立場にある少数民族の一つとなったことに留意する。」と述べている。このようなことを行うことが当裁判所の役割なのだろうか。

6. 同様に、大法廷は、ロマ及び非ロマの子どもとの間に差別的な待遇の差があると認定した後、第 209 項において、「関連法規が..... ロマのコミュニティに対し、不相応に偏見に満ちた影響を及ぼしたことが立証されている以上、当裁判所は、ロマのコミュニティの一員である申立人らも必然的に同じ差別的待遇を受けたと考える。したがって、個々の事例を検討する必要はない。」と述べているが、私の考えでは、この見解は、裁判所として適切ではない。

7. すなわち、第二の ECRI（人種差別と不寛容に反対する欧州委員会）となり、個々の申立（例えば、申立人第 9 号、第 10 号、第 11 号、第 16 号及び第 17 号の状況）についての審査を省略することが、当裁判所の新たな役割である。これは、同判決の第 49 項及び第 50 項において、小法廷が従う手続とは完全に対照的である。

8. 2007 年 1 月 17 日の審問では、申立人である子どもたち（オストラヴァ出身）の代理人（ロンドン及びニューヨーク出身）は、口頭陳述で、ロマが欧州において受けているとする差別についての説明をするにとどまった。

9. 申立人である子供たちや、未成年者であった申立人の親たちは、いずれも審問に出席していなかった。申立人とその親たちの個々の状況は忘れ去られていた。裁判所規則第 36 条第 4 項は、代理人は申立人の代理を務めると規定しているため、私はイギリス及びアメリカの 2 人の代理人に、未成年の申立人又はその親たちに会ったことがあるかについてや、オストラヴァに行ったことがあるかについて、非常に簡単な質問をした。しかし、回答は得られなかった。

10. 私は今でも、大法廷の審問室が、未成年の申立人及びその親たちの生活や問題から切り離された象牙の塔と化し、出席者が欠席者に対して優位性を誇示することができる場となっていたという印象を持っている。

11. ロマの親たち及び子どもたちの教育：

子どもたちの教育について、小法廷判決では、「当裁判所は、子どもたちが教育を受けることを保証することは、親の当然の義務の一部であり、親の責任であったと指摘している...」（第 51 条）とされた。事実関係の分析後、小法廷は、第一議定書第 2 条と併せて考慮される第 14 条の違反はなかったと判断した。

12. 私は、未成年の申立人の親たちに関して大法廷がとった姿勢は、極めて偏狭なものであり、すべてのロマの親たちに関係してい

ることであるため、率直に言って容認できないものであると考えている。これは規範からの大きな逸脱であり、人権裁判所では考えられないほどの優越感を反映したものであり、ロマの親たちの人間としての尊厳を傷つけるものである。

13. 大法廷はまず、ロマの親たちが親としての義務を果たす能力に対し、疑問を投げかけている。本判決では、「当裁判所は、弱い立場にあるコミュニティの一員であり、教育水準が低いことが多いロマの子どもの親たちが、置かれた状況のあらゆる側面と、自らが同意することの結果とを天秤にかけて判断する能力があったとは認められない。」（第 203 項）とされた。このような主張は不当に辛辣かつ不必要であり、何よりも根拠がない。

14. 大法廷は続けて、「大法廷は、仮に「インフォームド・コンセントの」条件が満たされたと仮定しても、人種差別を受けない権利の放棄は、重要な公共の利益に反するため、許容できないと考える。」（第 204 項）として、ロマの親たちに対する否定的な評価をさらに強めている。

私はこれにとりわけ懸念を示す。大法院は、ロマの子どもを持つすべての親は、インフォームド・コンセントを行う能力があると「仮定しても」、子どもの学校を選択することができないと主張している。このような見解は、特定の「善意の」人々が、自分たちの人生観をすべての人に押し付けることを余儀なくされていると感じるがゆえに、親が特定の社会集団に属している場合に、子どもが親から「誘拐」されるという、私たちがよく知るひどい経験を招きかねない。人種差別を通じて人種差別と戦うという、人間の悲しい伝統の一例である。

15. 何と皮肉なことか、未成年の申立人の親たちは、自分の子どもたちを育てる資格はないが、面識もない英国や北米の代理人に有利な当局に署名する資格はあるというのだ！

16. 私は同僚たちが表明した反対意見に同意し、その見解に全面的に賛同する。

17. 欧州裁判所がその司法の役割から逸脱すれば、混乱状態に陥り、欧州にとって悪影響を及ぼすだけである。本判決に内在する規範からの逸脱は重大であり、ロマのすべての親が子どもを教育するには不適格であるとみなされているという事実は、侮辱であると私は考える。それゆえ、私はこの侮辱の被害者たちと同じ立場に立ち、「Jsem český Rom (私は、ロマ系チェコ人です。)」と宣言する。

Šikuta 裁判官の反対意見

大変遺憾ながら、私は、本件において第一議定書第 2 条と併せて考慮される条約第 14 条の違反があったと認定した多数派の意見に同調することはできない。同調できない主な理由を簡単に説明したい。

一般論として、中欧・東欧におけるロマの状況は非常に複雑であり、容易かつ単純なものではなく、関係するすべての主要な関係者、とりわけ政府の取り組みが必要であることには同意する。しかし、このような状況は何百年にもわたって発展してきたものであり、歴史的、政治的、経済的、文化的、その他様々な要因の影響を受けている。各国政府は、このプロセスにおいて積極的な役割を果たさなければならない、したがって、満足のいく状況に到達するために、関連する措置やプロジェクトを採用する義務がある。ロマの問題は、そのような観点から、生きた、そして絶えず発展する問題として捉えるべきである。

当裁判所の判例法¹²は、客観的かつ合理的な理由がある場合には、「その他の類似の状況にある者」の待遇の違いは第 14 条に反する差別を構成しないことを明確に定めている。すなわち、それが「正当な目的」を追求するものであること、或いは採用された手段と実現しようとする目的との間に「合理的な比例関係」があることが示される場合である。正当化の妥当性は、民主主義社会で適用される原則を考慮しつつ、検討中の措置の目的及び効果を参照して評価されなければならない。

「その他の類似の状況」における相違が異なる待遇を正当化するか否か、及びどの程度正当化するかについて評価するに当たり、当裁判所は、締約国に対し、一定の評価の余地を認めている¹³。政府が、特殊学校の設立を通じてすべての子どもたちに義務教育を提供するという任務を果たすことを選択したという事実は、十分にその評価の余地の範囲内であった。

特別支援学校は、特別な学習困難や特別な学習ニーズを持つ子どもたちのために、義務教育である基礎教育をすべての子どもたちに保障するという政府の任務を果たす手段として導入された。特別支援学校の導入は、満足のいく、或いは少なくとも改善された教育状

¹²1. 例えば、*Willis v. the United Kingdom*, no.36042/97, § 48, ECHR 2002-IV 参照。

¹³2. *Gaygusuz v. Austria*, 16 September 1996, § 42, *Reports of Judgments and Decisions* 1996-IV.

況に到達することを最終的な目的とした、上述のプロセスのもう一つの段階として捉えられるべきである。特別支援学校の教育の導入は、完全な解決策ではないが、特別な教育的ニーズを持つ子どもたちが、普通学校に通い、通常のカリキュラムに沿うための準備レベルの違いを克服することを支援する国の積極的な行動とみなされるべきである。

したがって、一般的には、適切な方法を選択することができる資格を有する専門家によって実施された心理テストの客観的な結果に基づいて、特別支援学校に在籍する子どもと普通学校に在籍する子どもとで待遇が異なることについて、客観的かつ合理的な正当性が存在したことがわかる。普通学校に通う子どもと特別支援学校に通う子どもの待遇が異なっていたことには同意する。しかし同時に、普通学校と特別支援学校のいずれのタイプの学校も入学可能であり、また事実上、ロマと非ロマの両方のカテゴリーの子どもたちが当該時点で通っていたのである。

そのため、どの子どもをどのタイプの学校に推薦するかを決定する唯一の決定的な基準は、心理テストの結果であった。このテストは、資格を有する専門家によって作成されたものであり、その専門性については、当事者の誰もが異議を唱えなかった。いずれかのタイプの学校（普通学校又は特別支援学校）に通う子どもたちの待遇の違いは、単に、その子どもたちの知的能力のレベルの違いによって、また、普通学校に代表される既存の学校制度が課すすべての要件にうまく従うための準備及び心構えのレベルの違いによって決定された。

したがって、とりわけ国内の特定の地域から得られた孤立した統計的証拠は、それ自体で、申立人を特別支援学校に編入させたことが人種的偏見の結果であったと結論付けることを可能にするものではない。なぜなら、例を挙げると、特別支援学校にはロマの子ども及び非ロマの子どもの両方が通っていたからである。統計は、それだけで差別的と分類されうる慣行を開示するには十分ではない（*Hugh Jordan v. the United Kingdom*, no. 24746/94, § 154, 4 May 2001 参照）。普通学校にもロマの子供たちが通っていたという事実は、人種や種族的出身以外の選考基準が存在したことを証明しているにすぎない。また、申立人の何人かが普通学校に転校したという事実は、状況が不可逆的ではなかったことを証明している。

また、特別支援学校に編入させられた子どもたちの親は、その編入に同意し、そのうちの何人かは、実際に子どもをそこに編入するよう管轄当局に要請したことにも留意すべきである。このような一部の申立人の親の積極的な行動は、そのような学校の存在、及び学

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判

Šikuta裁判官の反対意見

校教育制度におけるその役割について、親が十分かつ適切に知らされていたことを示すものでしかない。一般的に、未成年の子どもの教育に関しては、その親よりも専門家の方が決定を下す能力があることは疑いない。いずれにしても、特別支援学校に子どもを編入させるという親の決定が「子どもの最善の利益」に反するという疑念があれば、子どもの最善の利益を評価するために、このような事例を少年裁判所に提訴する権限及び義務を有するオストラヴァ福祉事務所の保育課 (Child Care Department of the Ostrava Welfare Office) が介入することができたはずである。しかし、福祉事務所及び申立人の親たちのいずれも、この問題を取り扱う権限を有する少年裁判所に問い合わせることをしなかったため、そうはならなかった。

以上のことから、私は、ロマであるか非ロマであるかに関わらず、普通学校に通う子どもたちと特別支援学校に通う子どもたちとの間に待遇の差があったという結論に達した。このような待遇の差には、客観的かつ合理的な正当性があり、すべての子どもたちに義務教育を提供するという正当な目的を追求していた。

しかし、私はまた、「その他の類似の状況にある者」とみなされる、同じ特別支援学校に通う子どもたち（ロマ及び非ロマ）の間に待遇の差はないという結論に達した。私は、特別支援学校に通うロマの子どもたちが、同じ特別支援学校に通う非ロマの子どもたちよりも不利に扱われているという結論を導く法的根拠も事実に根拠も、今回の事例には見いだせなかった。特別支援学校に通うロマの子どもたちだけが、普通学校に通う非ロマの子どもたち（又はすべての子どもたち）と比べて差別を受けたと結論付けることは、この2つのグループの子どもたちは「その他類似の状況にある者」ではないため、容認できない。また、非ロマの子どもたちは特別支援学校に通っており、同時にロマの子どもたちも、人種に関係なくすべての子どもたちに共通である心理テストに合格した結果のみに基づいて普通学校に通っていたように、両方の「グループ」が同じ入学条件を有し、両方のタイプの学校に通っていたということを理由に、上記の通り結論付けることも許容できない。

以上のことから、私は、申立人らがロマのコミュニティの一員であるために、特別支援学校に編入させられたことで差別的扱いを受けたという意見には同意できない。

申立人らのリスト

1. D.H.氏は、1989年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・プリヴォス在住である。
2. S.H.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・プリヴォス在住である。
3. L.B.氏は、1985年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・フィフエイディ在住である。
4. M.P.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・プリヴォス在住である。
5. J.M.氏は、1988年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・ラドヴァニツェ在住である。
6. N.P.氏は、1989年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ在住である。
7. D.B.氏は、1988年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・ヘルマニツェ在住である。
8. A.B.氏は、1989年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・ヘルマニツェ在住である。
9. R.S.氏は、1985年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・クンチチキー在住である。
10. K.R.氏は、1989年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・マリャンスケ・ホーリ在住である。
11. Z.V.氏は、1990年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・フルショフ在住である。
12. H.K.氏は、1990年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・ヴィトコヴィツェ在住である。
13. P.D.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ在住である。
14. M.P.氏は、1990年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・フルショフ在住である。
15. D.M.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・フルショフ在住である。
16. M.B.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ1区在住である。
17. K.D.氏は、1991年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・フルショフ在住である。

D.H.およびその他の対チェコ共和国裁判

Šikuta裁判官の反対意見

18. V. Š. 氏は、1990 年生まれのロマ系のチェコ国民で、オストラヴァ・ヴィトコヴィツェ在住である。

翻訳：

